

第2期

盛岡市子ども・子育て支援事業計画

(第2期盛岡市次世代育成支援対策推進行動計画・後期行動計画)

あふれる子どもの笑顔と育てる喜び，支えるみんなのあったかな手



令和2年3月

盛岡市

はじめに

子ども・子育て支援新制度の本格的スタートに伴い、本市が平成27年3月に「盛岡市子ども・子育て支援事業計画」を策定してから5年が経過しました。

この間、本市は、喫緊の課題であった待機児童の解消に向け、保育所等の新設による定員拡大や、定員弾力化などに取り組み、4月1日時点の待機児童数を4年連続で0人としたほか、ニーズが高まりつつある放課後の児童の居場所づくりや、全国的に増加傾向にある児童虐待への対応などにも積極的に取り組み、一定の成果が得られたところであります。

しかしながら、子ども・子育てを取り巻く環境には未だ課題も多く、本市が第2期計画の策定に当たって子育て世帯を対象に実施したニーズ調査では、年間を通じた待機児童の解消に向けて引き続きの取組が必要であることや、子育ての経済的負担の軽減、安心・安全な子どもの居場所・遊び場の確保・充実を求める声が多数あることなどが確認されました。

こうした状況を踏まえ、第2期計画においては、第1期計画に掲げられた「あふれる子どもの笑顔と育てる喜び、支えるみんなのあったかな手」の基本理念を継承しつつ、「子どもの最善の利益」が実現され、一人一人の子どもが健やかに成長し、子育て家庭が安心して子どもを産み育てるよう、子どもと子育て家庭のニーズに即した取組を、総合的・計画的に推進してまいりたいと存じております。

市民、地域、企業、団体等関係者の皆様と一層の連携協力を図りながら、総合的かつ計画的に事業を進めてまいりたいと存じますので、引き続き御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、多大な御尽力を賜りました盛岡市子ども・子育て会議委員の皆様、子ども・子育てに関するニーズ調査やパブリックコメントなどにおいて貴重な御意見、御提言をいただきました多くの市民の皆様、御指導を賜りました関係機関、団体の皆様に厚くお礼を申し上げます。

令和2年3月

盛岡市長 谷藤裕明

目 次

第1章 計画の策定に当たって	1
1 策定の背景と目的	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	2
第2章 盛岡市の子育てを取り巻く現状と課題	3
1 人口及び出生の状況	3
2 家庭の状況	5
3 子育て支援の状況	7
4 母子保健の状況	12
5 特別な支援を必要とする子どもの状況	14
6 「子ども・子育てに関するニーズ調査（平成30年度(2018年度)）」の状況	16
7 第1期子ども・子育て支援事業計画の取組状況	30
第3章 計画の基本的な考え方	42
1 基本理念	42
2 基本目標	42
3 施策の体系	43
第4章 施策の展開	45
1 教育・保育提供区域の設定	45
2 基本目標ごとの事業内容	49
基本目標1 全ての子どもが健やかに育つ環境づくり	49
実施施策(1) 幼児期の教育・保育の充実と質の向上	49
実施施策(2) 放課後の子どもの居場所づくり	65
実施施策(3) 障がいのある子どもへの支援の充実	68
実施施策(4) 児童虐待の防止	71
基本目標2 安心して産み、育てられる環境づくり	74
実施施策(1) 母子保健の充実	74
実施施策(2) 子育て世帯への支援の充実	78
実施施策(3) 経済的負担軽減対策の充実	83
実施施策(4) ひとり親家庭等への支援・子どもの貧困対策の充実	85

基本目標 3 みんなで子ども・子育てを支える環境づくり.....	86
実施施策(1) 地域における子ども・子育て支援の促進.....	86
実施施策(2) 仕事と家庭の両立支援	88
実施施策(3) 子育てを応援する仕組みづくり.....	90
3 関連事業一覧	92
第5章 計画の評価と推進	105
1 計画の評価	105
2 計画の推進	105
資料編	106
1 盛岡市第2期子ども・子育て支援事業計画の策定経過等.....	107
2 盛岡市子ども・子育て会議	108

第1章 計画の策定に当たって

1 策定の背景と目的

我が国の急速な少子・高齢化の進行は、労働力人口の減少や社会保障負担の増加など、地域社会へ深刻な影響を及ぼすことが懸念されています。

また、女性の社会進出に伴う共働き家庭の増加や核家族の進行、地域のつながりの希薄化による子育て世帯の孤立化など、子どもや家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

このような社会情勢の中、国は、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、
「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的向上」、
「地域の子ども・子育て支援の充実」
に向けた取組を総合的に推進することを目的とする、子ども・子育て関連3法^{*1}を平成24年（2012年）8月に制定し、平成27年度（2015年度）から「子ども・子育て支援新制度」として本格実施しました。

子ども・子育て支援新制度では、市町村は、5年を1期とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定し、幼児期の学校教育・保育、地域子育て支援を総合的かつ計画的に実施することとされました。

本市では、盛岡市次世代育成支援対策推進行動計画を踏まえながら、平成27年度からの新たな計画として、「あふれる子どもの笑顔と育てる喜び、支えるみんなのあったかな手」を基本理念とする「盛岡市子ども・子育て支援事業計画」（以下「第1期計画」という。）を策定し、保育所における待機児童の解消などをはじめ、各般の取組を推進してきました。第1期計画を総括すると、おおむね計画どおりに進捗したものと認められますが、令和元年度の10月から実施されている幼児教育・保育の無償化の影響により新たな保育需要の拡大が予想されることや、児童虐待に関する相談件数の増加、子どもの貧困対策、子育ての孤立感・負担感の高まりなどの課題を解決するためにも、子ども・子育てを支援する更なる取組が必要です。

このような中、第1期計画における成果を継承しつつ、子どもや家庭を取り巻く新たな課題などに対応し、子ども・子育て支援の更なる充実を図るための総合的な計画として、「第2期盛岡市子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

*1 子ども・子育て関連3法

① 「子ども・子育て支援法」（平成24年法律第65号）

② 「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」（平成24年法律第66号）

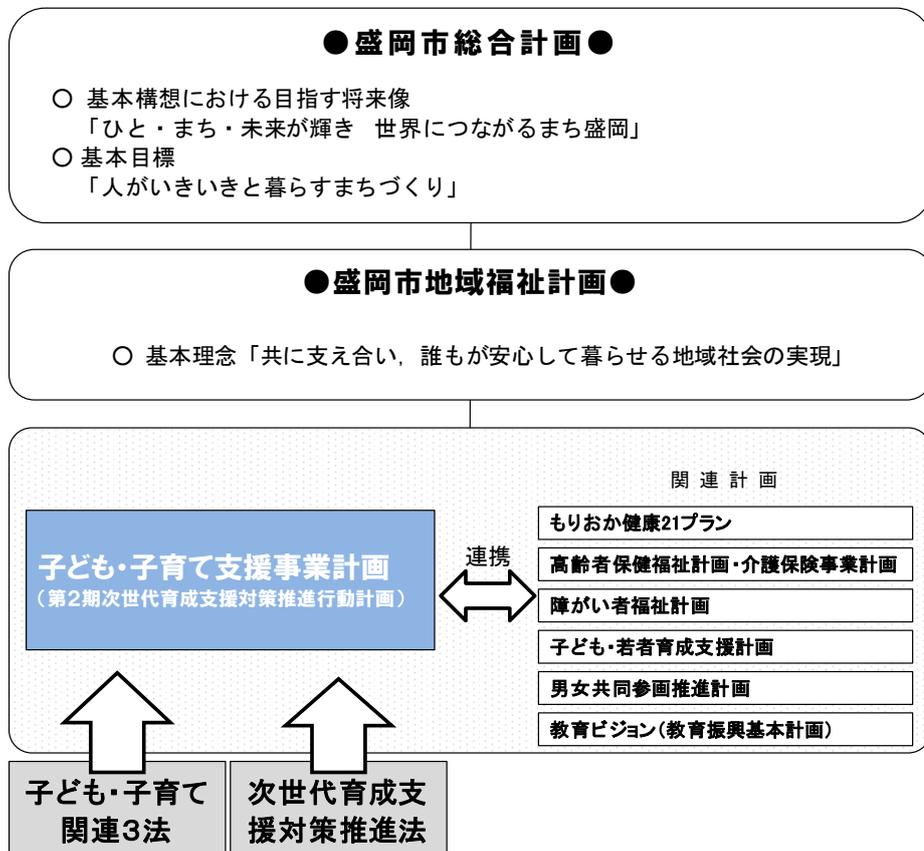
③ 「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成24年法律第67号）

2 計画の位置付け

本計画は、本市のまちづくりの基本指針である、盛岡市総合計画及び保健福祉分野を推進するための総括的な計画である盛岡市地域福祉計画をはじめとする他の関連計画との整合を図り、本市の子ども・子育て支援及び次世代育成に関する具体的な施策を推進するための指針として策定するものであり、少子化対策の一端を担うものです。

また、本計画は、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」と、子ども・子育て支援法第61条に基づく「子ども・子育て支援事業計画」を一体的に策定するものです。

図 1 計画の位置付け



3 計画の期間

「子ども・子育て支援法」では、本計画は5年ごとに策定するものとされていることから、第2期計画として令和2年度（2020年度）から6年度（2024年度）までを計画期間とします。

ただし、計画期間中であっても、市民ニーズや社会情勢の変化などを踏まえながら、必要に応じて見直しを図っていくこととします。

第2章 盛岡市の子育てを取り巻く現状と課題

1 人口及び出生の状況

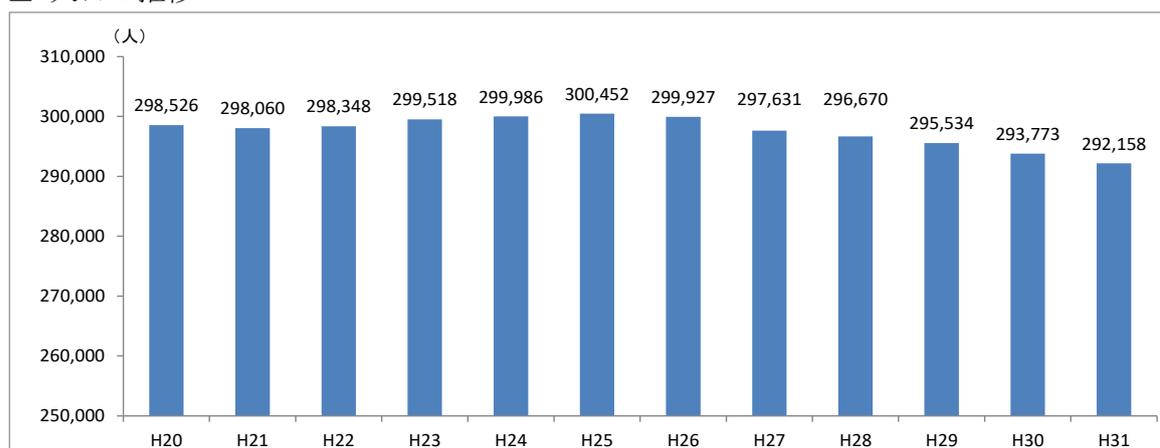
(1) 人口の推移と出生の動向

本市の人口は、平成23年（2011年）から25年（2013年）までは、転入が転出を上回る転入超過となり、増加傾向にありましたが、26年（2014年）以降は減少傾向に転じています。

出生数は、平成24年（2012年）以降、減少傾向となっており、29年（2017年）で2,245人と過去10年間では最も少なくなっています。合計特殊出生率*2は、平成20年（2008年）以降は上昇を続けていましたが、29年（2017年）には前年度より0.01ポイント下回り、全国値とは同程度、岩手県よりは下回っている状況です。

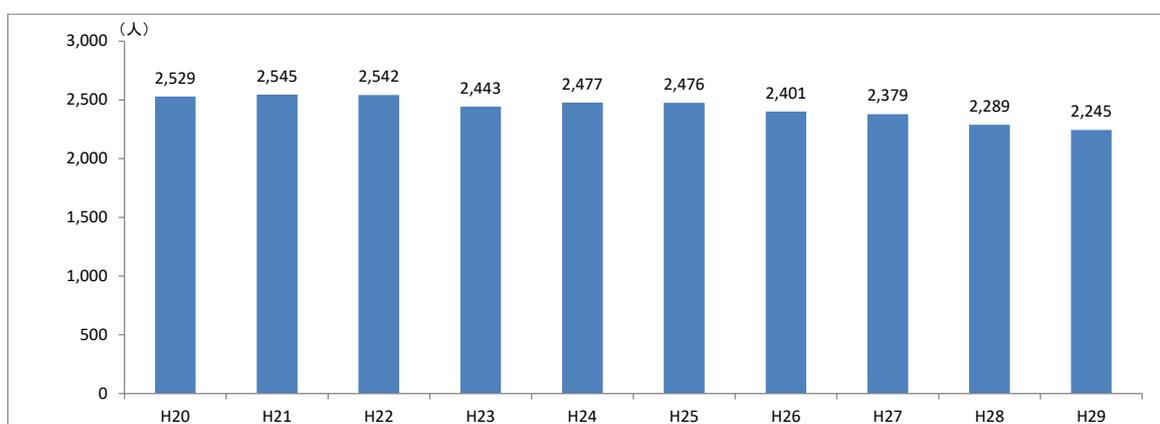
合計特殊出生率は上昇傾向で推移していますが、合計特殊出生率の対象となる15歳から49歳までの女性の人口が減少していることから、出生数は減少しているものと考えられます。

□ 人口の推移



資料：国勢調査人口及び推計人口（毎年10月1日現在）

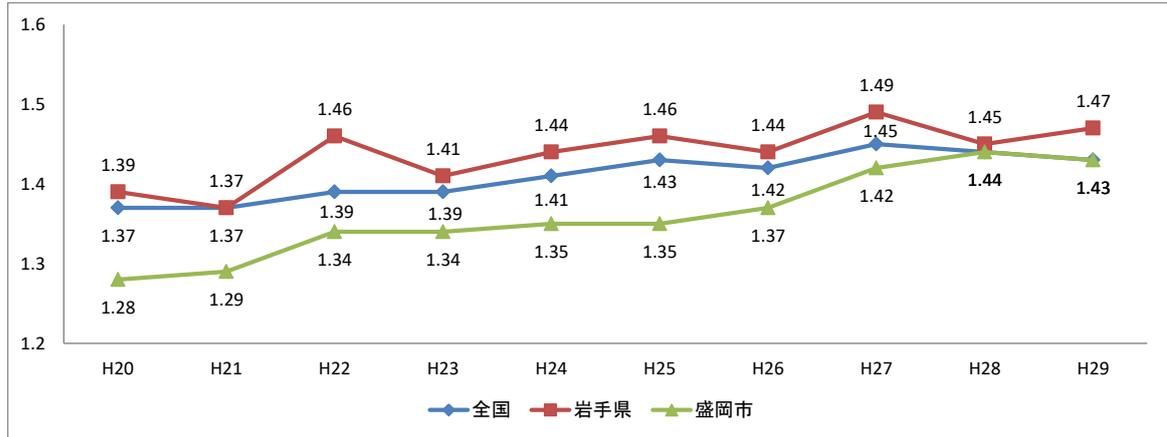
□ 出生数の推移



資料：岩手県保健福祉年報

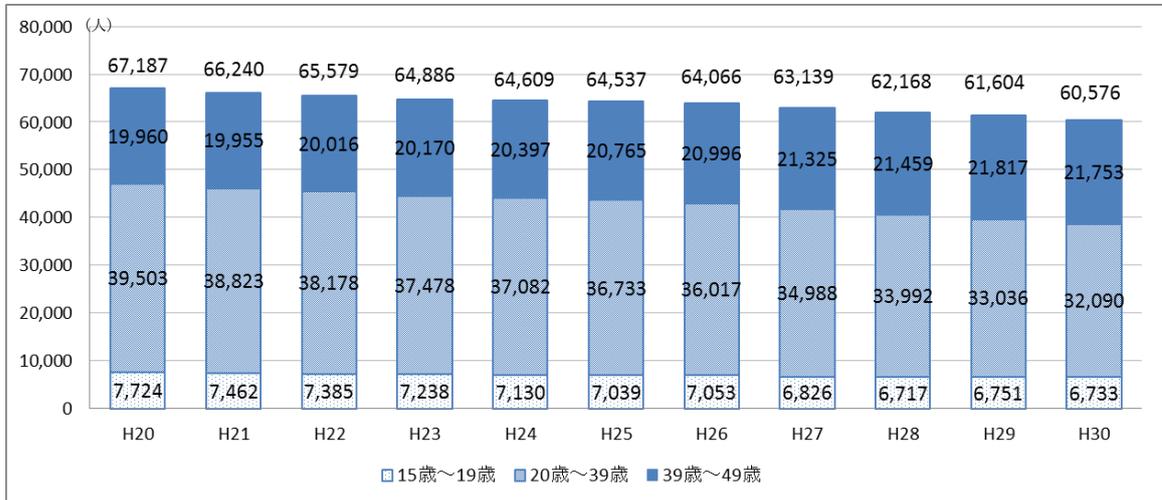
*2 合計特殊出生率 … 15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したものであり、一人の女性が一生の間に生む子どもの数を表します。

□ 合計特殊出生率の推移（全国，岩手県，盛岡市）



資料：岩手県保健福祉年報，厚生労働省「人口動態統計」

□ 女性人口（15～49歳）の推移



資料：住民基本台帳人口（毎年3月末日現在）

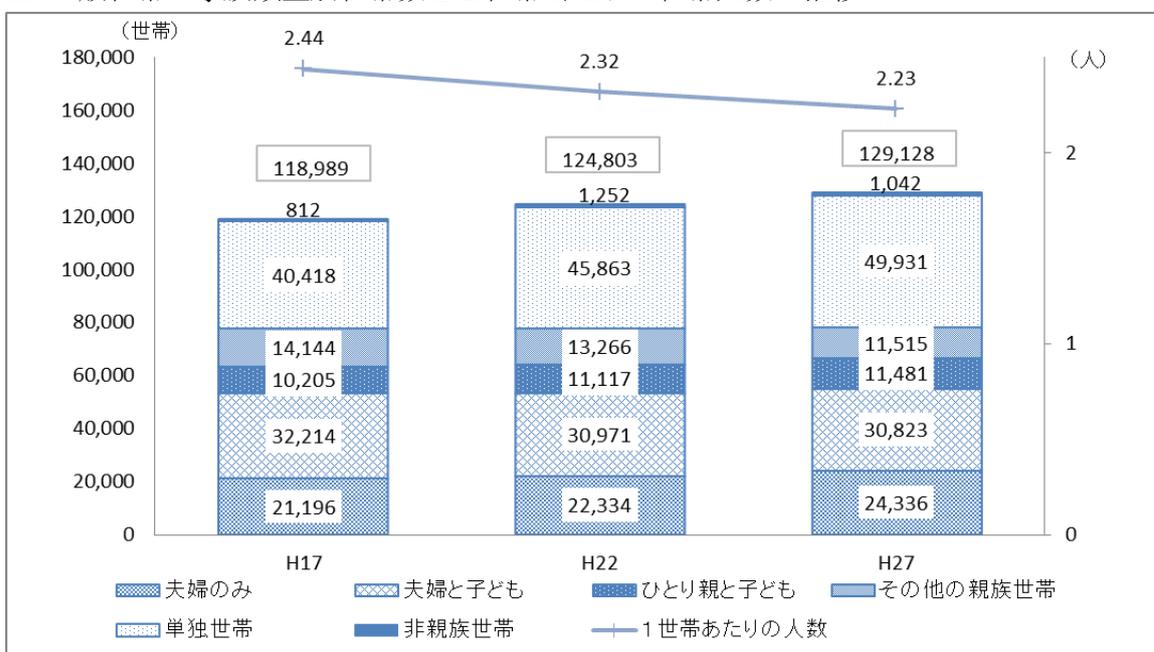
2 家庭の状況

(1) 世帯の状況

本市の世帯状況は、世帯数は増加していますが、1世帯当たりの人数は減少が続いています。世帯数は、平成17年（2005年）の118,989世帯から27年（2015年）には129,128世帯へ28,881世帯増加しています。1世帯当たりの人数は、平成17年（2005年）の2.44人から27年（2015年）には2.23人まで減少しています。

また、世帯構成については、「ひとり親と子ども世帯」が10,205世帯（平成17年（2005年））から11,481世帯（27年（2015年））と増加する一方で、三世帯同居が含まれる「その他の親族世帯」が年々減少しており、核家族化が進んでいるものと考えられます。

□ 一般世帯の家族類型別世帯数と1世帯当たりの世帯人数の推移



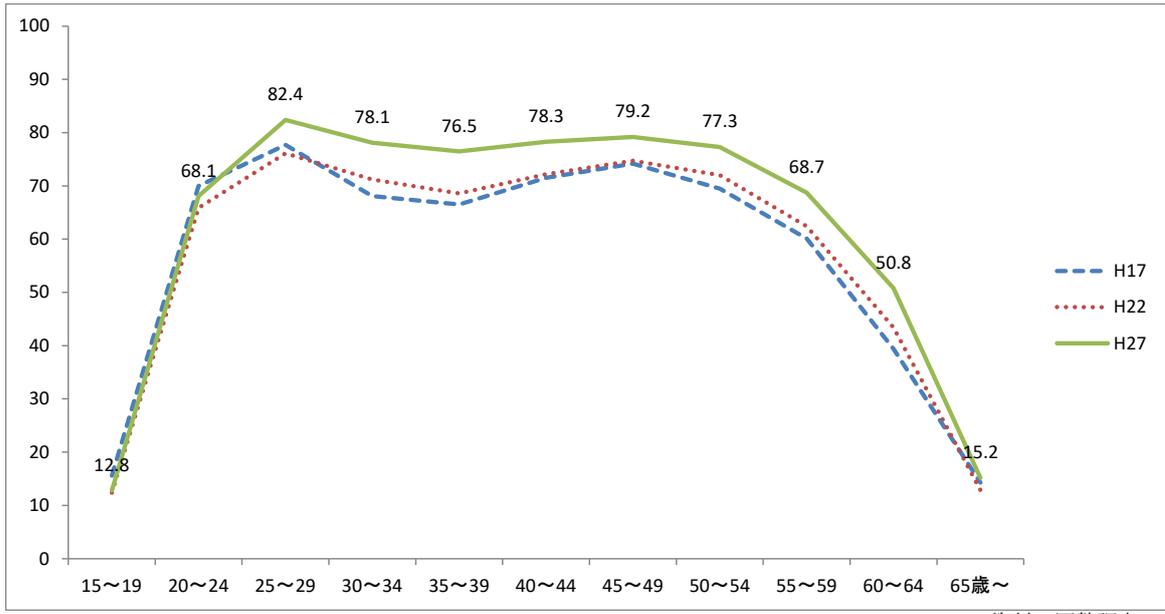
資料：国勢調査

(2) 就労をめぐる動向

本市の女性の労働力率^{*3}は、出産・育児期に落ち込み、再び増加するM字カーブを描いていましたが、落ち込みの大きい30～44歳の就業率は、平成22年に比べると27年で上昇し、M字カーブは緩やかになっています。このことから、結婚や出産を迎える年代で働く女性が増えていることが読み取れます。

*3 労働力率 … 15歳以上人口に対する労働力人口の割合

□ 女性の年齢階級別労働力率の推移



資料：国勢調査

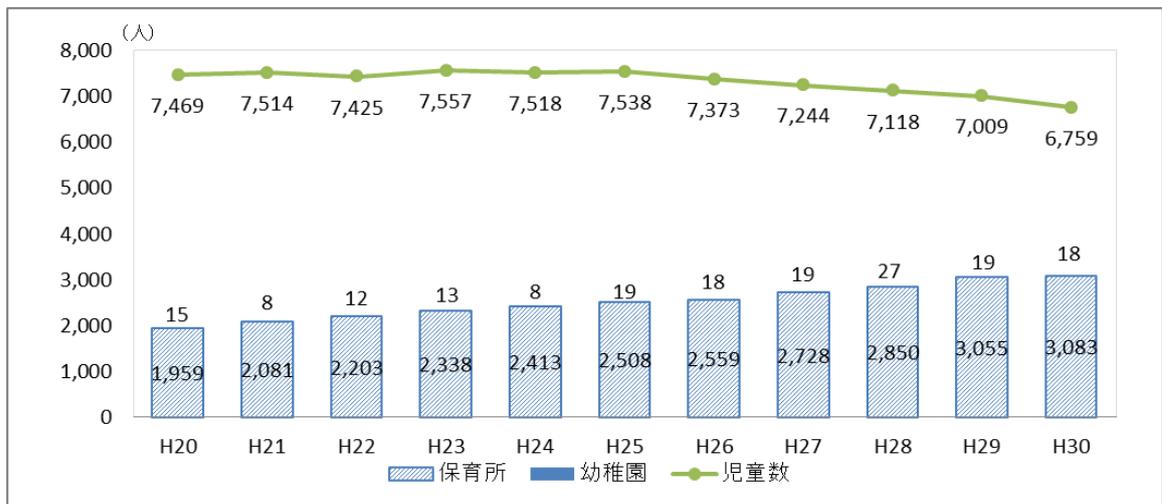
3 子育て支援の状況

(1) 就学前児童の幼児教育・保育の利用状況

3歳未満の児童数は、平成25年度（2013年度）以降、減少が続いていますが、保育所利用者数は一貫して増加傾向にあり、29年度（2017年度）には、3,000人を超えています。

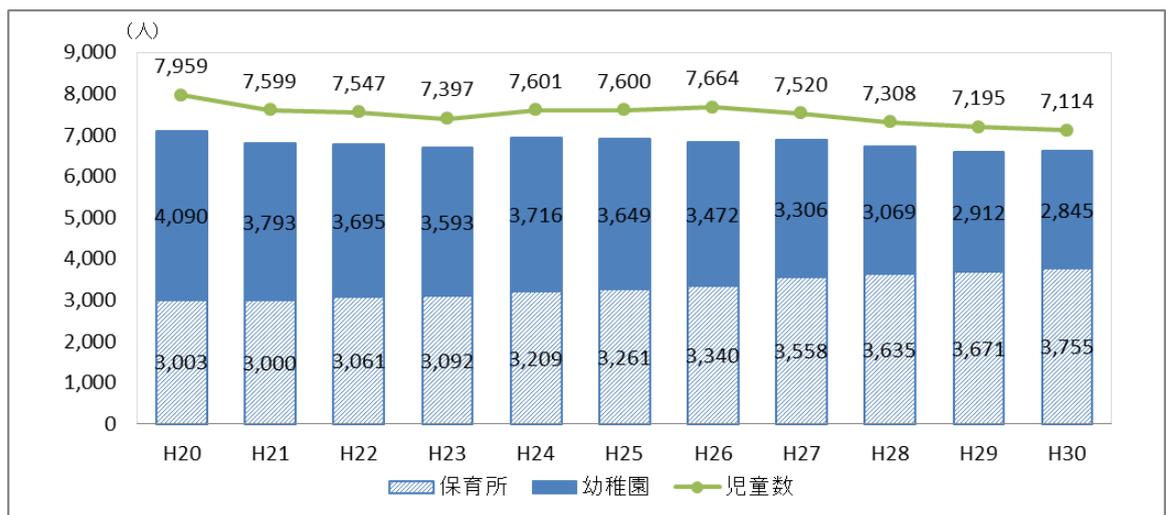
3歳以上の保育所利用者数も増加傾向にあります。幼稚園利用者数は、平成21年度（2009年度）から減少傾向にあります。

□ 認可保育所及び幼稚園利用者数の推移（0～2歳）



資料：学務教職員課，子育てあんしん課

□ 認可保育所及び幼稚園利用者数の推移（3～5歳）



資料：学務教職員課，子育てあんしん課

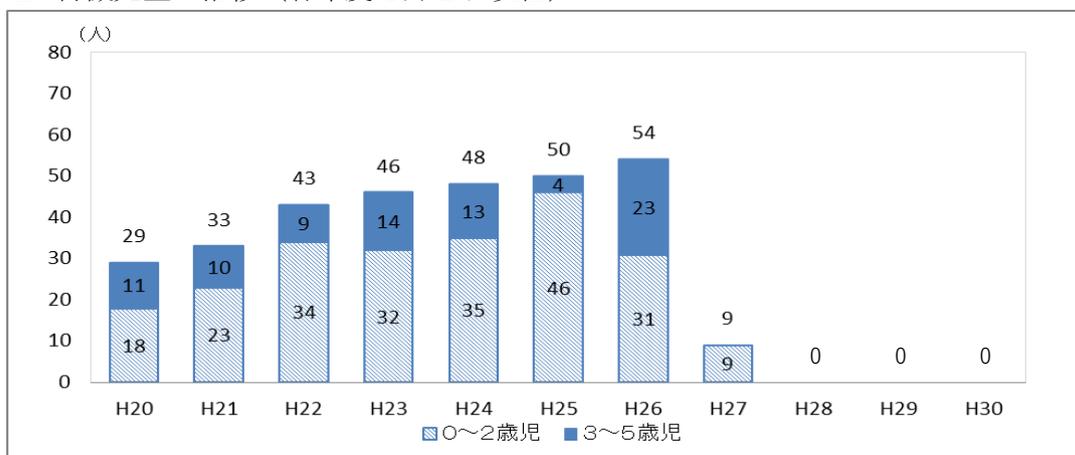
(2) 保育サービス等に関すること

本市では、仕事と子育ての両立を支えるためのサービスのほか、子育ての負担感を軽減することを目的に、多様なニーズにきめ細かく対応する子育て支援体制づくりに努め、保育サービス等の充実を図ってきました。

認可保育所等については、平成26年度（2014年度）から30年度（2018年度）までの5年間で全体の定員を884人増やしてきました。本市の年度当初の待機児童^{*4}の状況は、平成20年度（2008年度）以降増加が続き、26年（2014年）度に54人となりましたが、27年度（2015年度）は9人、28年度（2016年度）以降の待機児童はゼロが続いています。

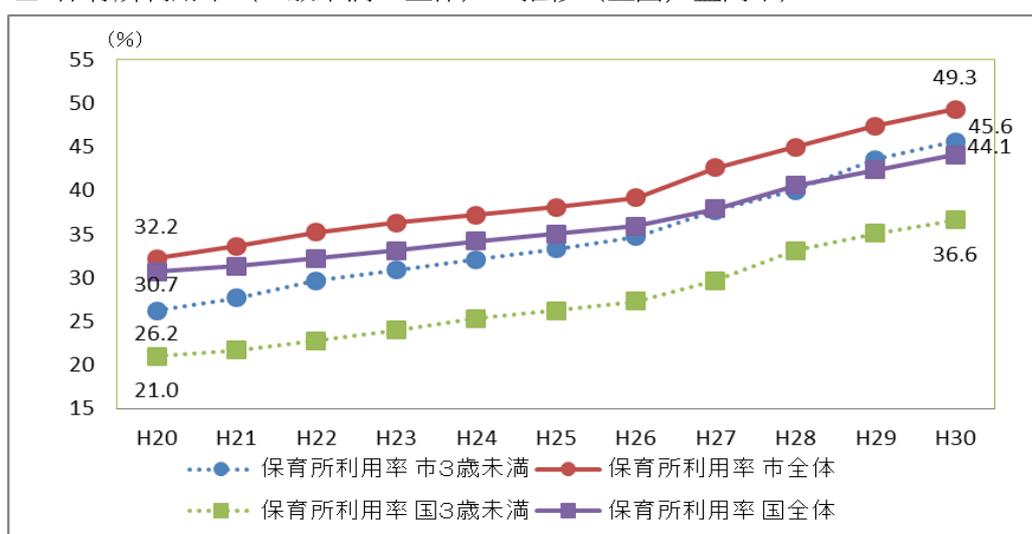
保育所利用率^{*5}は、3歳未満、3歳以上ともに上昇傾向にあります。平成30年度（2018年度）の利用者を全国平均と比較すると、3歳未満で9.0ポイント、全体では5.2ポイント上回っています。

□ 待機児童の推移（各年度4月1日現在）



資料：子育てあんしん課

□ 保育所利用率（3歳未満・全体）の推移（全国、盛岡市）



資料：厚生労働省「保育所関連状況とりまとめ」、子育てあんしん課

*4 待機児童 … 保育の必要性があり、認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所のいずれかへ入所申込を行っているが、入所できる施設がなく入所できていない児童

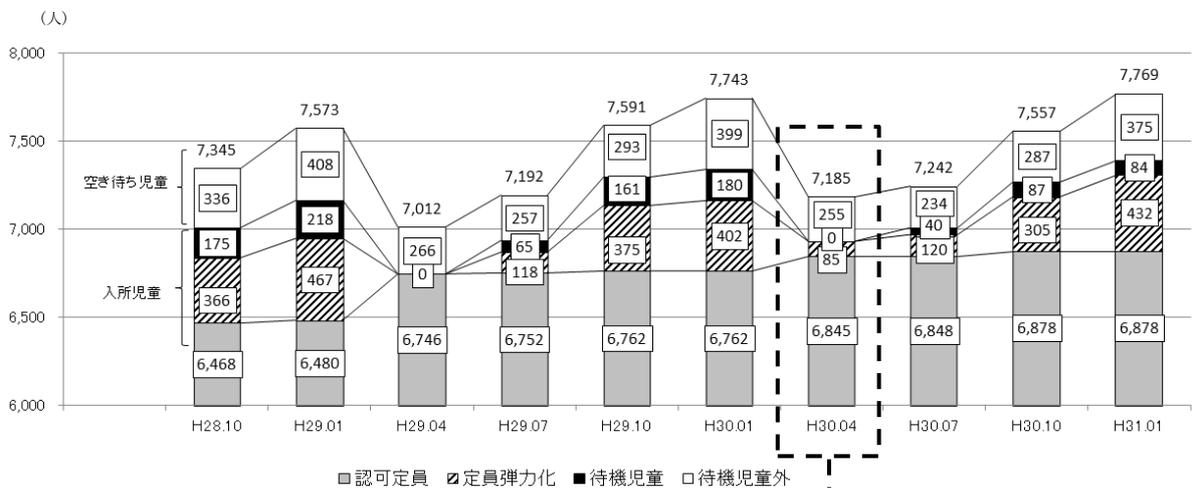
*5 保育所利用率 … 当該年齢の保育所利用児童数÷当該年齢の就学前児童数

■ 待機児童の状況

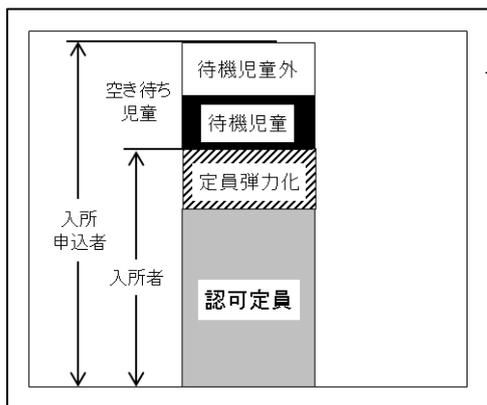
本市では、待機児童の解消に向けて認可保育所の新設などにより定員の増加を図り、平成28年度（2016年度）以降は年度当初の待機児童がゼロとなっていますが、年度途中で待機児童が発生し、年度末に向けて増加していきます。これは、年度途中で育児休業からの復帰などによる利用申込みがあることが考えられます。年度途中の児童の入所は定員の弾力化*6によって対応していますが、既に年度当初から定員の弾力化により児童の受け入れを行っており、年度途中に入所できる児童の数が少なくなっています。

保育の需要が高い傾向が続いていることから、年間を通じた待機児童及び空き待ち児童*7の解消を図るため、引き続き、保育の受け皿の確保が必要です。

□ 入所児童と空き待ち児童（待機児童+待機児童外*8）の推移



資料：子育てあんしん課



卒園する5歳児に比べ、新たに入園する児童（主に0歳児）は育児休業を取得しているなどの理由により少ないため、年度当初は入所児童数が減少します。定員の弾力化による受け入れや待機児童も少なくなります。

*6 定員の弾力化 … 認可定員を超えて設備運営基準を満たす範囲内で児童の受け入れをすること。

*7 空き待ち児童 … 保育所へ入所申込みをしているが、入所できない児童。待機児童のほかに保護者が未就労（母子・父子家庭を除く）の児童や特定の保育所のみへの入所を希望している児童などをいいます。

*8 待機児童外 … 保護者が未就労（母子・父子家庭を除く）の児童や特定の保育所のみへの入所を希望している児童など、空き待ち児童のうち待機児童以外の児童

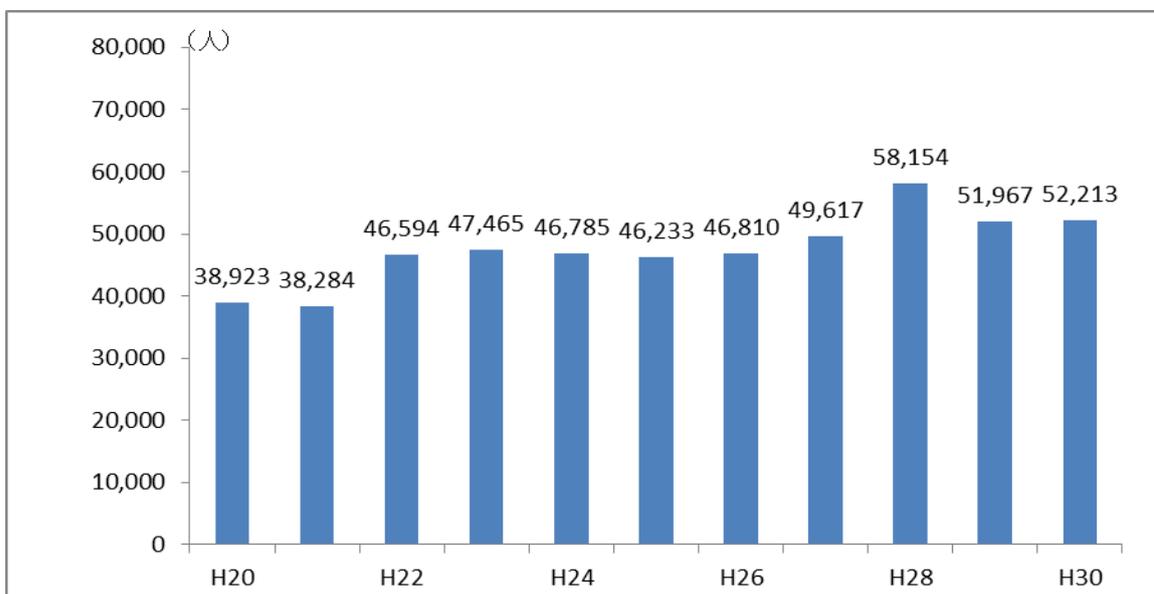
(3) 地域の子育て支援事業の状況

① 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援センターは、子育て中の親子が集まって過ごしたり、相談や情報提供を受けられる場所として、現在、市内8箇所の保育所に設置しており、利用状況は、おおむね増加傾向にあります。

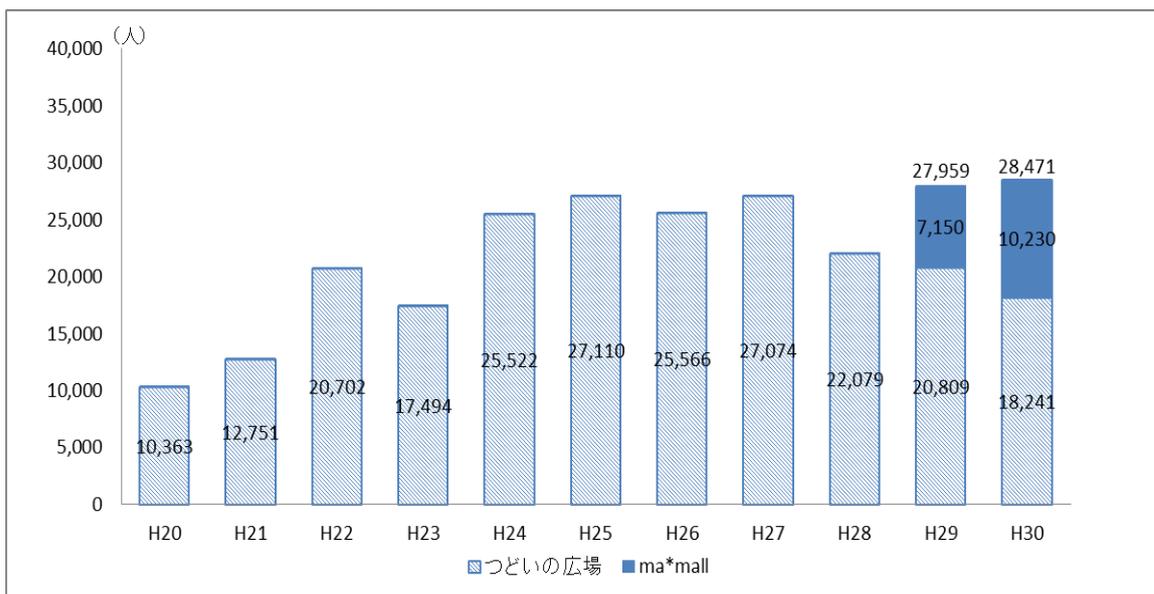
子育て中の親子が気軽に利用できる居場所であるつどいの広場は、平成30年（2018年）に「KOKKO（こっこ）」、令和元年（2019年）に「にこっこ」がそれぞれ移転し、その影響で一時的に利用者は減少していますが、平成29年に新設された、「もりおか子育て応援プラザ ma*mall（マモール）」の利用者を合わせると、利用者は増加しています。

□ 地域子育て支援センター延べ利用者数の推移



資料：子ども青少年課

□ つどいの広場等延べ利用者数の推移



資料：子ども青少年課

② 放課後の児童の健全育成の状況

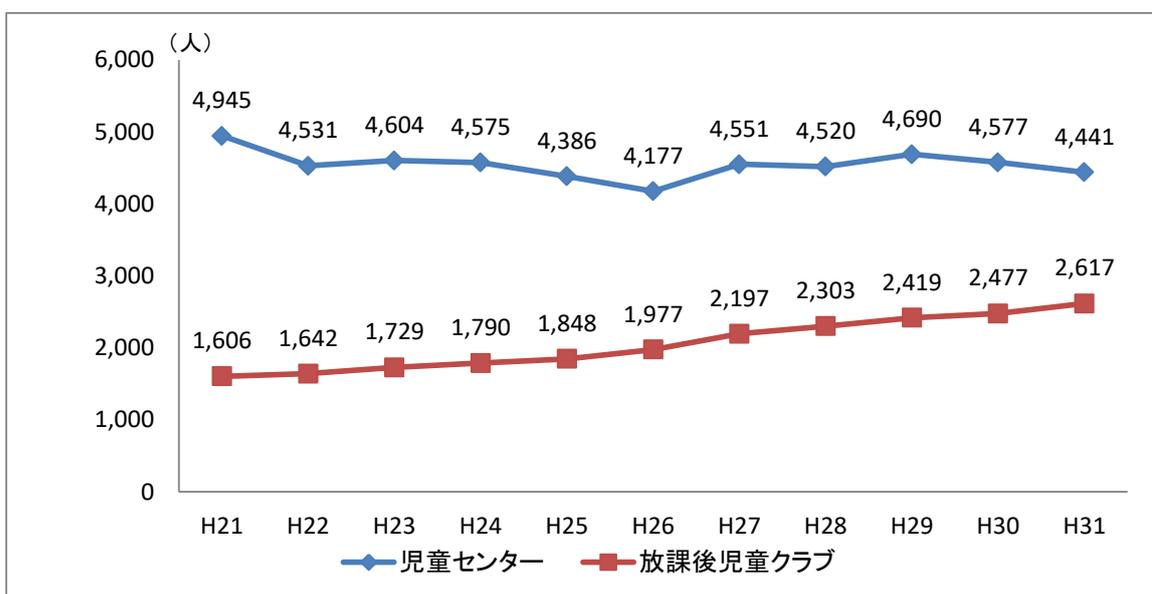
児童が放課後を安全・安心に過ごすため、児童館・児童センター*9の設置や放課後児童クラブ*10の運営、放課後子供教室*11の実施などに取り組んできました。

児童館・児童センターの登録児童数は、平成26年（2014年）までは減少傾向でしたが、27年（2015年）に増加し、横ばいの状況となっています。

また、放課後児童クラブの登録児童数は、増加を続け、平成31年（2019年）5月1日の登録児童数は、2,617人となっています。

児童の放課後の居場所のニーズが高まっていることから、放課後児童クラブや児童館・児童センターの取組の充実が必要です。

□ 児童館・児童センター、放課後児童クラブ～各年5月1日の登録児童数の推移



資料：子ども青少年課

*9 児童館・児童センター … 主に小学生が楽しく安全に放課後を過ごすための施設であり、児童厚生員や専門の講師が遊びなどを指導します。

*10 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業） … 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童（放課後児童）に対して、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図るものです。

*11 放課後子供教室 … 地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業です。

4 母子保健の状況

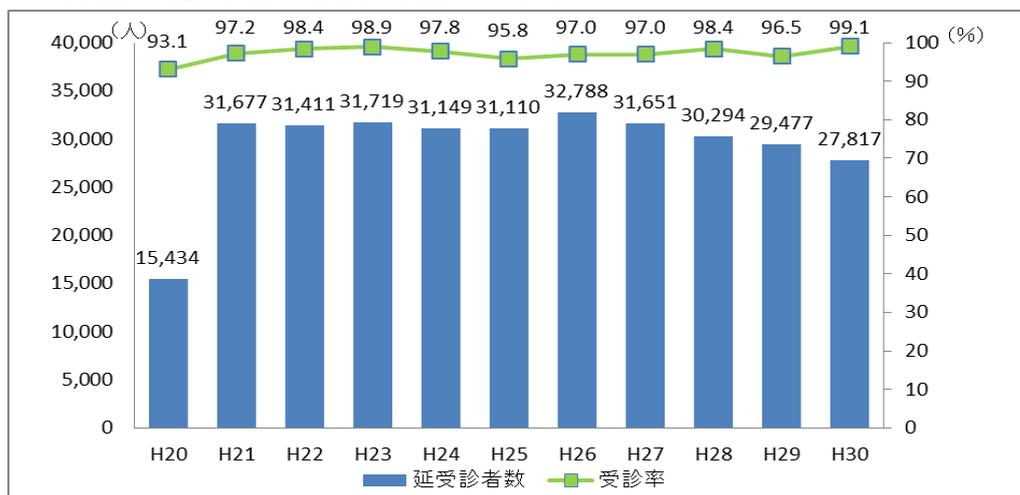
(1) 妊婦健康診査の状況

母子保健における支援は、妊娠期から始まり、出産・子育てへのライフサイクルを通じた切れ目ない支援体制を構築することが重要です。

本市では、妊娠届により母子健康手帳及び妊婦健診票を交付し、出産までの母体と胎児の健康の確保を図るとともに、妊婦の身体的・精神的・社会的状況について把握し、関係機関と連携の下、支援を行っています。

妊婦健診については、平成21年度（2009年度）から現在の14回に拡充し、延べ受診者数は31,000人を超えていましたが、妊娠届出数が減少し、受診者は減少傾向にあります。受診率は90%台後半で高水準を維持しています。

□ 妊婦健診 延べ受診者数及び受診率の推移



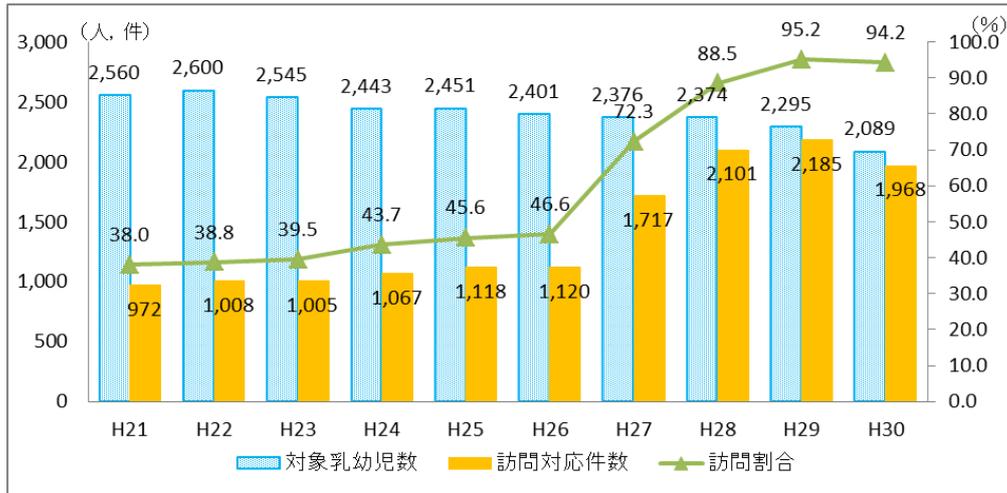
資料：母子健康課

(2) 乳児家庭全戸訪問事業の状況

出産後は、生後4か月までの乳児がいる家庭を対象に、産婦及び乳児の心身の状況と子育てに関する助言等を行う乳児家庭全戸訪問事業を実施しています。

平成27年度（2015年度）から、新たに乳児家庭訪問指導員と在宅訪問員を増員し、また、里帰り出産の方には、里帰り先の市町村に訪問を依頼するなどして、訪問件数を増やしており、30年度（2018年度）の訪問割合は、94.2%となっています。

□ 乳児家庭全戸訪問事業 訪問対応件数及び訪問割合の推移



資料：母子健康課

(3) 乳幼児健康診査の状況

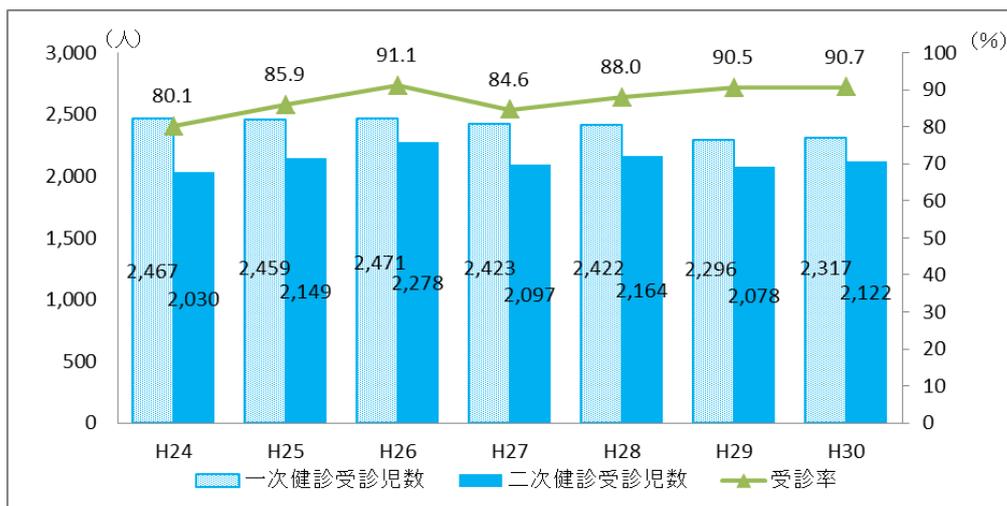
乳幼児期には、乳幼児健診8回及び幼児歯科健診6回を実施し、子どもの発育・発達や母親の育児不安・育児ストレスの状況を把握し、家庭訪問等で継続した支援を行っています。

また、発達に課題がある乳幼児については、乳幼児総合診査事業及び親子教室により関係機関と連携し、早期に療育支援を行っています。

3歳児健診については、平成23年度（2011年度）までは、保健所等で集団健診を行っていましたが、24年度（2012年度）から、集団健診（一次健診）を受診した後、指定医療機関で個別健診（二次健診）を受診する方法としています。

受診率は、一次健診と二次健診両方を受診した割合で算出していますが、年々高くなり、平成30年度（2018年度）は、90.7%となっています。

□ 3歳児健診の受診率の推移



資料：母子健康課

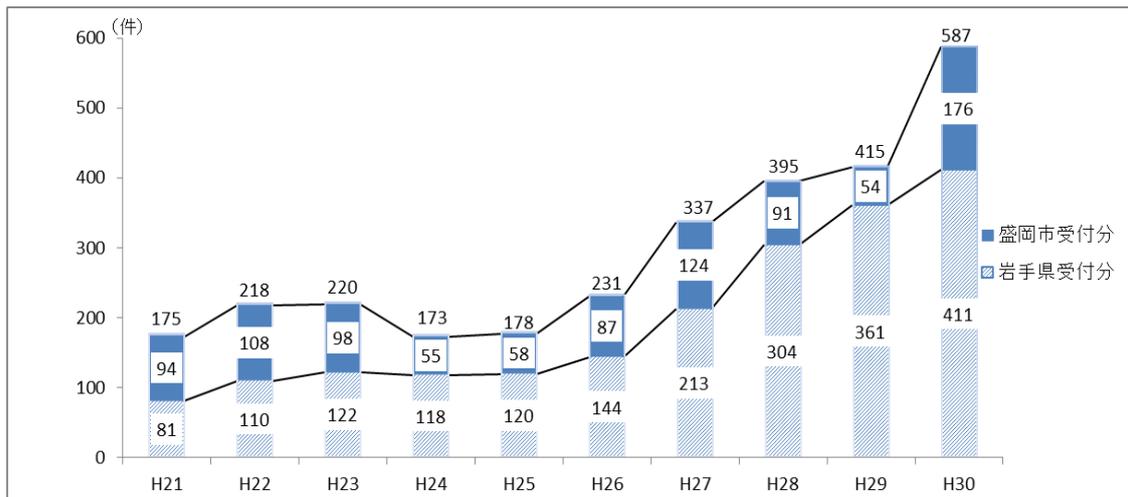
※平成24年度（2012年度）から一次健診（小児科診察・尿検査を除く集団検診），二次健診（小児科診察・尿検査を委託検診）として実施

5 特別な支援を必要とする子どもの状況

(1) 児童虐待相談の状況

盛岡市内における児童虐待相談は、年々増加傾向にあります。市は平成30年度（2018年）に子ども家庭総合支援センターを開設したところではありますが、これまで相談先がわからずに相談や通告を躊躇していた市民等からの相談件数が増加しています。

□ 盛岡市内における児童虐待相談受理件数の推移

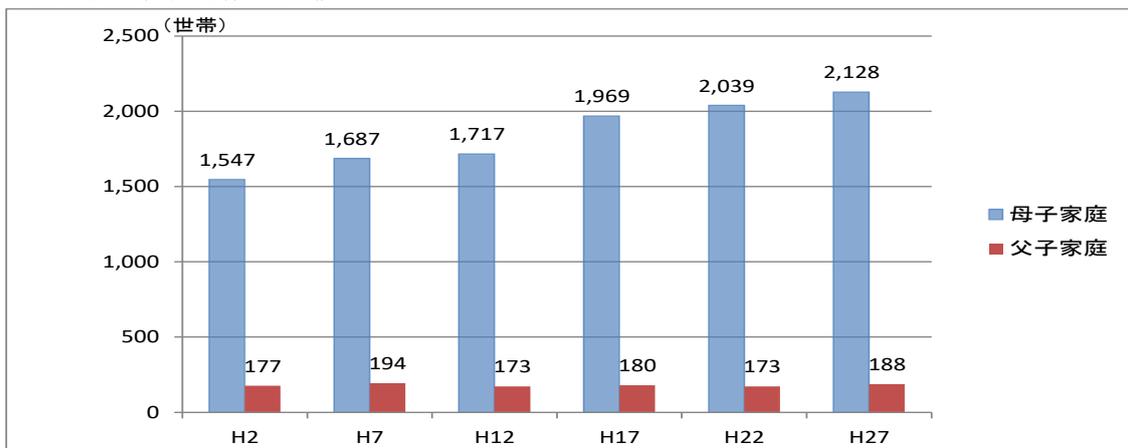


資料：子ども青少年課

(2) ひとり親家庭*12の状況

本市の母子家庭の世帯数は、平成22年（2010年）以降 2,000世帯を超え、増加傾向にあります。父子家庭の世帯数は、200世帯未満とほぼ横ばいで推移しています。

□ ひとり親世帯数の推移



資料：国勢調査

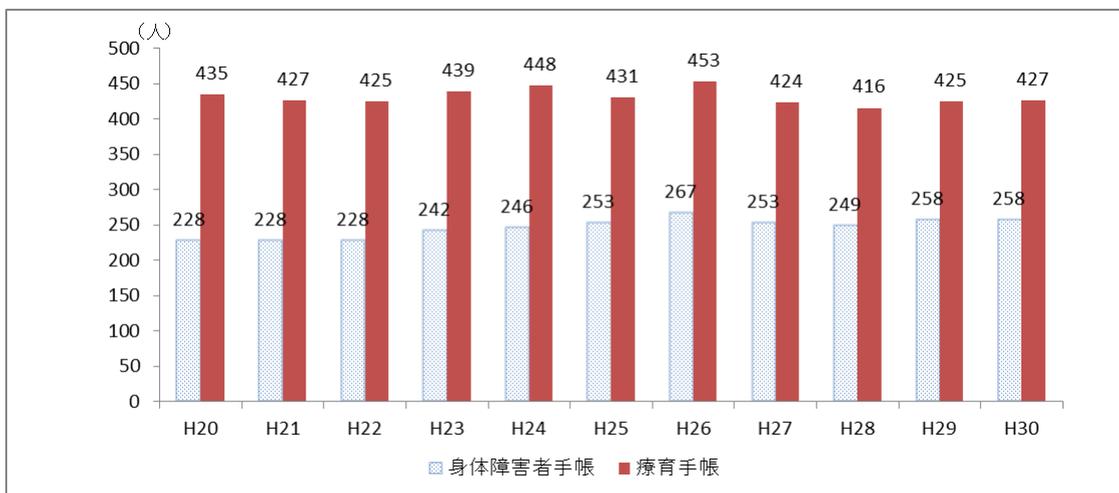
*12 ひとり親家庭 … 母子家庭（配偶者のない女子で20歳未満の児童を扶養している者とその児童からなる家庭）及び父子家庭（配偶者のない男子で20歳未満の児童を扶養している者とその児童からなる家庭）の総称をいいます。ただし、施策によって支援の対象となる子どもの年齢が異なる場合があります。

(3) 障がい児の状況

① 18歳未満の身体障害者手帳・療育手帳の所持者数

本市における18歳未満の子どもの身体障害者手帳及び療育手帳の所持者数は、横ばいで推移しています。

□ 18歳未満の身体障害者手帳・療育手帳の所持者数の推移

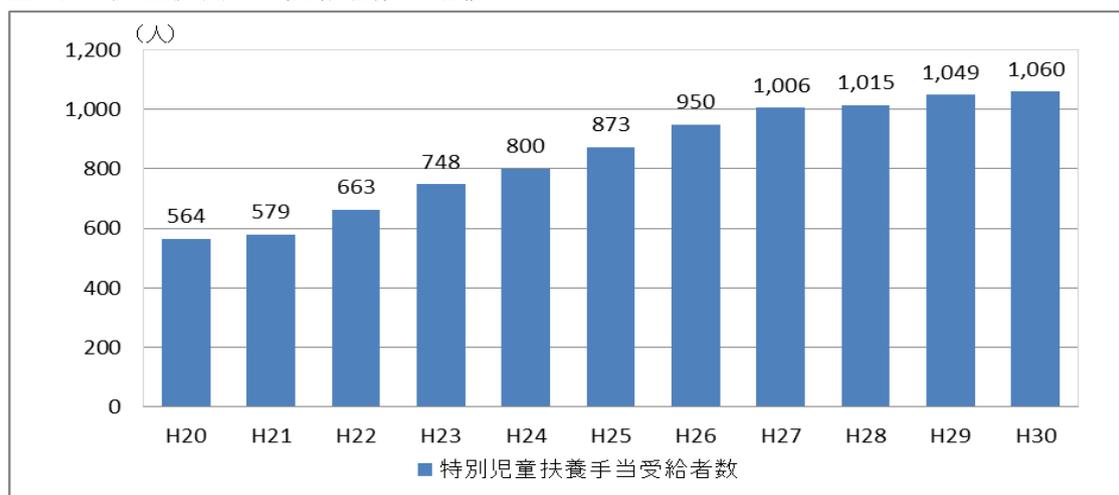


資料：障がい福祉課

② 特別児童扶養手当受給者数

本市における特別児童扶養手当受給者数は、年々増加傾向にあり、平成20年度と比べると30年度ではおよそ2倍となっており、発達障がいの子どもの増加していることが要因と考えられます。

□ 特別児童扶養手当受給者数の推移



資料：障がい福祉課

6 「子ども・子育てに関するニーズ調査（平成30年度(2018年度)）」の状況

本計画の策定に当たり、幼児期の学校教育・保育及び地域の子育て支援に関する現在の利用状況や今後の利用希望、本市の子育て支援に関する意見を把握することを目的として、子育て世帯を対象としたニーズ調査を実施しました。

(1) 調査の概要

- ① 調査名称：子ども・子育てに関するニーズ調査（以下「ニーズ調査」という。）
- ② 調査方法：郵送による無記名回答方式
- ③ 調査期間：平成31年（2019年）1月22日（火）から2月6日（水）まで
- ④ 調査対象：就学前児童（0歳～5歳）の保護者：3,950人
就学児童（6歳～11歳）の保護者：4,010人
（平成31年（2019年）1月1日時点の住民基本台帳から無作為抽出）

⑤ 回収状況

調査対象	回収数	回収率
就学前児童の保護者	2,094	53.0%
就学児童の保護者	2,000	49.9%

【児童の年齢別の回収状況】

■ 就学前児童の保護者

年齢	抽出数	回収数	回収率
0歳	654	331	50.6%
1歳	654	337	51.5%
2歳	660	350	53.0%
3歳	660	371	56.2%
4歳	660	322	48.8%
5歳	662	361	54.5%
無回答		22	

■ 就学児童の保護者

年齢	抽出数	回収数	回収率
6歳	664	348	52.4%
7歳	668	338	50.6%
8歳	668	323	48.4%
9歳	670	332	49.6%
10歳	668	334	50.0%
11歳	672	316	47.0%
無回答		9	

⑥ 結果の表示の仕方

- ・グラフに表示しているN値は、回答者数です。
- ・回答は、各質問のN値を基数とした百分率（%）で示しています。なお、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100%にならない場合があります。また、複数回答の質問の場合には、各回答の割合を合計すると100%を超えます。

(2) ニーズ調査における子ども・子育てを取り巻く状況

ニーズ調査結果における子ども・子育てを取り巻く状況は、次のとおりです。

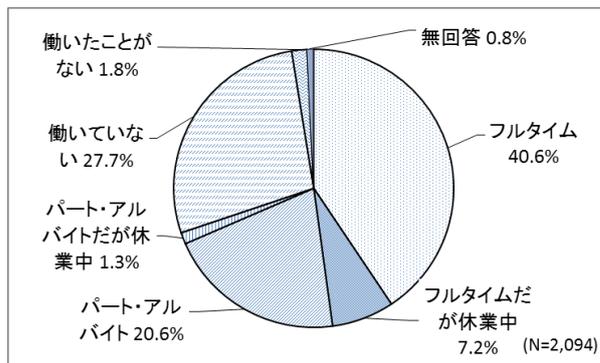
① 母親の就労状況

「フルタイムで働いている」と回答した母親の割合が就学前，就学児童ともに最も高く，それぞれ40.6%，42.1%となっています。「パート・アルバイトなどで働いている」と回答した割合は，就学前児童の母親が20.6%，就学児童の母親が33.5%となっており，平成25年度に実施した「子ども・子育てに関するニーズ調査」における結果と比較すると，就学前，就学児童ともに働いている母親の割合は，この5年間でさらに増加しています。

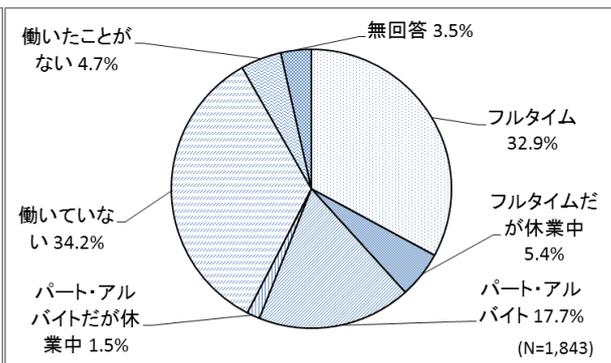
また，「働いていない・働いたことがない」と回答した割合は，就学前児童の母親が29.5%，就学児童の母親が20.6%となっていますが，「働いていない・働いたことがない」と回答した人に対して，就労意向を尋ねた結果，就学前児童の母親の72.4%，就学児童の母親の59.9%が就労を希望していることから，今後ますます女性の社会進出が進んでいくものと考えられます。

□ 母親の就労状況

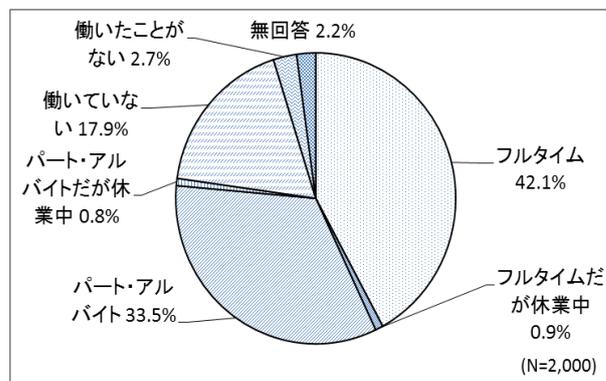
・就学前児童(H30)



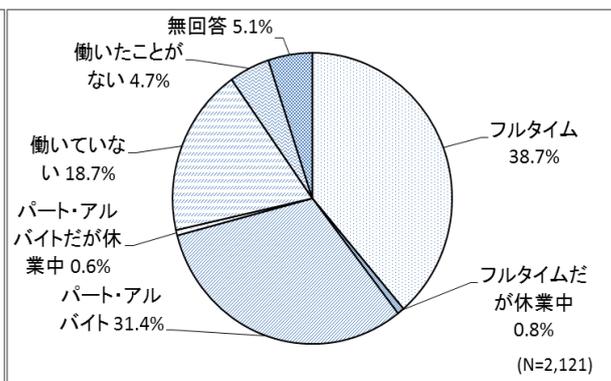
・就学前児童(H25)



・就学児童(H30)

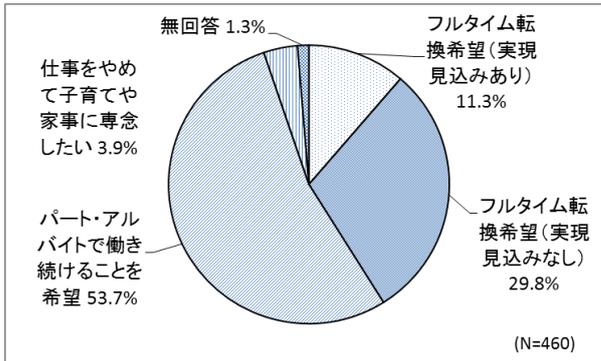


・就学児童(H25)

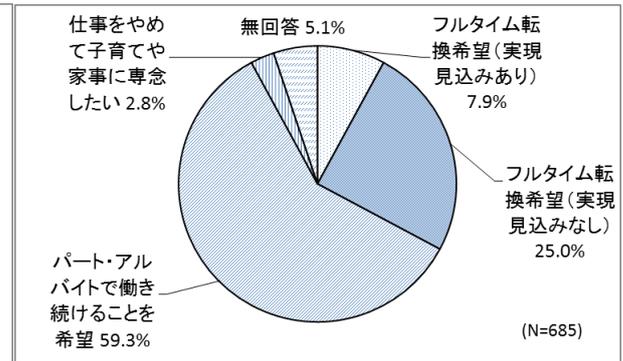


□ パート・アルバイト就労からフルタイム就労への転換希望

・就学前児童

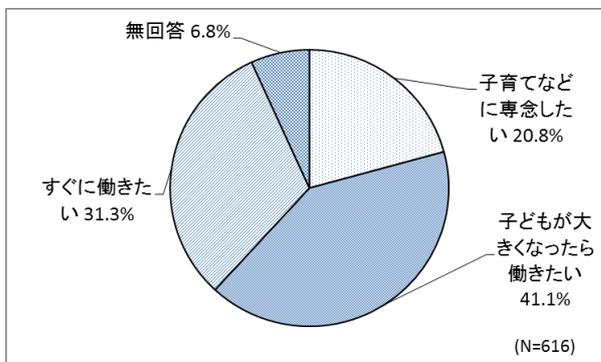


・就学児童

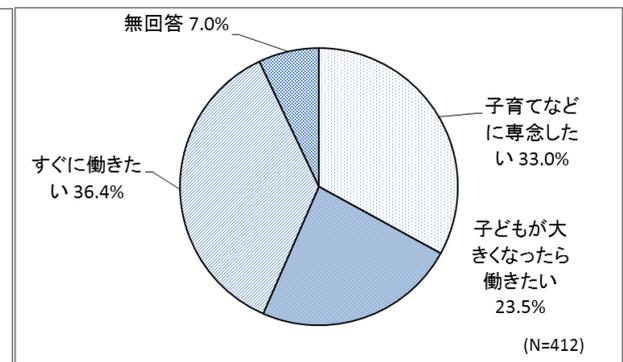


□ 母親の就労希望（就労していない人）

・就学前児童



・就学児童



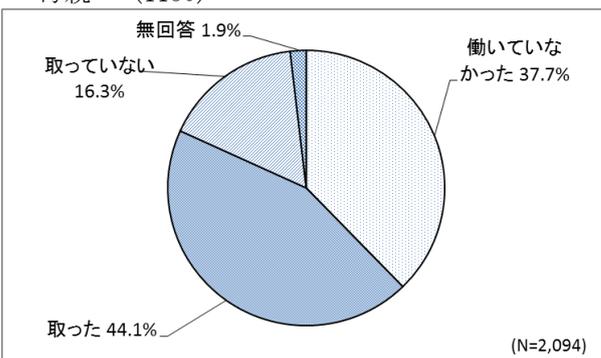
② 育児休業の状況

就学前児童の保護者の育児休業の取得状況をみると、母親の44.1%が「育児休業を取った、あるいは今取っている」と回答していますが、父親では、「育児休業を取った、あるいは今取っている」と回答した人は2.6%にとどまっています。

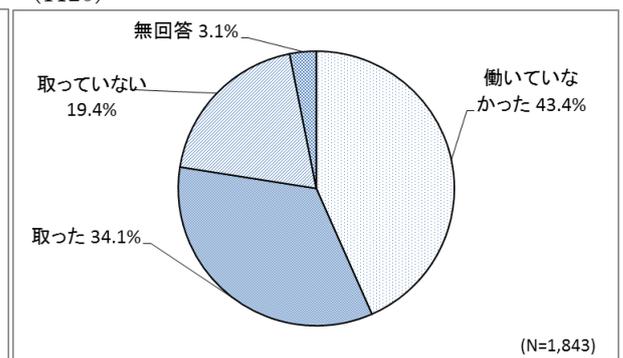
育児休業を取得していない理由を尋ねた結果、母親は、「子育てや家事に専念するため退職した」、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」、「職場に育児休業の制度がなかった」、を選択した割合が高くなっています。父親は、「仕事が忙しかった」、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」、「配偶者が育児休業制度を利用した」、「昇給・昇格が遅れそうだった」を選択した割合が高くなっています。

□ 育児休業の取得状況（就学前児童の保護者）

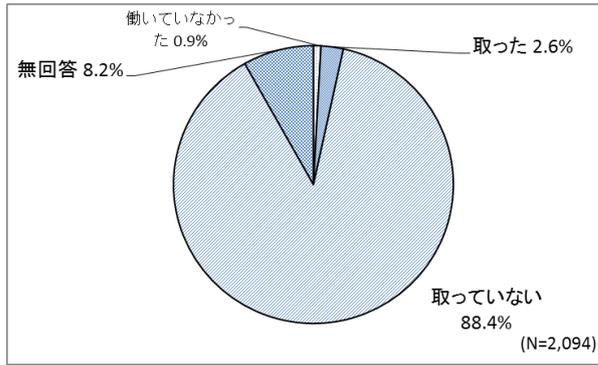
・母親（H30）



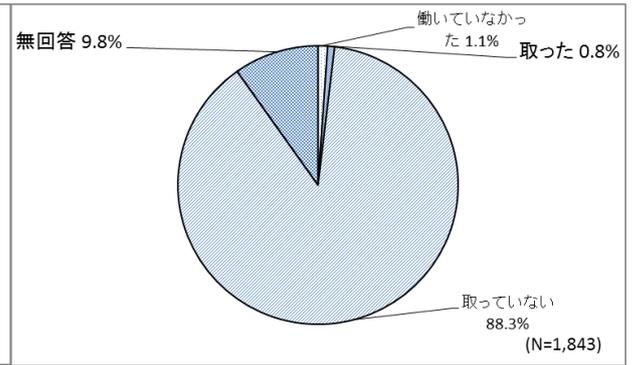
（H25）



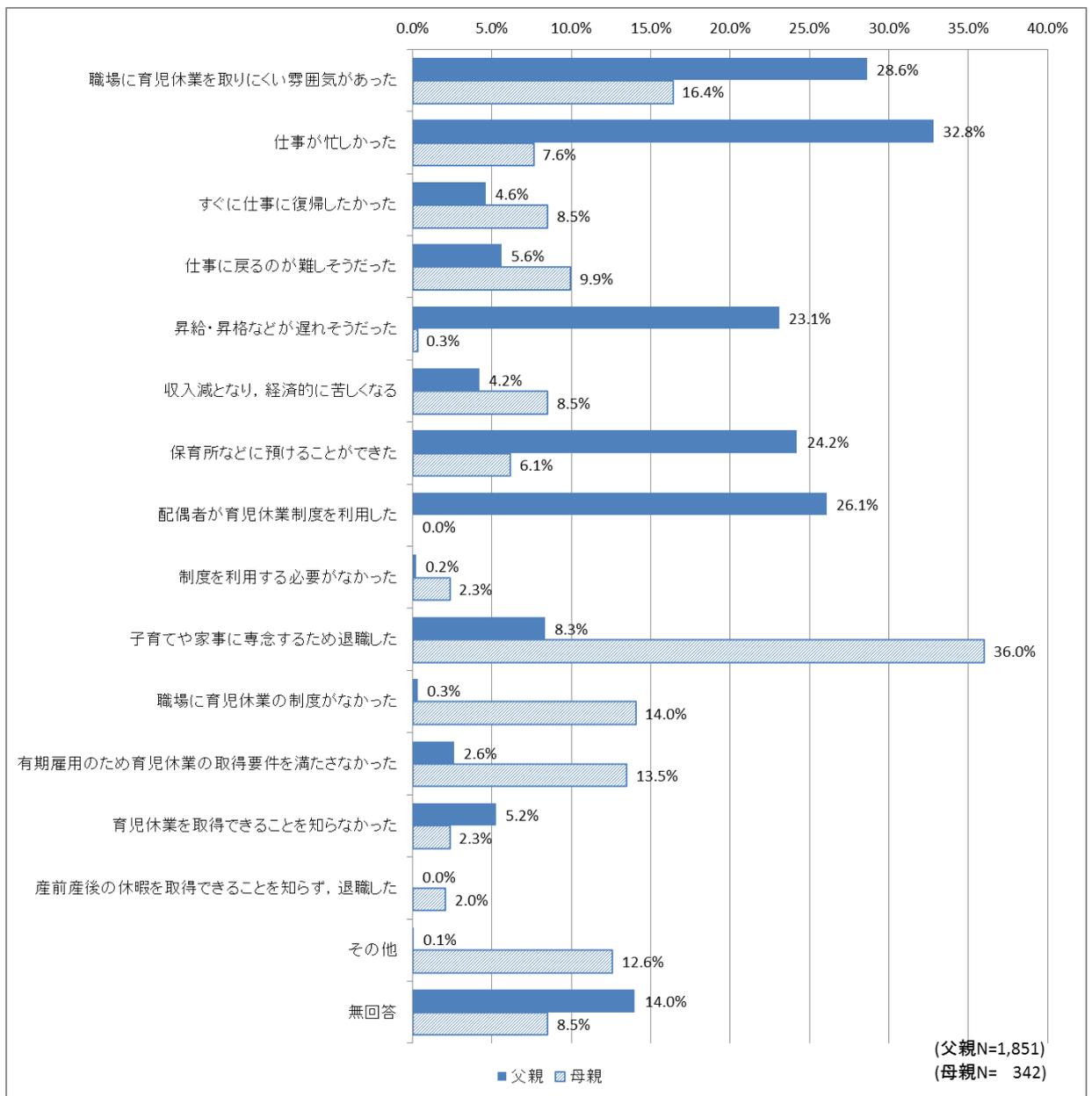
・ 父親 (H30)



(H25)

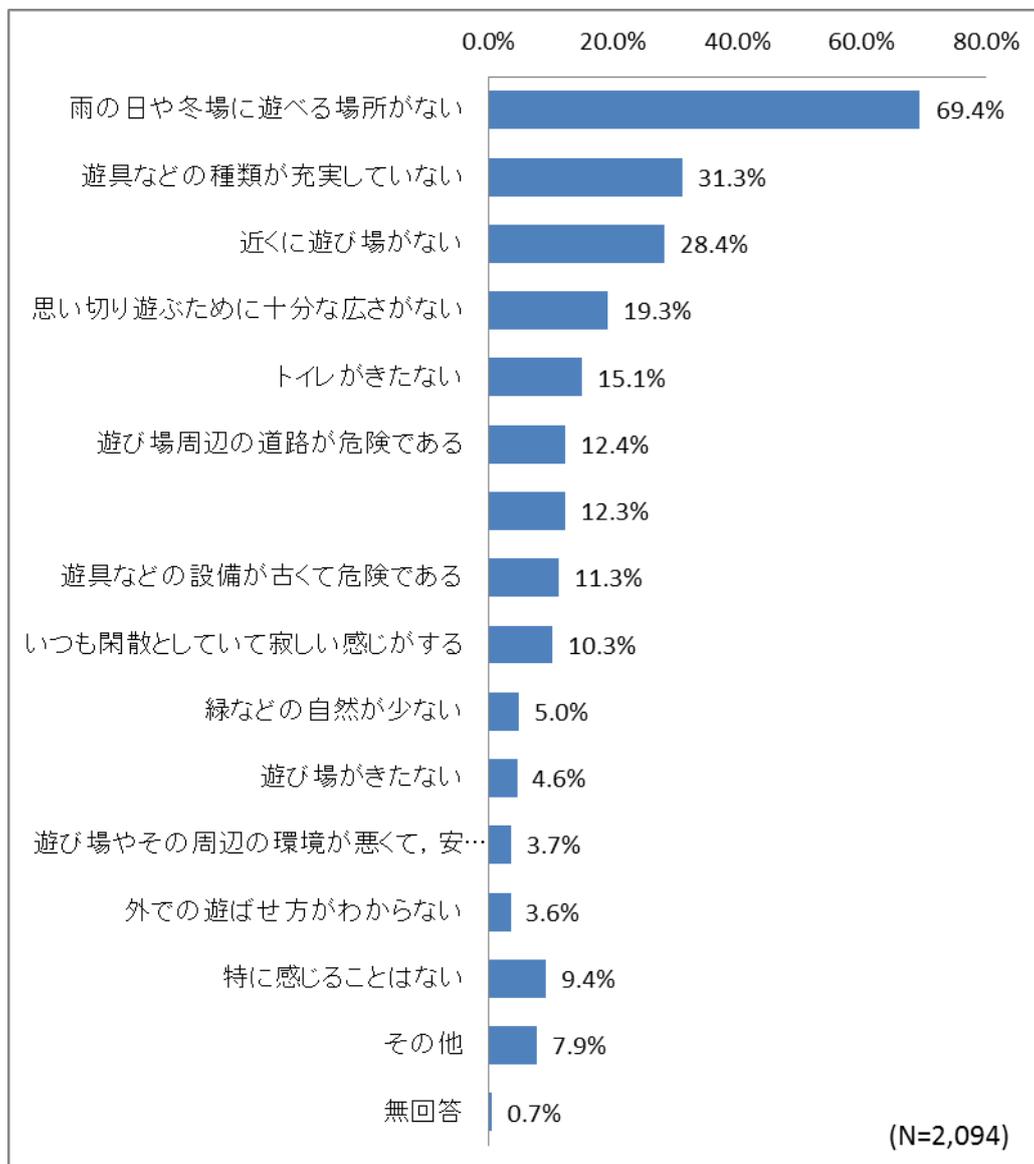


□ 育児休業を取得していない理由 (就学前児童の保護者) (複数回答)



③ 子どもの遊び場について感じていること

子どもの遊び場に対し日頃感じていることについて、就学前児童の保護者を対象に調査しました。回答結果は、「雨の日や冬場に遊べる場所がない」が69.4%と最も多く、次に「遊具などの種類が充実していない」が31.3%、「近くに遊び場がない」が28.4%となっています。



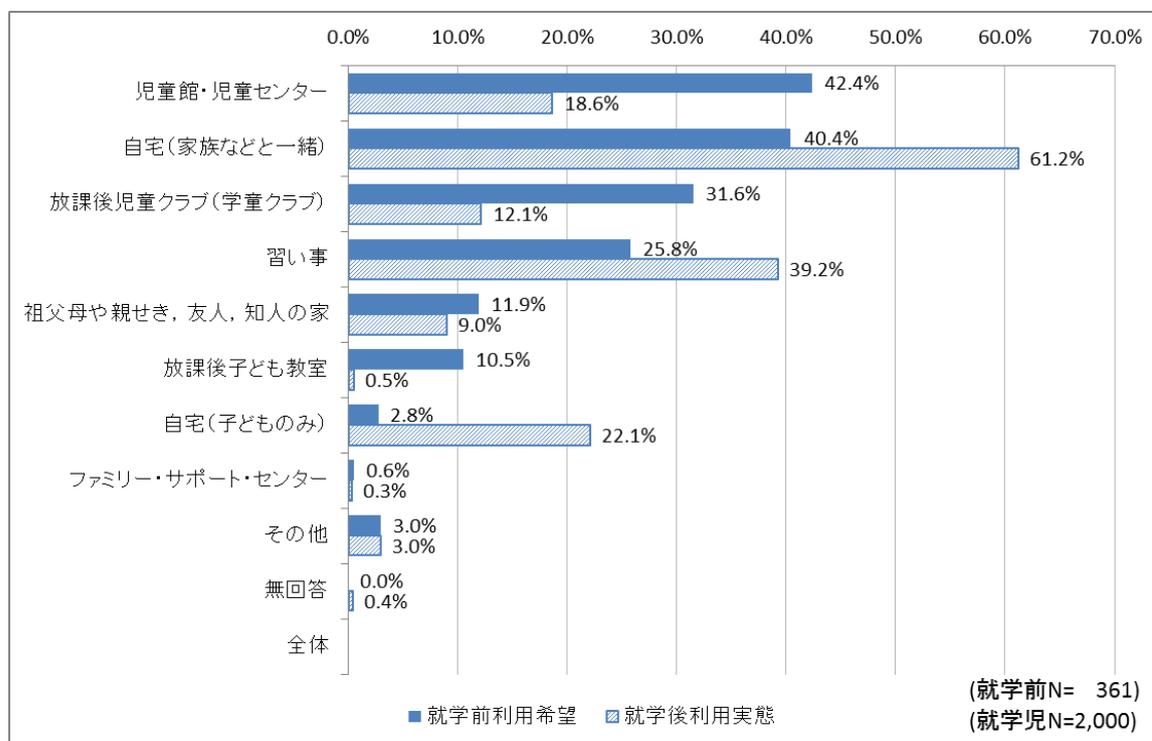
④ 小学校就学後の放課後の過ごし方

就学前児童及び就学児童の保護者を対象に、小学校低学年の放課後の過ごし方について、就学前児童のうち5歳児が小学校低学年になった場合の利用希望と、就学児童のうち小学校低学年の利用実態を調査しました。

就学前児童の利用希望で最も多いのは、「児童館・児童センター」が42.4%、次いで「自宅（家族などと一緒に）」の40.4%、「放課後児童クラブ」が31.6%、「習い事」が25.8%となっています。

就学児童の利用実態で最も多いのは、「自宅」の61.2%、次いで「習い事」が39.2%、「児童館・児童センター」が18.6%、保護者が昼間家庭にいない就学児童の健全育成を目的とした「放課後児童クラブ」が12.1%となっています。また、22.1%の子どもが自宅で一人で過ごしている状況となっています。

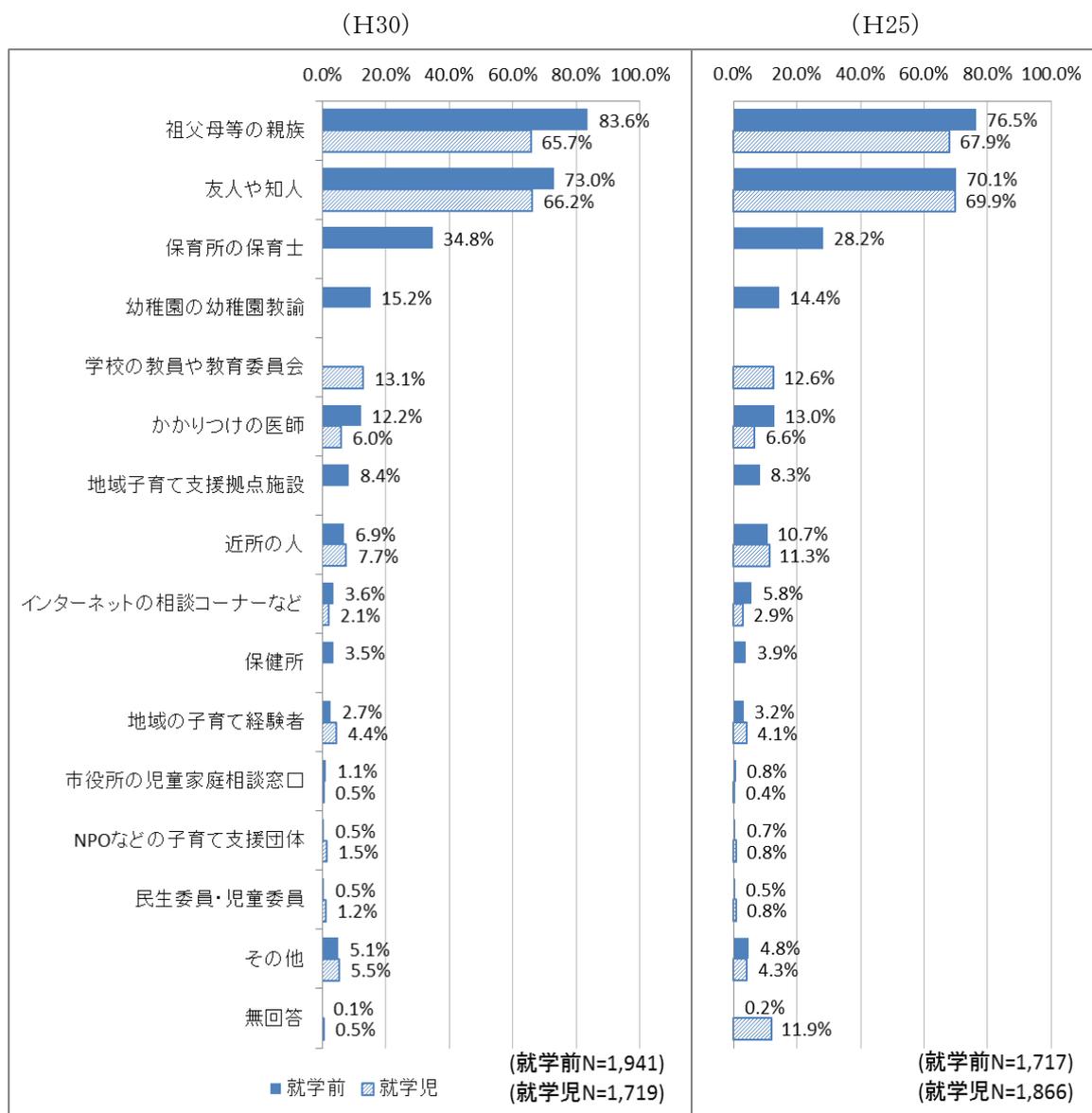
□ 小学校就学後（1～3年）の放課後の過ごし方（就学前児童の希望と就学児童の実態）



⑤ 子育てや教育に関する相談相手や場所

子育てや教育に関して、気軽に相談できる相手や場所をみると、就学前児童の保護者は、「祖父母等の親族」が83.6%と最も多く、次に「友人や知人」が73.0%、「保育士や幼稚園教諭」が50.0%となっています。就学児童の保護者では、「友人や知人」が66.2%と最も多く、「祖父母等の親族」が65.7%、「学校の教員や教育委員会」が13.1%という結果となっており、就学前、就学児童の保護者のいずれも、身近な人や日ごろ関わりのある人に子育てに関する悩みを相談していることが分かります。

□ 子育てや教育について、気軽に相談できる人や場所（複数回答）

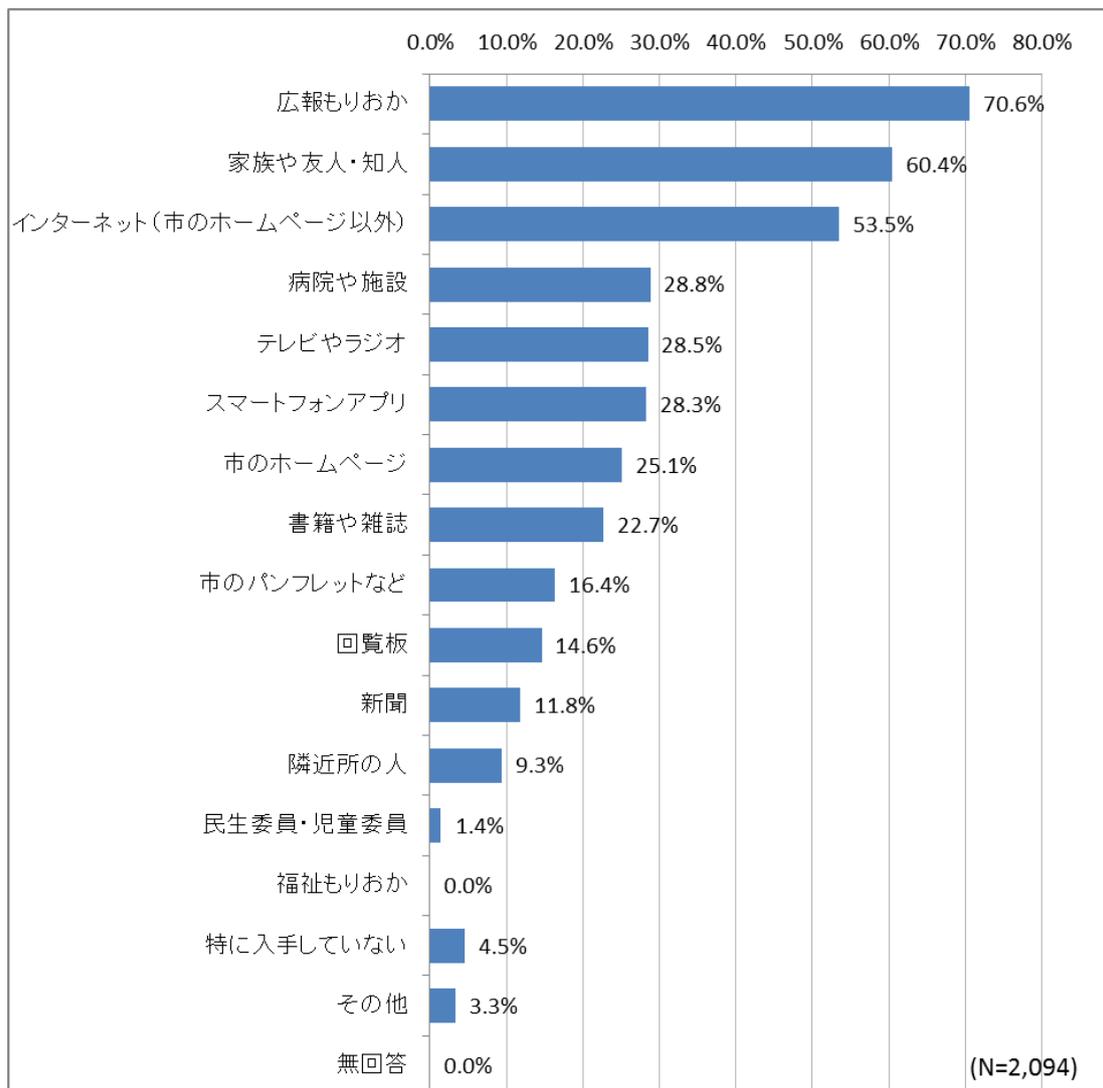


⑥ 子育てや教育に関する情報の入手先

就学前児童の保護者を対象とした子育てや教育に関する情報の入手先をみると、「広報もりおか」を選択した割合が70.6%と最も高く、次いで「家族や友人・知人」が60.4%、「インターネット」が53.5%、「病院や施設」が28.8%という結果となっています。

この結果から、公的な情報源である広報もりおかと、家族や友人・知人などの身近な人の双方から情報を得ていること、さらに、インターネットやテレビ・ラジオなどのメディアからも情報を得ていることが分かります。

□ 子育てや教育に関する情報の入手先（就学前児童の保護者）（複数回答）

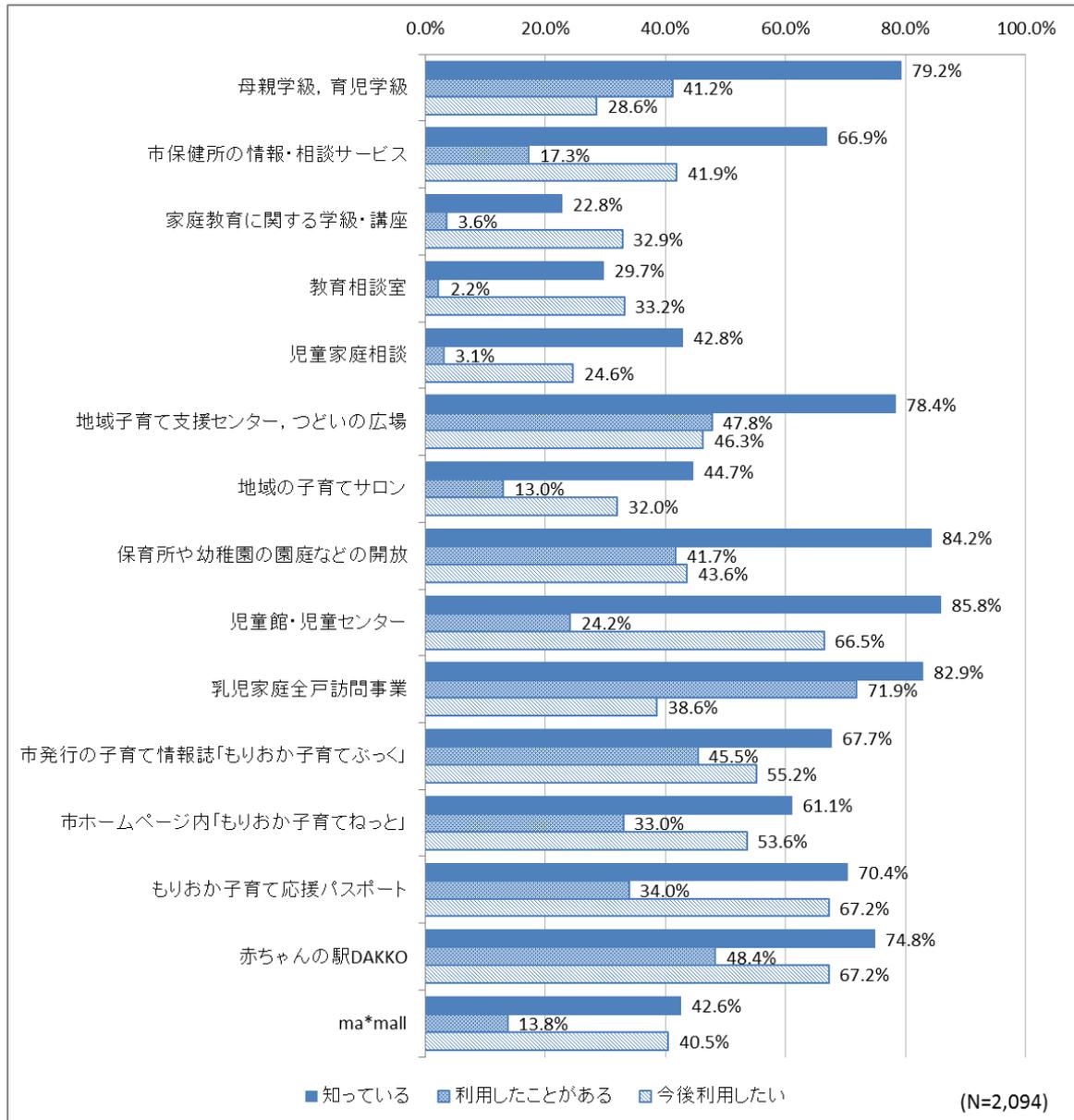


⑦ 子育て支援サービスの認知度と利用希望

市が実施している子育て支援サービスの認知度をみると、「保育所や幼稚園の園庭などの開放」，「児童館・児童センター」，保健師が出産後の家庭を訪問する「乳児家庭全戸訪問事業」の認知度がいずれも80%を超えています。

また，利用希望については，「もりおか子育て応援パスポート」と「赤ちゃんの駅DAKKO」が67.2%と最も高く，「児童館・児童センター」が66.5%と続いています。

□ 子育て支援サービスの認知度と利用希望（就学前児童）



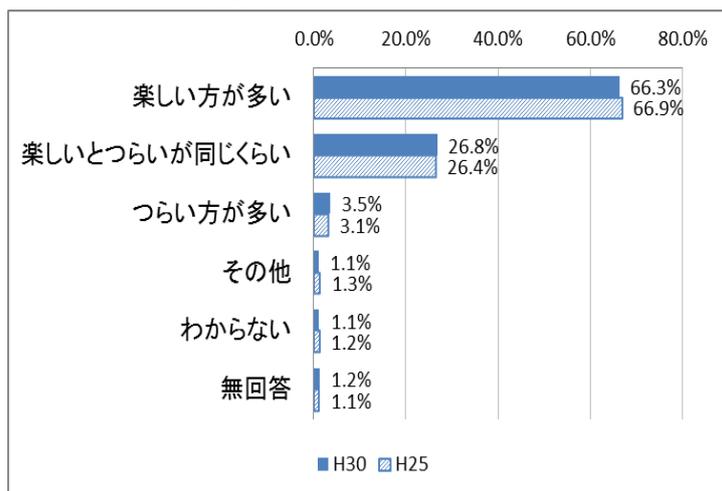
⑧ 子育ての楽しさ・大変さ（就学前児童の保護者，就学児童の保護者，全体）

子育ての楽しさ・大変さに関する「子育てに対する気持ち」をみると、「楽しいと感じることの方が多い」と回答した割合は、就学前児童の保護者が66.3%，就学児童の保護者が61.5%という結果になっており、合計では63.9%となっています。その一方で、「子育てをつらいと感じることの方が多い」と回答した割合は、就学前児童の保護者が3.5%，就学児童の保護者が3.3%という結果になっており、合計では3.4%となっています。

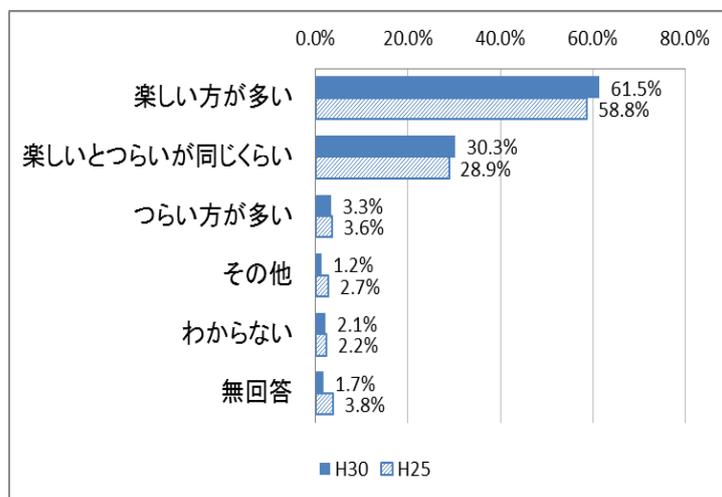
平成25年度に実施した「子ども・子育て支援ニーズ調査」における結果と比較すると、就学前児童の保護者はこの5年間で、「楽しいと感じることの方が多い」と回答した割合は横ばいとなっていますが、就学児童の保護者では、2.7ポイント（58.8%→61.5%）上昇しています。

また、「つらいと感じることの方が多い」と回答した割合については、就学前，就学児童の保護者ともに横ばいとなっています。

□ 就学前児童の保護者



□ 就学児童の保護者



※平成25年度盛岡市子ども・子育て支援ニーズ調査

盛岡市子ども・子育て支援事業計画の策定に向けて、子育て支援に関する市民の生活実態や要望、意見などを把握するため、平成25年度（2013年度）に実施しました。

・調査対象

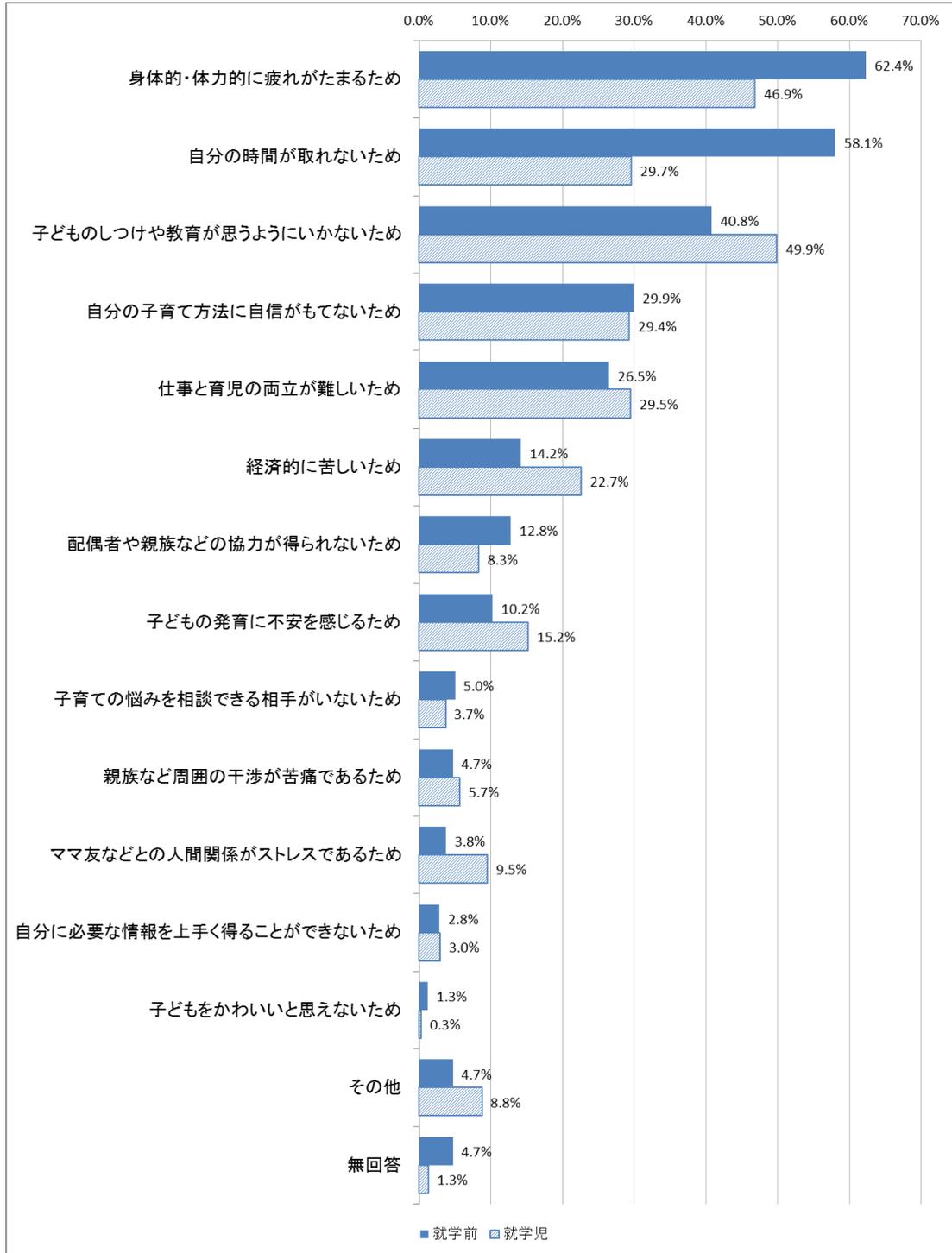
就学前及び就学児童のいる保護者 7,699人

・回収数及び回収率

就学前児童 1,843通（回収率48.2%）

就学児童 2,121通（回収率54.7%）

□ 子育てをつらいと感じる理由



⑨ 子育て支援に関する要望等（自由記載）

就学前児童の保護者の有効回答 2,094件のうち、アンケート最終項目の子育て支援に関する意見・要望についての自由記載欄への回答件数は 1,045件で回答率は49.9%でした。

自由記述欄の記載内容の傾向や多数意見を把握するため、テキストマイニングの手法により共起ネットワーク図を作成し、自由記載欄で出現頻度の高い語がどのような文脈で用いられたのか、次のとおり分析を行いました。

ア 就学前児童

・「子供」「公園」「遊べる」「遊ぶ」「場所」「少ない」「遊具」

これらの語のつながりは、「公園が少ない」、「遊具が壊れている」など公園整備に対する要望として多く記載されています。

・「施設」「盛岡」「遊び場」「無料」「駐車」「屋内」「室内」「行く」「車」

これらの語のつながりは、「駐車場も含め無料の屋内・室内の遊び場や施設を整備して欲しい」という文脈で多く記載されています。

・「利用」「保育園」「保育」「預ける」「仕事」「働く」「サービス」「多い」

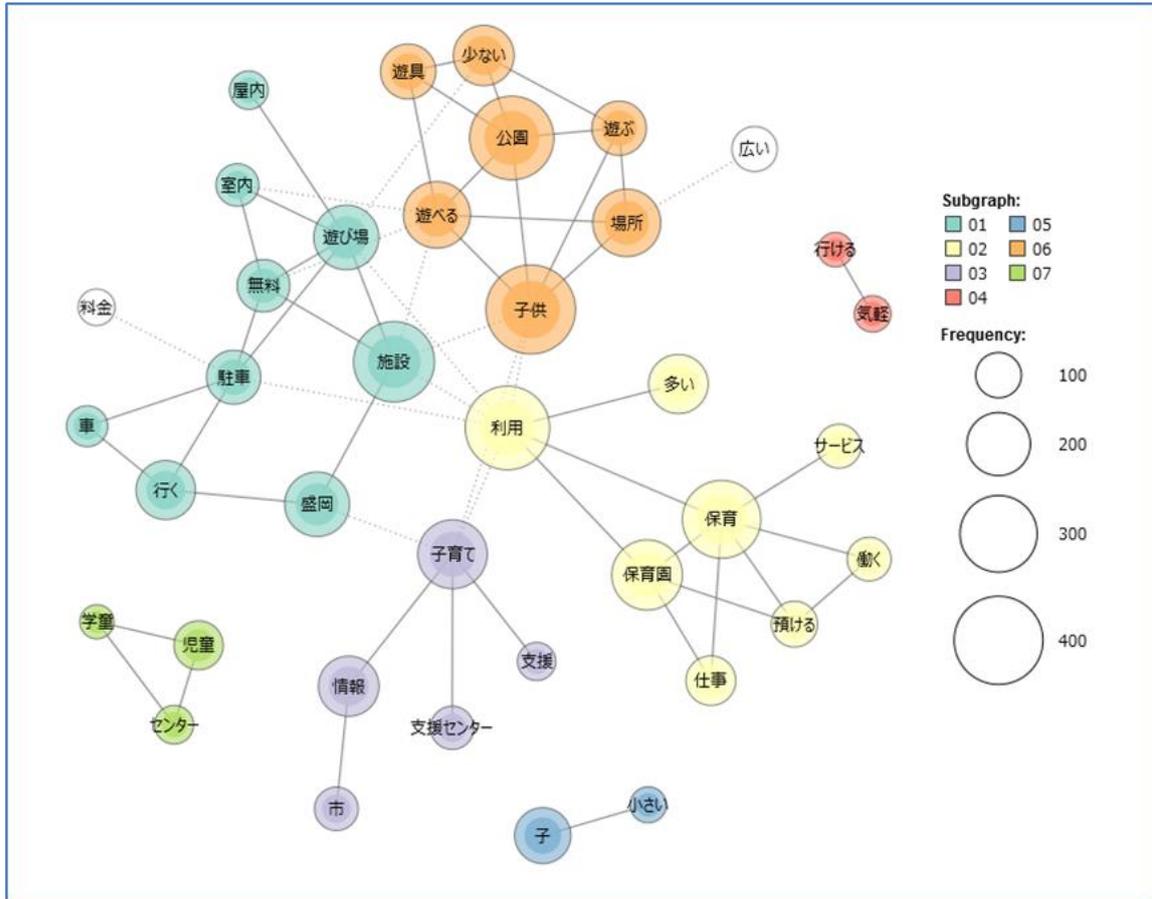
これらの語のつながりは、「子供の預け先・保育園が決まらずに働くことができない」、「安心して仕事ができるよう保育園を増やして欲しい」、「休日・祝日にも子供を預かって欲しい」などの文脈で多く記載されています。

また、その一方で「保育園」「保育」に関しては、ニーズが多様であり、上記の頻出の文脈以外にも、病児保育や一時預かりの充実を求める声や、「保育料が高い」という声、「保育園の空き状況・手続の情報が分かりにくい」といった声などが寄せられています。

・「子育て」「情報」「支援」「支援センター」

これらの語のつながりは、「支援センターを増やして欲しい」、「自宅近くに開設して欲しい」、「情報が分かりにくい」などの文脈で多く記載されています。

□ 就学前児童の共起ネットワーク



イ 就学児童

- ・「子供」「公園」「場所」「遊べる」「遊ぶ」「少ない」「遊び」「遊具」「外」「ボール」

これらの語のつながりは、就学前児童と同様に、「公園が少ない、狭い、遊具が壊れている」など公園整備に対する要望として多く記載されていますが、就学児童に特徴的な記載として、公園でのボール遊びが禁止されていることに対する不満が見られます。

- ・「施設」「室内」「遊び場」「小学生」「子ども」

これらの語のつながりは、上記の公園に関する要望に併せて、室内の遊び場や施設の整備を求める文脈で多く記載されています。

- ・「利用」「児童センター」「学童」「時間」「仕事」「センター」「大変」

これらの語のつながりは、「児童センターや放課後児童クラブを増やして欲しい」、「児童センターの利用時間を延長して欲しい」、「仕事が終わった後に子どもを迎えに行くのが大変である」などの文脈で多く記載されています。

また、このほか、児童センターについては、小学4年生になると利用しにくくなるので、改善して欲しいとの要望が特徴的に見られています。

7 第1期子ども・子育て支援事業計画の取組状況

第1期計画では、「あふれる子どもの笑顔と育てる喜び、支えるみんなのあったかな手」の基本理念のもと、平成27年度から31（令和元）年度までの5ヶ年を計画期間として、各般の取組を推進してきました。

また、平成29年度には、子ども・若者・子育て世代にしっかりと寄り添った子ども・子育て支援及び青少年の健全育成に取り組むため、子どもと青少年に関する窓口を集約し、子ども未来部を設置しました。

○ 基本目標1 全ての子どもが健やかに育つ環境づくり

実施施策（1）幼児期の教育・保育の充実

教育・保育の充実については、平成29年度までの年間を通じた待機児童の解消を目指し、認定こども園の普及や保育所の新設、入所円滑化による定員の弾力化など、定員の拡大に取り組んだほか、待機児童が特に多い3歳未満の子どもを対象とした地域型保育事業の導入などに取り組んできました。

しかしながら、計画策定時に見込んだ教育・保育の需要量と実際の市民の利用希望に一定のかい離が認められたことから、平成29年度に、女性就業率の段階的上昇に伴う保育需要の拡大も見込みながら、教育・保育の量の見込みの再集計を行い、年間を通じた待機児童の解消の目標年度を31年度とする第1期計画の見直しを行いました。

また、この第1期計画の着実な推進を図るため、平成30年度に「待機児童緊急対策プロジェクト」を策定し、遊休物件を活用した小規模保育所の新規開設や、保育士確保に向けた雇用環境の改善などに重点的に取り組んできました。

成果指標	計画策定時 (※平成25年度実績)	平成27年度 実績値	平成28年度 実績値	平成29年度 実績値	平成30年度 実績値	平成31年度 目標値
待機児童数(1月1日現在)	↓ 259人	285人	218人	180人	84人	0人

病児保育事業（病児対応型）における必要な量の見込み

(単位：人)

区分	平成25年度実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
延利用人数の量の見込み	2,067	2,344	2,322	2,307	2,281	2,253
実績		1,893	2,083	2,236	2,649	-

【成 果】

- ・ 待機児童数は、年々減少しています。

【課 題】

- ・ 年間を通じた待機児童の解消に向かっていますが、特定の保育所等を希望するため、入所できていない児童が一定数いることから、保育が必要な全ての子どもを受け入れられる体制を確保していく必要があります。
- ・ 保育人材の確保のため、新卒の保育士や潜在保育士の確保方策を充実させていく必要があります。
- ・ 保育需要の高まりにより、保育所や認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育施設が増加していることから、良質な教育・保育を受けられるよう、質の向上に努める必要があります。

実施施策（２）放課後の子どもの居場所づくり

放課後の子どもの居場所づくりについては、子どもが心身ともに健やかに育ち、安全・安心に過ごせるよう、児童センターや児童館、放課後児童クラブを主な放課後の居場所として、その整備と質の向上に取り組んできました。

その一方で、平成28年度から本市が実施している「放課後の居場所調査」では、放課後に自宅以外の居場所を必要とする児童が全体の約半数を占め、安全・安心な放課後の居場所の確保に向けて、施設整備や利便性の向上などの取組がなお一層求められる状況となっていることから、31年3月に「児童の放課後の居場所づくりに関する方針」を定めました。

成果指標	計画策定時 (※平成25年度実績)	平成27年度 実績値	平成28年度 実績値	平成29年度 実績値	平成30年度 実績値	平成31年度 目標値
放課後児童クラブを利用できなかった児童数	↓ 40人	43人	31人	21人	6人	0人
放課後子供教室の実施箇所数	→ 5箇所	5箇所	5箇所	5箇所	5箇所	5箇所

放課後児童健全育成事業における必要な量の見込みと実績

(単位：人)

区分	平成26年度実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
利用人数の量の見込み	1,976	2,105	2,204	2,305	2,410	2,521
実績	利用人数	2,019	2,122	2,256	2,294	—
	箇所数	46	48	51	54	56

【成果】

- 放課後児童健全育成事業における必要な量の見込みと実績については、ほぼ計画どおり推移しており、放課後児童クラブを利用できなかった児童数は年々減少しています。

【課題】

- 待機児童数は年々減少しているものの、ニーズ調査の結果によると、就学児童のうち放課後を自宅で1人で過ごしている子どもの割合は22.1%となっています。また、「放課後をどう過ごさせたいか」の設問には、児童センター又は放課後児童クラブと答えた割合が33.3%に上っている現状です。
- 児童センターについては、未設置となっている小学校区があります。また、放課後児童クラブについても、未設置となっている小学校区があるほか、放課後の居場所のニーズの高い小学校区において居場所が不足しています。

実施施策（3）障がいのある子どもへの支援の充実

障がいのある子どもへの支援については、早期の気づき・支援につなげるため、乳児健康診査や1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査などの乳幼児健康診査の充実を図るとともに、乳幼児総合診査において、発達等について課題があると思われる乳幼児を早期療育の視点から総合的に診査し、適切な療育の指導を行うなど、関係機関と連携しながら、支援を行ってきました。

成果指標	計画策定時 (※平成25年度実績)	平成27年度 実績値	平成28年度 実績値	平成29年度 実績値	平成30年度 実績値	平成31年度 目標値
乳幼児総合診査から療育につながった子どもの割合	↑ 96.3%※	96.1%	96.3%	95.5%	98.5%	98.0%

【成果】

- ・ 成果指標「乳幼児総合診査から療育につながった子どもの割合」については、取組の効果により平成30年度に目標値に達しました。

【課題】

- ・ 発達障害（疑いも含む）の子どもが増加し、相談ニーズも高まっている状況であり、子どもとその保護者が、早期に適切な支援につながるため、ワンストップの専門相談窓口の設置が求められています。
- ・ 発達支援保育については、発達が気になる子どもが増加傾向にあり、個別に対応できる保育士の配置が必要なことから、配置に対する補助などによる支援や専門知識を有する者による巡回指導の支援が求められています。

実施施策（４）児童虐待の防止

児童虐待の防止については、虐待の発生予防や早期発見、早期対応等のために県福祉総合相談センターなどの関係機関との連携強化を図るとともに、健康診査や保健指導等の母子健康活動、乳児家庭全戸訪問事業などに取り組み、養育支援を必要とする家庭の早期把握に努め、適切な支援を行ってきました。

特に、平成28年度には妊娠期・出産期の相談等に応じる子育て世代包括支援センターを開設し、30年度には子どもの養育に関する相談・支援を行う子ども家庭総合支援センターを開設、この二つの窓口を子ども未来ステーションとして位置付け、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援体制の構築に努めてきました。

成果指標		計画策定時 (※平成25年度実績)	平成27年度 実績値	平成28年度 実績値	平成29年度 実績値	平成30年度 実績値	平成31年度 目標値
児童虐待相談が解決した割合	↑	57.5%※	21.7%	33.5%	21.2%	25.6%	65.0%
児童虐待の実相談件数	↓	178件	337件	395件	415件	587件	178件

養育支援訪問事業における必要な量の見込みと実績

(単位：人)

区分	平成25年度実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
延訪問人数の量の見込み	248	250	250	250	250	250
実績		190	361	314	451	—

【成 果】

- 児童福祉法に基づき、児童及び妊産婦の福祉に関し、実情の把握、情報の提供、相談・支援、調査、関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行うための拠点として、「子ども家庭総合支援センター」を設置し、相談体制を整えました。
- 養育支援訪問事業については、計画期間の必要量は横ばいで推移すると見込んでおりましたが、実績ではこれを大幅に上回ることとなりました。乳児家庭全戸訪問や母子健康手帳交付時の相談の機会のほか、妊婦・乳幼児健診を実施した医療機関や子ども家庭総合支援センター等との連携により、支援対象者の把握に努めた成果であると考えられます。

【課 題】

- 児童虐待は全国的に増加しており、死亡事案も発生していることから、引き続き保健・医療・福祉・教育委員会・警察・児童養護施設などの関係機関の連携を強化しながら、早期発見・早期対応による虐待の防止に努める必要があります。
- 養育支援訪問事業については、支援対象者が抱える問題は複雑多様化しており、今後についても関係機関との、より一層の連携や体制の整備が必要です。

○ 基本目標2 安心して産み、育てられる環境づくり

実施施策（1）母子保健の充実

妊娠、出産、子育てに関する負担や不安、孤立感を軽減し、安心して子どもを産み育てられるよう各種健康診査や乳児家庭全戸訪問事業の取組を充実させるとともに、平成28年度に妊娠期・出産期の相談等に応じる子育て世代包括支援センターを開設し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援体制を整備し、母子保健の充実に取り組んできました。

成果指標		計画策定時 (※平成25年度実績)	平成27年度 実績値	平成28年度 実績値	平成29年度 実績値	平成30年度 実績値	平成31年度 目標値
妊婦健康診査受診率	↑	95.8%※	97.0%	98.4%	96.5%	99.1%	96.0%
3歳児健康診査受診率	↑	85.9%※	84.6%	88.0%	90.5%	90.7%	88.0%
乳児家庭全戸訪問事業における訪問割合	↑	45.6%※	72.3%	90.3%	95.2%	94.2%	100.0%

妊婦健康診査事業における必要な量の見込みと実績

(単位：人)

区分	平成25年度実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
利用人数の量の見込み	2,633	2,479	2,430	2,368	2,307	2,245
延健診回数見込み	31,110	27,769	27,215	26,525	25,835	25,145
実績		2,597	2,477	2,370	2,271	—
		31,651	30,294	29,477	27,817	—

【成果】

- ・ 妊婦健康診査及び3歳児健康診査受診率は早い段階で目標を達成しています。
- ・ 乳児家庭全戸訪問においては、目標値に届いていないものの計画策定時から大幅に向上し、高い水準を維持しています。

【課題】

- ・ 産後うつや母親の育児不安、孤立した育児の問題等が増加しており、関係機関との連携による切れ目のない支援が求められています。
- ・ 妊娠・出産・新生児期及び乳幼児期における健康診査や保健指導の充実を引き続き進めるとともに、虐待の発生予防、養育支援を必要とする家庭の早期の把握が必要です。

実施施策（２）子育て世帯への支援の充実

子育て世帯への支援については、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげるために、親子の交流の場や子育てに関する相談・援助、講座などに取り組みました。

また、保護者の疾病等により子どもの保育が一時的に困難となった場合に、子どもを預かる一時預かりや子育て短期支援事業、ファミリー・サポート・センター事業などを通じて、保護者の心理的・身体的負担の軽減に努めたほか、平成29年度には、子育て世帯を応援する新たな拠点として、室内遊び場、子育て中の母親が休息できるリラックスマームなどを備えた「もりおか子育て応援プラザ ma*mall」を開設しました。

成果指標		計画策定時 (※平成25年度実績)	平成27年度 実績値	平成28年度 実績値	平成29年度 実績値	平成30年度 実績値	平成31年度 目標値
市民アンケート調査「子育てをつらいと感じている」と答えた子どものいる親の割合	↓	19.3%	22.0%	24.0%	30.1%	24.8%	14.5%

地域子育て支援拠点事業における必要な量の見込みと実績

(単位：人、箇所)

区分		平成25年度実績	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	延利用人数	73,343	96,888	93,312	89,424	85,596	81,816
	確保方策	箇所数	9	10	10	11	11
実績	延利用人数		76,691	80,233	72,776	70,454	—
	箇所数		10	10	10	10	—

【成果】

- ・ もりおか子育て応援プラザ ma*mallの利用者数は、平成29年度は7,150人、30年度は10,230人と、増加しており、30年度に来場者を対象に実施したアンケートでは高い利用満足度となっています。

【課題】

- ・ 子育て世帯を取り巻く社会環境は、少子化や共働き世帯の増加、女性の社会進出に伴い、大きく変化しています。ニーズ調査の結果によると、子育てについて「つらいと感じることの方が多い」と答えた割合は、就学前児童の保護者の3.5%となっている状況です。
- ・ 地域子育て支援拠点事業については、必要な量の見込みと実績にかい離がある状況となっておりますが、平成29年度を目処に盛南地区への整備を目指していた地域子育て支援拠点が未整備であることが影響しているものと考えられます。

実施施策（3）経済的負担軽減対策の充実

経済的負担軽減対策については、保育料の軽減や医療費の助成などに取り組んできたところであり、特に、医療費給付事業においては、平成28年度に妊産婦及び乳幼児の現物給付方式を導入したほか、平成30年度には、医療費助成の対象を中学生まで拡大するなど、取組の充実を図ってきました。

また、幼児インフルエンザ予防接種事業では小学校就学前の乳幼児を対象に接種費用の一部助成を行いました。

成果指標	計画策定時 (※平成25年度実績)	平成27年度 実績値	平成28年度 実績値	平成29年度 実績値	平成30年度 実績値	平成31年度 目標値
市民アンケート調査「盛岡市の子育て支援策・支援活動が充実している」と答えた市民の割合 ↑	15.5%	13.3%	15.2%	15.9%	19.9%	40.0%

【成果】

- ・ 医療費給付事業や幼児インフルエンザ予防接種事業などの取組により、子育て世帯の経済的負担が一定程度軽減されました。

【課題】

- ・ 市民アンケート調査における「盛岡市の子育て支援策・支援活動が充実している」と答えた市民の割合については、目標値とかい離している状況です。
- ・ ニーズ調査の結果によると、経済的な苦しさが子育てのつらさにつながっている傾向もうかがえることから、保育料や医療費などの経済的負担の軽減策については、引き続き推進していく必要があります。

実施施策（４）ひとり親家庭等への支援の充実

ひとり親家庭等への支援については、ひとり親家庭等に対する相談や情報提供の充実を図り、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策、経済的支援策を四本柱として総合的な自立支援を推進してきました。

また、平成27年度、28年度に「ひとり親世帯の子ども我的生活実態に関する調査」を実施し、これまで十分に把握されてこなかった、母子世帯の生活実態や生活意識、貧困につながる要因と課題などが明らかとなったことから、子どもの貧困対策を総合的・計画的に推進するため、29年度に「盛岡市子どもの未来応援プラン」を策定しました。

本プランに基づき、ハローワーク・市社会福祉協議会などと連携した児童扶養手当現況届受付会場におけるひとり親相談や、ひとり親を対象としたテレワーク人材育成事業など新たな支援策にも積極的に取り組みました。

成果指標	計画策定時 (※平成25年度実績)	平成27年度 実績値	平成28年度 実績値	平成29年度 実績値	平成30年度 実績値	平成31年度 目標値
就業支援事業により就業した母子家庭の割合	↑ 79.5%	66.7%	85.7%	63.2%	64.3%	86.0%

【成果】

- 第1期計画の取組期間における就業支援事業により就業した母子家庭の割合については、目標値よりも低い割合となっていますが、母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給事業を活用し、介護ヘルパーや介護福祉士、医療事務などの資格の取得につながった方は23名となっています。また、母子家庭等高等職業訓練促進給付金支給事業では、看護師や准看護師、保育士などの資格取得のために修業している、およそ40名の方に経済的支援を行ってきました。

【課題】

- 令和元年6月に改正された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」において、子どもの貧困対策に関する計画の策定が市区町村の努力義務とされました。本市は、平成29年度に「盛岡市子どもの未来応援プラン」を策定し、子どもの貧困対策の計画的・総合的推進を図ってきており、引き続き、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備していく必要があります。
- 子ども食堂や学習支援など、地域・民間レベルでの取組が活発化しており、こうした動きを捉えながら、社会全体で子どもの貧困対策に取り組んでいく必要があります。

○ 基本目標(3) みんなで子ども・子育てを支える環境づくり

実施施策(1) 地域における子ども・子育て支援の促進

地域における子ども・子育て支援の促進については、市民や地域、企業、行政などの多様な主体が、子ども・子育て支援について、関心と理解を深め、連携・協働して社会全体で子ども・子育てを支える環境づくりに努めてきました。

民生委員・児童委員・主任児童委員が中心となり、在宅で子育てをしている親子を対象に、子育ての相談や地域住民との交流などを行う地域子育てサロン事業を実施しました。

また、授乳やおむつ替えが気軽にできる赤ちゃんの駅設置事業については、移動式の赤ちゃんの駅を整備し、子育てイベントや地域のお祭りなどへの無償貸出しにも取り組みました。

成果指標	計画策定時 (※平成25年度実績)	平成27年度 実績値	平成28年度 実績値	平成29年度 実績値	平成30年度 実績値	平成31年度 目標値
市民アンケート調査「子育てをつらいと感じている」と答えた子どものいる親の割合	↓ 19.3%	22.0%	24.0%	30.1%	24.8%	14.5%

【成果】

- ・ 地域子育てサロン事業については、実施地区が6地区から9地区まで増加し、徐々に活動の広がりが見えてきています。
- ・ 赤ちゃんの駅については、計画策定時の67箇所から、平成30年度末時点で85箇所に増加しました。

【課題】

- ・ 子育てをつらいと感じていると答えた子どものいる親の割合は目標値を達成していない状況にあります。これは、産後うつや母親の育児不安、核家族化による孤立した育児の問題などさまざまな要因が考えられますが、子育て世帯の孤立を防ぎ不安を軽減できるような取組を継続して推進していく必要があります。
- ・ 交通安全の推進や子どもを犯罪等の被害から守る取組などを通じて、子育て家庭が暮らしやすい安全な環境の整備について、継続した取組が必要です。特に、昨今は SNS^{*13}に起因する犯罪や事故に巻き込まれている事案が増加しています。
- ・ 公園の遊具の改善などに努めておりますが、子どもの遊び場や親子の憩い・ふれあいの場として、より安全で魅力ある子育て環境の整備へのニーズが高まっています。

*13 SNS … インターネットを介して人間関係を構築できるパソコンやスマートフォン用のサービスの総称

実施施策（２）仕事と家庭の両立

仕事と家庭の両立支援については、企業、国、県、関係団体と連携しながら、子育てを応援する意識を高め、男女が共にワーク・ライフ・バランスのとれた生活を送ることができるよう、経営者や企業の人事労務担当者を対象とした企業向けセミナーの開催や、ワーク・ライフ・バランス推進盛岡市長賞の創設など、社会全体で働き方改革を推進するための機運の醸成に努めてきました。

成果指標		計画策定時	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
		(※平成25年度実績)	実績値	実績値	実績値	実績値	目標値
くるみんマーク認定企業数 *14	↑	10社	12社	12社	12社	12社	20社
待機児童数(1月1日現在)	↓	259人	285人	218人	180人	84人	0人

【成果】

- ・ 待機児童数は、年々減少しています。

【課題】

- ・ ニーズ調査の結果によると、未就学児の父親のうち「育児休業を取っていない」と答えた市民の割合は96.0%に上っており、また、育児休業を取得していない理由としては、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が28.6%、「仕事が忙しかった」が32.8%となっており、仕事と家庭の両立に対する、職場の理解も含めた社会全体の機運醸成に引き続き取り組んでいく必要があります。

*14 くるみんマーク認定企業 … 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、認定基準を満たした「子育てサポート企業」として認定を受け、「くるみんマーク」を付与された企業

実施施策（3）子育てを応援する仕組みづくり

子育てを応援する仕組みづくりについては、市民や地域、企業、行政など、社会全体で子どもを育てるという共通認識の下、それぞれの役割に応じながら子育てを応援する環境整備に取り組んできました。

平成28年度には、市民や地域活動団体などが主体的に取り組んでいる子ども・子育て支援の活動を応援するため、子ども未来基金を創設し、結婚期、子育て期の支援活動や子どもの居場所づくりに係る活動などの取組を支援してきたほか、29年度には、社会全体で子ども・子育て支援に参画するまちづくりの実現を目指し、子どもをキーワードに交流できる場として「もりおか子育て応援プラザ ma*mall」を開設しました。

また、盛岡商工会議所と協働で実施している「もりおか子育て応援パスポート」については、子育てにかかる負担の軽減や子育て家庭を社会全体で応援する意識啓発のため、協賛店の拡充などに努めました。

成果指標		計画策定時 (※平成25年度実績)	平成27年度 実績値	平成28年度 実績値	平成29年度 実績値	平成30年度 実績値	平成31年度 目標値
市民アンケート調査「子育てをつらいと感じている」と答えた子どものいる親の割合	↓	19.3%	22.0%	24.0%	30.1%	24.8%	14.5%
市民アンケート調査「盛岡市の子育て支援策・支援活動が充実している」と答えた市民の割合	↑	15.5%	13.3%	15.2%	15.9%	19.9%	40.0%

【成果】

- ・ 子ども未来基金の補助実績は、平成30年度末で39事業、約27,477,000円となっています。
- ・ もりおか子育て応援パスポートの発行件数は、平成30年度末時点で16,000件となっています。

【課題】

- ・ 市民アンケートにおける「盛岡市の子育て支援策・支援活動が充実している」と答えた市民の割合は、目標に届いていない状況にあります。
- ・ 子ども未来基金が持続可能なものとなるよう、企業・団体・個人に広く周知するとともに、より多くの寄附を募っていく必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

あふれる子どもの笑顔と育てる喜び、支えるみんなのあったかな手

子どもは、社会の希望であり、未来を創る、かけがえのない大切な存在です。そして、「子どもの最善の利益」の実現は、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つです。

また、子どもの「今」は社会の「未来」であり、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを支えることは、一人一人の子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、社会の担い手を育成するための重要な未来への投資でもあります。

子どもを産み育てたいと思う人々の希望がかなえられ、安心して子育てができるようにするためには、子育てについての第一義的責任は、保護者が有するという基本認識の下に、市民、地域、企業、行政等社会のあらゆる構成員が、全ての子どもの健やかな成長を実現するという目的を共有し、子どもの育ち及び子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たすことが必要です。

本計画では、第1期計画の基本理念を引き継ぎ、これからの未来を担う子どもたちが、地域の人々の優しさに包まれて健やかに育ち、その笑顔がまちにあふれ、保護者は子育てを通して喜びや生きがいを感じ、みんなで子育ての喜びを分かちあうことができる社会の実現を目指して、基本理念を定めます。

2 基本目標

基本理念の実現を目指すため、第1期計画を引き継ぎ、次の3つの基本目標を設定します。

(1) 全ての子どもが健やかに育つ環境づくり

全ての子どもが健やかに成長していくためには、子どもの発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援を提供することが必要です。

子ども一人一人が、かけがえのない個性ある存在として、自己肯定感をもって育まれるよう、全ての子どもと家庭を対象として、その個性や成長、ニーズに応じた支援を行い、健やかな成長の実現を目指します。

(2) 安心して産み、育てられる環境づくり

世帯構成の変化や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加などにより、保護者や家庭を取り巻く状況は変化しており、出産や子育てに対する不安や負担、孤立感などを和らげる支援が必要です。

妊娠・出産期からの継続的な支援により、保護者の負担・不安を軽減するとともに、子

どもの成長過程や多様なニーズに対応した子育て支援を行い、男女共に保護者がしっかりと子どもと向き合い、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じながら、安心して子育てができ、保護者としても成長できるような社会の実現を目指します。

(3) みんなで子ども・子育てを支える環境づくり

次代の担い手である子どもは、社会の希望であり、市民、地域、企業、行政等社会のあらゆる構成員が、子どもや子育て支援について、関心と理解を深め、連携・協働してそれぞれの役割を果たすことが必要です。

子育て支援の活動を行う個人・団体など地域の社会資源の十分な活用に努めながら、地域及び社会全体で子ども・子育てを支援する社会の実現を目指します。

併せて、子育てと仕事が両立できるよう、ワーク・ライフ・バランスの実現を目指します。

3 施策の体系

本計画では、基本理念と3つの基本目標を踏まえつつ、次のような体系を構成し、施策を展開します。

図 2 施策体系図

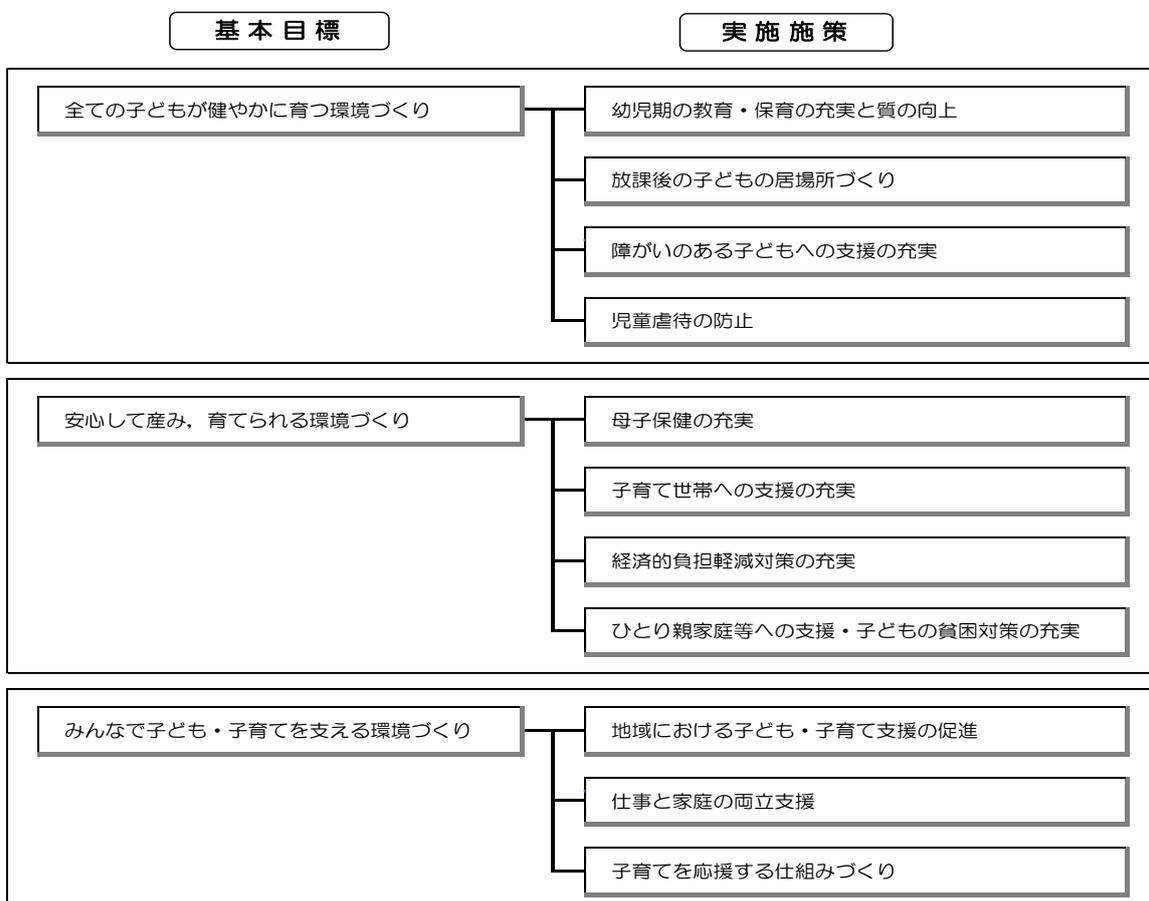
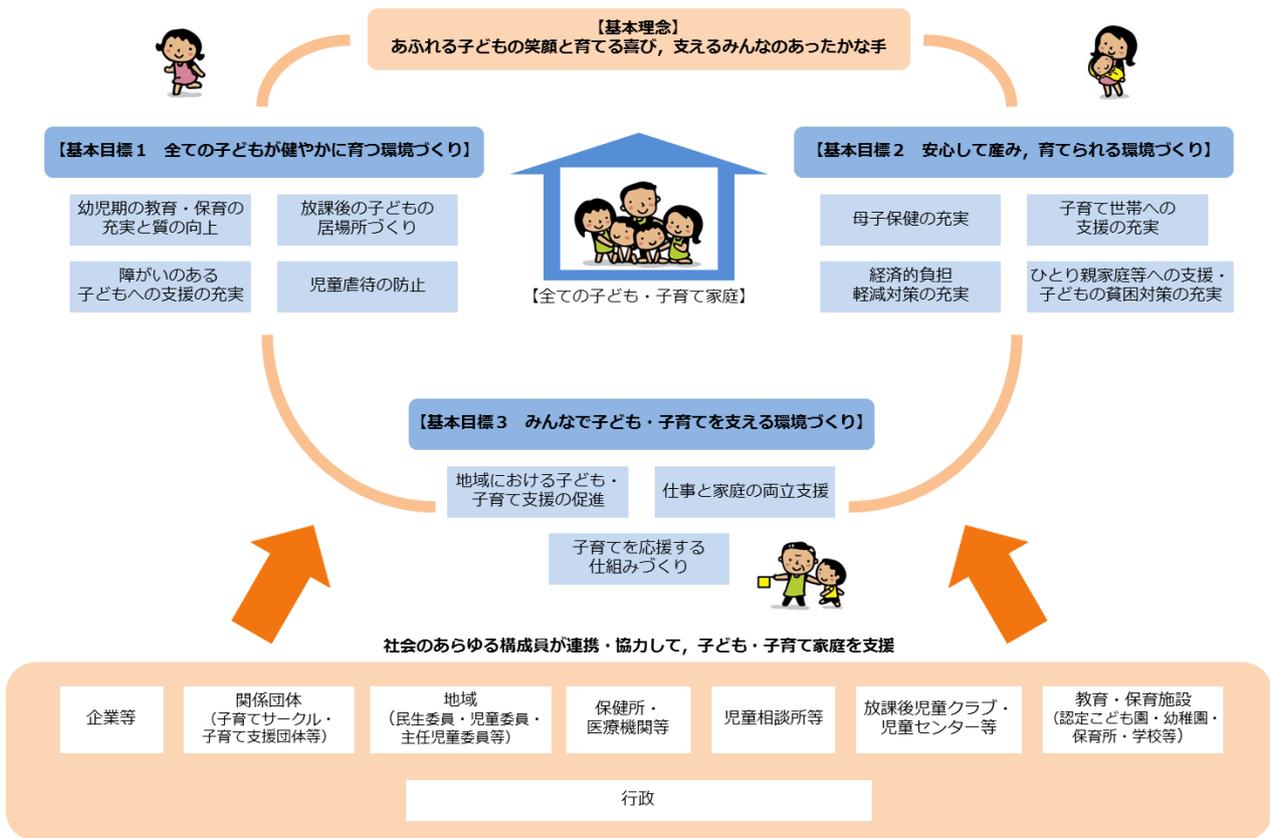


図 3 盛岡市の子ども・子育て支援のイメージ



第4章 施策の展開

本計画の基本理念「あふれる子どもの笑顔と育てる喜び、支えるみんなのあったかな手」の実現のため、3つの基本目標の達成に向けて、施策全体に共通の成果指標を下記のとおり設定することとし、各種施策を展開します。

[成果指標]

成果指標		現状値 ※平成30年度実績	令和6年度 目標値
市民アンケート調査「子育てを楽しんでいると感じている」と答えた子どものいる親の割合	↑	74.2%	80.0%
市民アンケート調査「盛岡市の子育て支援策・支援活動が充実していると感じる」と答えた市民の割合	↑	19.9%	50.0%

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の設備状況その他の条件を総合的に勘案し、地域の実情に応じて、量の見込みや提供体制の確保を設定する区域の単位として、教育・保育等の提供区域を設定する必要があることとされています。

本市においては、現在の教育・保育の利用状況、提供のための施設の整備状況などを踏まえ、第1期計画と同様に事業ごとに下記のとおり提供区域を設定することとし、量の見込みと提供体制の内容については、それぞれの実施策の項目において記載します。

(1) 提供区域の設定

① 教育・保育

教育・保育については、児童の送迎に園バスや自家用車など交通用具を使用することが多く、「保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域」は広く捉えることが妥当であるため、都南地域及び玉山地域の各区域並びに盛岡地域を河北、河南、厨川、盛南の4地区に分割した合計6地区に区分したものを提供区域に設定します。

なお、この区分は、本市において待機児童算出の際の地域区分に使用しているものもあります。

② 延長保育事業

市内の全保育所が事業を実施していることから、「①教育・保育」と同じ提供区域を設定します。

③ 一時預かり事業

保護者や子どもが居宅から通える区域とし、教育・保育施設において事業を実施していることから、「①教育・保育」と同じ提供区域を設定します。

④ 地域子育て支援拠点事業

保護者や子どもが居宅から通える区域とし、保育所併設型の施設があることから、「①教育・保育」と同じ提供区域を設定します。

⑤ 放課後児童健全育成事業

小学生が自分の通学する小学校区内にある施設を利用する例がほとんどであることから、小学校区を提供区域に設定します。

⑥ 病児保育事業

⑦ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

⑧ 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

一時的、不定期に利用する事業であり、一定の区域内に利用者を特定することが困難であることから、市全域を提供区域に設定します。

⑨ 妊婦健康診査

市内全域の医療機関で受診可能であり、細かな区域設定はなじまないことから、市全域を提供区域に設定します。

⑩ 乳児家庭全戸訪問事業

⑪ 養育支援訪問事業

乳児のいる家庭又は養育支援を必要とする家庭を対象とした訪問型の事業であり、細かな区域設定はなじまないことから、市全域を提供区域に設定します。

⑫ 利用者支援事業

市内全域の施設やサービスの情報を集約し、利用者支援、連絡調整等を実施することから、市全域を提供区域に設定します。

表 各事業の提供区域

事業		提供区域	
①教育・保育		6区域	河北, 河南, 厨川, 盛南, 都南, 玉山
地域子ども・子育て 支援事業	②延長保育事業		
	③一時預かり事業		
	④地域子育て支援拠点事業		
	⑤放課後児童健全育成事業	42区域	小学校区
	⑥病児保育事業	1区域	市全域
	⑦子育て援助活動支援事業		
	⑧子育て短期支援事業		
	⑨妊婦健康診査		
	⑩乳児家庭全戸訪問事業		
	⑪養育支援訪問事業		
	⑫利用者支援事業		

【参考】事業内容一覧

○ 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業

○ 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、一時的に預かり、必要な保護を行う事業

○ 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

○ 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対して、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業

○ 病児保育事業

病気や病後の子どもを保護者が家庭で保育できない場合に、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育を行う事業

○ 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業

○ 子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業(短期入所生活援助事業(ショートステイ)及び夜間養護等事業(トワイライトステイ))

○ 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業

○ 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業

○ 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業

○ 利用者支援事業

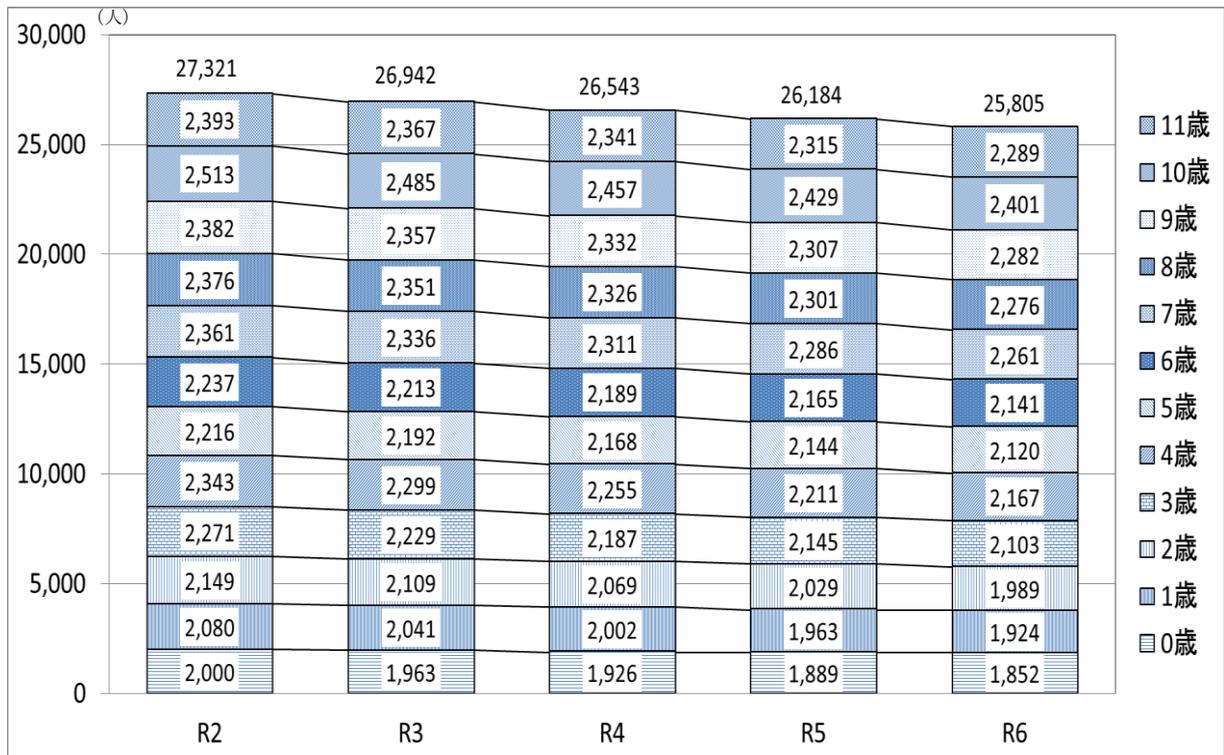
子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業

図 4 提供区域のイメージ



<参考> 計画期間中の児童数（推計人口）

国立社会保障・人口問題研究所における推計人口を基に、計画期間（令和2年度（2020年度）～6年度（2024年度））中の年度別・年齢別の推計人口を算出すると、次表のとおりとなります。



資料：国立社会保障・人口問題研究所（年度別，年齢別は子ども青少年課が算出）

2 基本目標ごとの事業内容

基本目標1 全ての子どもが健やかに育つ環境づくり

全ての子どもの健やかな育ちを保障していくためには、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援を提供することが重要です。

認定こども園や幼稚園，認可保育所，放課後児童クラブなどの量と質を確保し，安全で安心して過ごせる居場所として，それぞれの成長に応じた適切な教育・保育が行われるよう，各施設と連携を密にし，安定的な運営に向けた財政支援などに努めます。

また，児童虐待や発達障がいなど特別な支援を必要とする子どもについても適切な対応や支援を一層推進し，全ての子どもが健やかに育つ環境づくりを進めます。

- 実施施策(1) 幼児期の教育・保育の充実と質の向上
- 実施施策(2) 放課後の子どもの居場所づくり
- 実施施策(3) 障がいのある子どもへの支援の充実
- 実施施策(4) 児童虐待の防止

実施施策(1) 幼児期の教育・保育の充実と質の向上

[取組の方向性]

- ① 子育てをしている人が安心して働くことができるよう，保育ニーズに対応した提供体制を確保し，待機児童の解消を継続します。
- ② 保育を担う保育士の確保のため，保育士奨学金返還支援補助事業，保育士宿舍借上げ支援事業及び若手保育士処遇改善支援事業による経済的支援を行うとともに，潜在保育士の就労支援を図ります。
- ③ 認定こども園や幼稚園，保育所，地域型保育事業などにおいて，発達段階に応じた質の高い幼児期の教育・保育が提供されるよう，各種研修を通じて，職員の専門性の向上を図ります。
- ④ 園長経験者等が保育所等へ巡回により指導・助言を行うほか，認可外保育施設や企業主導型保育事業の開設・保育に対する指導・助言を行い，保育の質の向上を図ります。
- ⑤ 子どもの発達や学びの連続性を確保する観点から，小学校との交流研修会を開催するなど，幼児期の教育・保育と小学校教育の円滑な接続を図ります。

【教育・保育施設】

○認定こども園

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持ち、小学校就学前の子どもへの教育や保育、保護者に対する子育て支援を総合的に提供する施設です。各施設の認可状況により、幼保連携型、幼稚園型など4つの類型があります。

令和2年（2020年）3月現在、私立の認定こども園が16施設（幼保連携型14施設、幼稚園型2施設）あります。

○幼稚園

幼児にふさわしい環境の中で、幼児の健やかな成長を促すことを目的に、義務教育及びその後の教育の基礎を培うための教育を行う学校です。保護者の就労状況にかかわらず、幼児が就学前に教育を受ける機会を提供する役割を果たしています。

令和2年（2020年）3月現在、私立の幼稚園が15施設、国立幼稚園が1施設、市立幼稚園が3施設あります。

○認可保育所

認可保育所は、保護者の就労や病気などのために、家庭において十分に保育することができない児童を保護者に代わって、養護と教育を一体的に行うことを特性とし、認可保育所の環境を通して子どもの保育を総合的に実施するとともに、保護者に対する支援を行う役割を担っています。

令和2年（2020年）3月現在、私立の認可保育所が47施設、市立保育所が10施設あります。

○地域型保育事業

新制度において、新たに市町村の認可事業とされた少人数の単位で3歳未満の乳児・幼児を預かる事業。小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育の4つの類型があります。

令和2年（2020年）3月現在、小規模保育事業所が19施設、家庭的保育事業所が1施設、事業所内保育事業所が4施設あります。

[成果指標]

成果指標		現状値 平成30年度実績	令和6年度 目標値
待機児童数（1月1日現在）	↓	84人	0人

[主な取組]

(1) 保育所入所希望者全入への取組（量の確保）

子ども・子育て支援において最優先の課題である待機児童の解消について、これまで、保育所の新規開設や増改築等による定員増，入所円滑化による定員弾力化などにより定員の拡大に取り組んでおり，令和元年度末までに年間を通じた待機児童を解消することとしています。

令和2年度以降は，幼児教育・保育の無償化による量の増加を考慮し，保育ニーズの推移を見極め，民間事業者の協力を得て，年間を通じて待機児童が生じないように努めるとともに，保育が必要な全ての子どもの受入れ定員の確保を目指します。

確保方策① 認定こども園への移行の働きかけ

3歳未満の子どもの提供体制を確保するため，私立幼稚園から認定こども園への移行について，働きかけや助言を行います。

確保方策② 保育所の新設・改修

地域の状況や必要性などを考慮し，私立保育所の新設や改修などを希望する事業者との協議を進め，施設整備に係る財政支援などを行い，定員の拡充を図ります。

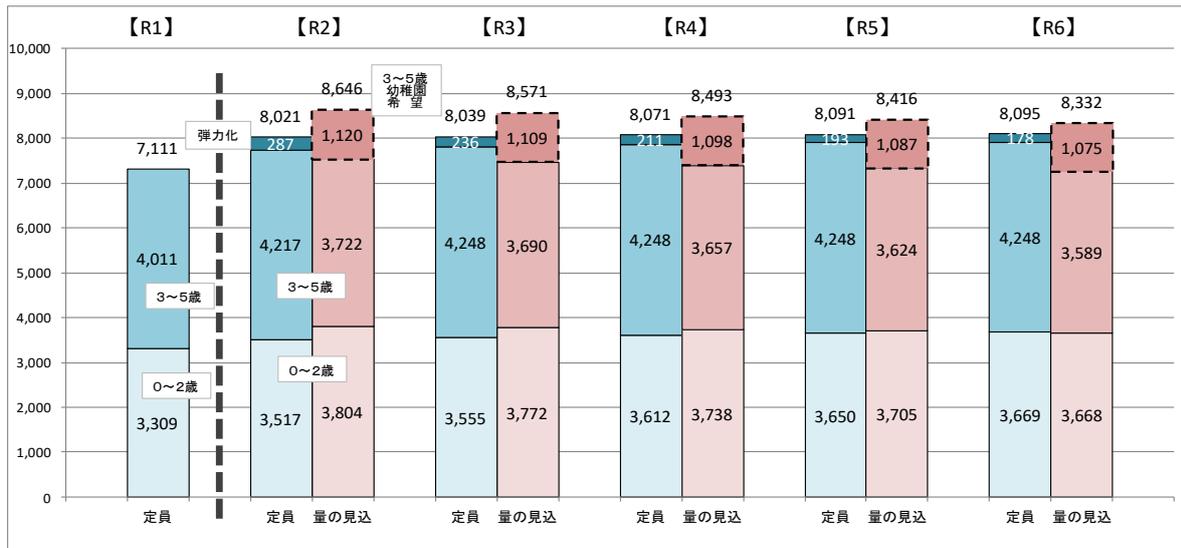
また，公立保育所の民営化に当たっては，改築や施設改修による定員のフラット化などを進め，3歳未満の子どもの定員の拡充を図ります。

確保方策③ 地域型保育事業の導入及び認可外保育施設の認可保育所等への移行支援

地域の状況や必要性などを考慮し，3歳未満の子どもの提供体制を確保するため，地域型保育事業の導入を進めます。

また，認可保育所や地域型保育事業への移行を希望する認可外保育施設に対し，移行に必要な保育内容や施設運営等について助言・指導を行います。

□ 保育を必要とする子どもに係る保育所定員と量の見込み



■ 0~5歳 (単位: 人)

	R1見込	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み(A)		8,646	8,571	8,493	8,416	8,332
年度末の受入枠(B=C+D)		8,021	8,039	8,071	8,091	8,095
年度末の定員(C)	7,320	7,734	7,803	7,860	7,898	7,917
定員の弾力化(D)		287	236	211	193	178
不足(E=A-B)		625	532	422	325	237

□ うち3~5歳 (単位: 人)

	R1見込	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み(A1)		4,842	4,799	4,755	4,711	4,664
年度末の受入枠(B1=C1+D1)		4,217	4,248	4,248	4,248	4,248
年度末の定員(C1)	4,011	4,217	4,248	4,248	4,248	4,248
定員の弾力化(D1)		0	0	0	0	0
不足(E1=A1-B1)		625	551	507	463	416

		R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み(A1)のうち 幼稚園希望の子ども		1,120	1,109	1,098	1,087	1,075

□ うち0~2歳 (単位: 人)

	R1見込	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み(A2)		3,804	3,772	3,738	3,705	3,668
年度末の受入枠(B2=C2+D2)		3,804	3,791	3,823	3,843	3,847
年度末の定員(C2)	3,309	3,517	3,555	3,612	3,650	3,669
0~2歳定員の弾力化(D2)		287	236	211	193	178
不足(E2=A2-B2)		0	△ 19	△ 85	△ 138	△ 179

■ 整備の内訳(0~5歳) (単位: 人)

区分	R1見込		R2		R3		R4		R5		合計	
	箇所数	人数	箇所数	人数	箇所数	人数	箇所数	人数	箇所数	人数	箇所数	人数
認定こども園への移行・整備	3	252	1	30	3	57	2	38			6	125
認可保育所の改修	2	80	1	20							1	20
地域型保育事業の導入・移行	5	82	1	19					1	19	2	38
定員のフラット化 *15											0	0
合計	10	414	3	69	3	57	2	38	1	19	9	183

*15 定員のフラット化 … 各年齢区分の定員数を見直し、区分ごとの定員数を同数にすること。

教育・保育の必要な量の見込みと確保方策

計画期間における必要な量の見込みと確保方策は、次ページ以降のとおりです。

【用語解説】

1号認定子ども	満3歳以上で保育の必要がない就学前の子ども 主な利用施設は、幼稚園，認定こども園
2号認定子ども	3歳以上で保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども 主な利用施設は、保育所，認定こども園
3号認定子ども	3歳未満で保育の必要性の認定を受けた子ども 主な利用施設は、保育所，認定こども園，地域型保育事業

① 市全域（各地区の合計）

1号認定子どもの量の見込みに対しては、計画期間を通して提供体制を確保できる見込みです。

2号認定子どもの量の見込みに対しては、計画期間を通して提供体制に不足を生じますが、「幼稚園希望」の子どもについては、幼稚園の利用が想定されることから、1号認定子どもの確保方策と併せて対応します。

3号認定子どもの量の見込みに対しては、0歳は、現在の提供体制を上回る見込みであることから、幼稚園に対する認定こども園への移行の働きかけや公立保育所の民営化などにより、提供体制の確保を進めます。1, 2歳は、令和3年度（2021年度）以降は提供体制が確保できる見込みです。

（単位：人）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度					
1号認定子ども	量の見込み(①)	1,611	1,555	1,500	1,447	1,394					
	確保方策(②)	3,247	3,272	3,272	3,272	3,272					
	特定教育・保育施設	1,637	1,651	1,642	1,634	1,625					
	確認を受けない幼稚園	726	725	724	723	722					
	幼稚園及び預かり保育	884	896	906	915	925					
	差(②-①)	1,636	1,717	1,772	1,825	1,878					
2号認定子ども	量の見込み(③)	4,842	4,799	4,755	4,711	4,664					
	幼稚園希望	1,120	1,109	1,098	1,087	1,075					
	上記以外	3,722	3,690	3,657	3,624	3,589					
	確保方策(④)	4,217	4,248	4,248	4,248	4,248					
	特定教育・保育施設	4,184	4,215	4,215	4,215	4,215					
	幼稚園希望	0	0	0	0	0					
	企業主導型保育	33	33	33	33	33					
	差(④-③)	△625	△551	△507	△463	△416					
3号認定子ども	年齢区分	0歳	1・2歳								
	量の見込み(⑤)	1,194	2,610	1,189	2,583	1,182	2,556	1,176	2,529	1,167	2,501
	確保方策(⑥)	944	2,573	953	2,602	971	2,641	983	2,667	989	2,680
	特定教育・保育施設	761	2,169	764	2,185	782	2,224	794	2,250	794	2,250
	地域型保育事業	133	316	139	329	139	329	139	329	145	342
	企業主導型保育	50	88	50	88	50	88	50	88	50	88
	差(⑥-⑤)	△250	△37	△236	19	△211	85	△193	138	△178	179
	定員の弾力化	250	37	236	-	211	-	193	-	178	-
	保育利用率	61.1%		61.7%		62.3%		63.0%		63.6%	

② 河北地区

令和2年（2020年）3月現在、認定こども園5施設、私立幼稚園5施設、市立幼稚園1施設、私立保育所11施設、地域型保育事業所4施設、市立保育所1施設があります。

3号認定子どもの量の見込みに対しては、0歳は、幼稚園に対する認定こども園への移行の働きかけなどにより、提供体制の確保を進めます。1、2歳は、5年度（2023年度）以降は提供体制が確保できる見込みです。

（単位：人）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度					
1号認定子ども	量の見込み(①)	380	366	351	337	322					
	確保方策(②)	965	965	965	965	965					
	特定教育・保育施設	469	471	474	477	479					
	確認を受けない幼稚園	233	233	235	236	237					
	幼稚園及び預かり保育	263	261	256	252	249					
	差(②-①)	585	599	614	628	643					
2号認定子ども	量の見込み(③)	1,141	1,127	1,110	1,095	1,080					
	幼稚園希望	263	261	256	252	249					
	上記以外	878	866	854	843	831					
	確保方策(④)	968	979	979	979	979					
	特定教育・保育施設	954	965	965	965	965					
	幼稚園希望	0	0	0	0	0					
	企業主導型保育	14	14	14	14	14					
	差(④-③)	△173	△148	△131	△116	△101					
3号認定子ども	年齢区分	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳
	量の見込み(⑤)	257	615	254	606	254	598	250	589	247	578
	確保方策(⑥)	191	564	200	583	206	596	206	596	206	596
	特定教育・保育施設	162	494	165	500	171	513	171	513	171	513
	地域型保育事業	12	34	18	47	18	47	18	47	18	47
	企業主導型保育	17	36	17	36	17	36	17	36	17	36
	差(⑥-⑤)	△66	△51	△54	△23	△48	△2	△44	7	△41	18
	定員の弾力化	66	51	54	23	48	2	44	-	41	-
	保育利用率	59.3%		59.9%		60.7%		61.3%		61.8%	

[各年度の追加確保方策]

（単位：人）

年度	内容	1号	2号	3号	
				0歳	1・2歳
令和2年度	地域型保育事業所の新設			6	13
令和2年度	認可保育所の改修		11	3	6
令和3年度	認定こども園へ移行			6	13
合計			11	15	32

③ 河南地区

令和2年（2020年）3月現在、認定こども園3施設、私立幼稚園3施設、国立幼稚園1施設、私立保育所4施設、地域型保育事業所3施設、市立保育所1施設があります。

3号認定子どもの量の見込みに対しては、0歳は、幼稚園に対する認定こども園への移行の働きかけなどにより、提供体制の確保を進めます。

（単位：人）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度					
1号認定子ども	量の見込み(①)	208	201	194	188	181					
	確保方策(②)	466	466	466	466	466					
	特定教育・保育施設	270	265	261	257	253					
	確認を受けない幼稚園	88	86	83	81	78					
	幼稚園及び預かり保育	108	115	122	128	135					
	差(②-①)	258	265	272	278	285					
2号認定子ども	量の見込み(③)	624	620	616	611	606					
	幼稚園希望	144	143	142	141	140					
	上記以外	480	477	474	470	466					
	確保方策(④)	542	542	542	542	542					
	特定教育・保育施設	530	530	530	530	530					
	幼稚園希望	0	0	0	0	0					
	企業主導型保育	12	12	12	12	12					
差(④-③)	△82	△78	△74	△69	△64						
3号認定子ども	年齢区分	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳
	量の見込み(⑤)	163	330	163	327	162	324	162	321	161	318
	確保方策(⑥)	126	333	126	333	132	346	132	346	132	346
	特定教育・保育施設	106	294	106	294	112	307	112	307	112	307
	地域型保育事業	12	29	12	29	12	29	12	29	12	29
	企業主導型保育	8	10	8	10	8	10	8	10	8	10
	差(⑥-⑤)	△37	3	△37	6	△30	22	△30	25	△29	28
	定員の弾力化	37	-	37	-	30	-	30	-	29	-
	保育利用率	61.4%		61.9%		62.6%		63.3%		63.9%	

[各年度の追加確保方策]

（単位：人）

年度	内容	1号	2号	3号	
				0歳	1・2歳
令和3年度	認定こども園へ移行			6	13
	合計			6	13

④ 厨川地区

令和2年（2020年）3月現在、認定こども園4施設、私立幼稚園2施設、私立保育所9施設、地域型保育事業所4施設、市立保育所3施設があります。

3号認定子どもの量の見込みに対しては、0歳は、幼稚園に対する認定こども園への移行の働きかけなどにより、提供体制の確保を進めます。1、2歳は、4年度（2022年度）以降は提供体制が確保できる見込みです。

（単位：人）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度					
1号認定子ども	量の見込み(①)	340	328	316	305	294					
	確保方策(②)	571	571	571	571	571					
	特定教育・保育施設 確認を受けない幼稚園 幼稚園及び預かり保育	334	337	339	342	345					
		237	234	232	229	226					
	差(②-①)	231	243	255	266	277					
2号認定子ども	量の見込み(③)	1,023	1,013	1,003	993	982					
	幼稚園希望	237	234	232	229	226					
	上記以外	786	779	771	764	756					
	確保方策(④)	913	913	913	913	913					
	特定教育・保育施設	912	912	912	912	912					
	幼稚園希望	0	0	0	0	0					
	企業主導型保育	1	1	1	1	1					
差(④-③)	△110	△100	△90	△80	△69						
3号認定子ども	年齢区分	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳
	量の見込み(⑤)	267	551	266	545	264	539	263	533	260	527
	確保方策(⑥)	213	529	213	529	219	542	225	555	225	555
	特定教育・保育施設	189	470	189	470	195	483	201	496	201	496
	地域型保育事業	20	54	20	54	20	54	20	54	20	54
	企業主導型保育	4	5	4	5	4	5	4	5	4	5
	差(⑥-⑤)	△54	△22	△53	△16	△45	3	△38	22	△35	28
	定員の弾力化	54	22	53	16	45	-	38	-	35	-
	保育利用率	62.2%		62.9%		63.5%		64.2%		64.8%	

[各年度の追加確保方策]

（単位：人）

年度	内容	1号	2号	3号	
				0歳	1・2歳
令和3年度	認定こども園へ移行			6	13
令和4年度	認定こども園へ移行			6	13
合計				12	26

⑤ 盛南地区

令和2年（2020年）3月現在、認定こども園2施設、私立幼稚園3施設、市立幼稚園1施設、私立保育所11施設、地域型保育事業所6施設、市立保育所1施設があります。

3号認定子どもの量の見込みに対しては、0歳は、幼稚園に対する認定こども園への移行の働きかけなどにより、提供体制の確保を進めます。

(単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度					
1号認定子ども	量の見込み(①)	322	313	305	296	288					
	確保方策(②)	810	810	810	810	810					
	特定教育・保育施設	181	181	181	181	181					
	確認を受けない幼稚園	405	406	406	406	407					
	幼稚園及び預かり保育	224	223	223	223	222					
	差(②-①)	488	497	505	514	522					
2号認定子ども	量の見込み(③)	968	966	966	965	963					
	幼稚園希望	224	223	223	223	222					
	上記以外	744	743	743	742	741					
	確保方策(④)	705	705	705	705	705					
	特定教育・保育施設	705	705	705	705	705					
	幼稚園希望	0	0	0	0	0					
	企業主導型保育	0	0	0	0	0					
	差(④-③)	△263	△261	△261	△260	△258					
3号認定子ども	年齢区分	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳
	量の見込み(⑤)	253	529	254	528	254	526	255	525	255	524
	確保方策(⑥)	212	563	212	563	212	563	218	576	218	576
	特定教育・保育施設	146	425	146	425	146	425	152	438	152	438
	地域型保育事業	50	109	50	109	50	109	50	109	50	109
	企業主導型保育	16	29	16	29	16	29	16	29	16	29
	差(⑥-⑤)	△41	34	△42	35	△42	37	△37	51	△37	52
	定員の弾力化	41	-	42	-	42	-	37	-	37	-
	保育利用率	62.9%		63.5%		64.0%		64.7%		65.4%	

[各年度の追加確保方策]

(単位：人)

年度	内容	1号	2号	3号	
				0歳	1・2歳
令和4年度	認定こども園へ移行			6	13
	合計			6	13

⑥ 都南地区

令和2年（2020年）3月現在、認定こども園2施設、私立幼稚園2施設、私立保育所7施設、地域型保育事業所6施設、市立保育所4施設があります。

3号認定子どもの量の見込みに対しては、0歳は、認定こども園の新設などにより、提供体制の確保を進めます。1、2歳は、3年度（2021年度）以降は提供体制が確保できる見込みです。

（単位：人）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度					
1号認定子ども	量の見込み(①)	313	302	292	282	272					
	確保方策(②)	365	390	390	390	390					
	特定教育・保育施設	313	327	317	307	297					
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0					
	幼稚園及び預かり保育	52	63	73	83	93					
	差(②-①)	52	88	98	108	118					
2号認定子ども	量の見込み(③)	941	934	926	918	910					
	幼稚園希望	218	216	214	212	210					
	上記以外	723	718	712	706	700					
	確保方策(④)	893	913	913	913	913					
	特定教育・保育施設	887	907	907	907	907					
	幼稚園希望	0	0	0	0	0					
	企業主導型保育	6	6	6	6	6					
	差(④-③)	△48	△21	△13	△5	3					
3号認定子ども	年齢区分	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳
	量の見込み(⑤)	216	507	215	502	213	497	212	492	212	487
	確保方策(⑥)	170	492	170	502	170	502	170	502	176	515
	特定教育・保育施設	126	394	126	404	126	404	126	404	126	404
	地域型保育事業	39	90	39	90	39	90	39	90	45	103
	企業主導型保育	5	8	5	8	5	8	5	8	5	8
	差(⑥-⑤)	△46	△15	△45	0	△43	5	△42	10	△36	28
	定員の弾力化	46	15	45	-	43	-	42	-	36	-
	保育利用率	59.7%		60.3%		60.8%		61.5%		62.2%	

[各年度の追加確保方策]

（単位：人）

年度	内容	1号	2号	3号	
				0歳	1・2歳
令和2年度	認定こども園の新設	25	20	0	10
令和5年度	地域型保育事業所の新設			6	13
合計		25	20	6	23

⑦ 玉山地区

令和2年（2020年）3月現在、市立幼稚園1施設、私立保育所5施設があります。

3号認定子どもの量の見込みに対しては、0歳は、6年度（2024年度）は提供体制が確保できる見込みです。

(単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度						
1号認定子ども	量の見込み(①)	48	45	42	39	37						
	確保方策(②)	70	70	70	70	70						
	特定教育・保育施設	70	70	70	70	70						
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0						
	幼稚園及び預かり保育	0	0	0	0	0						
	差(②-①)	22	25	28	31	33						
2号認定子ども	量の見込み(③)	145	139	134	129	123						
	幼稚園希望	34	32	31	30	28						
	上記以外	111	107	103	99	95						
	確保方策(④)	196	196	196	196	196						
	特定教育・保育施設	196	196	196	196	196						
	幼稚園希望	0	0	0	0	0						
	企業主導型保育	0	0	0	0	0						
	差(④-③)	51	57	62	67	73						
3号認定子ども	年齢区分	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	0歳	1・2歳	
	量の見込み(⑤)	38	78	37	75	35	72	34	69	32	67	
	確保方策(⑥)	32	92	32	92	32	92	32	92	32	92	
	特定教育・保育施設	32	92	32	92	32	92	32	92	32	92	
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	企業主導型保育	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		差(⑥-⑤)	△6	14	△5	17	△3	20	△2	23	0	25
	定員の弾力化	6	-	5	-	3	-	2	-	-	-	
	保育利用率	62.4%		63.3%		63.7%		64.4%		65.1%		

(2) 保育士確保対策事業

市内の保育所等へ就労する保育士を支援し、保育士の経済的負担を軽減することで、離職防止を図り、保育士を確保するため、次の事業に取り組みます。

ア 若手保育士の就業継続の支援

・ 保育士奨学金返還支援補助事業

保育士の資格を取得するに当たり、奨学金を受給し現在返還を行っている保育士のうち、特に経済的負担が大きいと見込まれる若手保育士を対象に返還費用の一部を補助します。

・ 保育士宿舎借り上げ支援事業

私立保育所等の事業者が、当該事業所において雇用する保育士のためにアパート等を借り上げる費用の一部を補助します。

・ 若手保育士等処遇改善事業

処遇改善加算の対象とならない経験年数3年未満の保育士を対象に、処遇改善を行う費用の一部を補助します。

イ 潜在保育士（保育士資格を有しているが、現在保育所等で働いていない者）の支援

・ 保育体験

市内保育所等での保育体験に参加することにより、復職への意欲につなげます。

・ 保育士カフェ

潜在保育士が悩み事を相談したり、経験を話し合ったりする保育士カフェを開催し、復職への意欲につなげます。

(3) 教育・保育の質の向上

子どもの教育・保育に対するニーズにきめ細やかに応え、子どもたちが健やかに育つことができるよう教育・保育サービスの基盤を整えるため、市内における教育・保育施設がそれぞれの特徴を生かし、教育・保育の質を向上させていくことができるよう、その運営を支援します。

ア 教育・保育施設の運営支援

(7) 多様な保育環境の確保

施設の健全かつ円滑な運営の確保を図るため、運営事業に対する補助や新制度への移行支援に継続して取り組むとともに、認定こども園への移行に対しては、新たに保育士資格が必要となる職員への取得支援により、保育の質の向上を図ります。

また、認定こども園や幼稚園、保育所などそれぞれの施設・事業の特性を生かしながら、増加傾向にある保育ニーズに対応するため定員の拡充を図ります。

(イ) 設備及び運営の基準の運用

認定こども園，地域型保育事業の設備及び運営の基準を定める条例において，保育の質の確保・向上を図るため，職員配置や設備等について，国の基準を上回る基準を定めています。

【基準の一例】

① 幼保連携型認定こども園

乳児室の面積基準 3.3㎡/人以上（国基準：1.65㎡/人以上）

② 地域型保育事業

- ・ 家庭的保育事業等における家庭的保育者を市町村長が行う研修を修了した保育士に限定する。（国基準：保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者も可とする。）
- ・ 小規模保育B型における保育に従事する職員のうち3分の2以上を保育士とする。（国基準：2分の1以上を保育士とする。）
また，保育の必要性認定において，保護者の就労形態に幅広く対応するため，就労の下限時間を従来の60時間から48時間に変更しています。
- ・ 家庭的保育事業による給食の搬入を可とする等の経過措置を延長しないこととする。（国基準：家庭的保育事業に限り，経過措置期間を5年から10年に延長する。）
- ・ 連携施設の確保による保育の質を確保する観点から，代替保育の連携の提供元を幼稚園，保育所又は認定こども園に限定する。（国基準：連携施設の確保が困難な場合，一定の要件のもと小規模保育事業A型，B型又は事業所内保育事業を行う事業者からの代替保育の提供も認める。）

(ウ) 各種研修の実施

幼稚園教諭と保育士の合同研修など，関係機関と協力しながら各種研修を実施し，職員の専門性の向上を通じて，教育・保育の質の向上を図ります。

イ 巡回による支援・助言【新規】

保育の質を高めるために，公立保育所の園長経験のある保育相談員が巡回により，保育の計画等について指導や助言を行います。

ウ 認可外保育施設や企業主導型保育事業への支援【新規】

認可外保育施設や企業主導型保育事業について，開設への相談対応や情報提供を行うなどの支援を行います。また，園長経験者等が認可外保育施設へ訪問により，適切な保育の実施，運営が図られるよう指導や助言を行うとともに，認可保育所や地域型保育事業への移行を希望する場合には，移行に必要な保育内容や施設運営等について指導や助言を行います。

エ 認定こども園や幼稚園、保育所と小学校との連携

子どもの生活や発達の一貫性を踏まえて、小学校との円滑な連携・接続を図り、一貫性のある教育・保育を提供するため、認定こども園や幼稚園、保育所の子どもと小学校の児童との交流を進めるとともに、子どもの実態や指導方法等について情報共有や相互理解を深める交流研修会の開催などの支援に取り組みます。

オ 多様なニーズに対応する教育・保育サービスの提供

(7) 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外において、認定こども園、保育所等で保育を行う事業です。

延長保育は、保育所に入所している児童を対象に、希望する保護者のニーズに対応して、1時間又は2時間の延長保育を実施しています。

計画期間の量の見込みは、保育所の定員数に対して約20%程度のニーズとなっており、今後も職員体制の整備を図りながら、保護者のニーズに的確に対応します。

延長保育事業における必要な量の見込み

(単位：人)

区分		平成30年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①河北地区	利用人数	—	304	303	300	298	294
②河南地区	利用人数	—	184	183	182	180	179
③厨川地区	利用人数	—	275	273	271	269	267
④盛南地区	利用人数	—	287	285	283	281	279
⑤都南地区	利用人数	—	272	270	268	266	264
⑥玉山地区	利用人数	—	34	33	33	33	33
計(市全域)	利用人数	1,249	1,356	1,347	1,337	1,327	1,316

(4) 一時預かり事業（幼稚園型）

幼稚園において、通常教育時間の前後や長期休業期間中などに、希望する者を対象に保育を行う事業であり、地域子ども・子育て支援事業の一つとして、「一時預かり事業（幼稚園型）」を実施します。

幼稚園における預かり保育は、入園している児童を主な対象とするものであり、現在、市内33箇所の幼稚園及び認定こども園で希望する保護者のニーズに対応しています。

計画期間の量の見込みは、幼稚園の定員数に対して約20%程度のニーズとなっており、今後も職員体制の整備を図りながら、保護者のニーズに的確に対応します。

一時預かり事業（幼稚園型）における必要な量の見込み

(単位：人)

区分		平成30年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①河北地区	延利用人数	—	57,044	56,525	55,992	55,417	54,887
②河南地区	延利用人数	—	34,605	34,290	33,967	33,619	33,297
③厨川地区	延利用人数	—	51,671	51,201	50,718	50,198	49,718
④盛南地区	延利用人数	—	53,883	53,393	52,890	52,347	51,847
⑤都南地区	延利用人数	—	51,039	50,574	50,098	49,584	49,110
⑥玉山地区	延利用人数	—	6,321	6,263	6,204	6,140	6,082
計(市全域)	延利用人数	222,421	254,563	252,246	249,869	247,305	244,941

(ウ) 病児保育事業（病児対応型）

病気や病後の子どもを保護者が家庭で保育できない場合に、病院に付設された専用スペースなどにおいて、看護師等が一時的に保育を行う事業であり、現在、市内4箇所で開催しています。令和元年度からは、盛岡市・滝沢市・矢巾町の3市町で広域利用に係る協定を締結し、区域内の病児保育施設を同料金で利用できるようにしています。

計画期間の量の見込みは、年間の受入れ可能数（約5,760人（4施設定員合計24人×約240日））からみると、量の見込みに対応できる提供体制を確保していますが、感染症の流行などにより一時的に利用できない場合があります。今後は、病児保育の定員枠拡大等について、地域的なバランスと利用のしやすさを考慮しながら、ファミリー・サポート・センター事業との連携を含めて、今後のあり方について検討を進め、その結果を踏まえて関係機関に働きかけを行います。

病児保育事業における必要な量の見込みと実績

(単位：人)

区分	平成30年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延利用人数の量の見込み	2,408	2,563	2,546	2,529	2,512	2,493

(I) 利用者支援事業

就学前の子どもの預け先に関する保護者の相談に応じ、認可保育所や一時預かり事業、幼稚園預かり保育など個別のニーズに合った保育サービスの情報を提供し、保育サービスを円滑に利用できるよう支援します。



実施施策(2) 放課後の子どもの居場所づくり

[取組の方向性]

- ① 仕事と子育ての両立を支え、子育てを支援するためには、子どもが心身ともに健やかに育ち、安全・安心に過ごせる居場所である児童館・児童センターや放課後児童クラブ、放課後子ども教室の充実が必要であることから、児童の放課後の居場所づくりを推進していきます。
- ② 放課後児童支援員*16等の人材育成に取り組むほか、放課後児童クラブの安定的な運営を支援します。

[成果指標]

成果指標		現状値	令和6年度 目標値
放課後児童クラブを利用できなかった児童数 (令和元年5月1日現在)	↓	23人	0人
放課後児童クラブの設置箇所数 (平成30年度末時点)	↑	46箇所	61箇所

[主な取組]

近年の女性就業率の上昇により、共働き家庭の増加など児童を取り巻く放課後の環境が大きく変化したことに伴い、児童が放課後等を安全・安心に過ごすことができる放課後の居場所に対するニーズが高まる中、国では、共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、全ての児童が放課後等における多様な体験・活動を行うことができるよう、総合的な放課後対策を講じるための「放課後子ども総合プラン*17」（以下「総合プラン」という。）を策定し、放課後の居場所づくりの取組を進めてきました。平成30年9月には、「新・放課後子ども総合プラン」（以下「新総合プラン」という。）が策定され、放課後児童クラブについて35年度までに新たに30万人分の整備を図るという目標が掲げられています。

市においては、児童センター・放課後児童クラブが置かれている現状を踏まえ、その課題を整理し、今後の取組に関する方向性を示すことを目的に、平成31年3月に「児童の放課後の居場所づくりに関する方針」を策定しました。小学校区単位で整備を進めている児童館・児童センター、保護者会・社会福祉法人等が運営する放課後児童クラブなどの多様な取組内容を踏まえ、今後も引き続き施設整備・人材育成などの支援や環境づくりに努めます。

また、一部の地域で実施されている放課後子供教室についても引き続き実施していきます。

*16 放課後児童支援員 … 放課後児童健全育成クラブにおいて子どもの支援を行う必置の職員で、保育士や社会福祉士の資格を有する者をいいます。

*17 放課後子ども総合プラン … 文部科学省と厚生労働省が協力して、一体型を中心とした放課後子供教室と放課後児童クラブの計画的な整備を進めることとして策定されたプラン

(1) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ等運営事業）

ア 放課後児童クラブの整備

放課後児童クラブについては、小学校区内にクラブが設置されていない未設置学区や放課後の居場所のニーズの高い小学校区を中心に、保護者や放課後児童クラブ、地域の意見を十分に聴きながら、新総合プランを踏まえて学校の余裕教室などを積極的に活用しながら、児童の放課後の居場所づくりに関する方針に基づき、令和5年度までに15施設の整備が可能となるよう民間事業者に対して設置を促していくこととします。

※放課後児童クラブの年度毎設置見込

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	計
設置見込クラブ数	2	4	4	3	2	15

○設備及び運営の基準を満たすことができない放課後児童クラブ

設備の基準（児童1人につきおおむね1.65㎡以上）及び集団の規模の基準（おおむね40人以下）について、基準を満たしていない放課後児童クラブはこの5年間で解消され、現時点で基準を満たしていないクラブはない状況となっておりますが、毎年度、登録児童の状況を確認し、基準を満たさないクラブが生じた場合は、基準を満たせない状況が継続する可能性について適切に判断した上で、整備の必要性を検討し、環境整備に努めます。

放課後児童健全育成事業における必要な量の見込みと実績

(単位：人)

区分	平成30年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用人数の量の見込み	2,477	2,889	2,956	3,023	3,093	3,162

○未設置学区

未設置学区は11学区ありますが、利用実績がない学区や全児童数が100人未満の小規模学校区など、学区によって異なる状況となっております。

このことから、未設置学区については希望者の状況や今後の就学児童数の推移、近隣の放課後児童クラブ、児童館・児童センターの設置・利用状況等を踏まえ、民間事業者に対して設置を促していくこととします。

イ 人材の育成、運営支援

放課後児童支援員等の専門性向上を図る研修の実施に引き続き取り組むとともに、放課後児童クラブの安定的な運営を支援するため、実施場所を賃借しているクラブへの家賃加算を継続するほか、障がい児の受入れや小規模クラブの職員配置などへの財政支援の充実に努めます。また、支援が必要な児童の巡回支援について検討し、全ての児童が安全・安心に過ごすことができるような支援に努めます。

(2) 放課後子供教室推進事業

総合プランに基づき、学校施設や他の公共施設を活用し、地域ボランティアの参画による多様な体験・活動を提供する場の確保に努めます。

(3) 児童館管理運営事業

児童館・児童センターの利用ニーズの増加に対応するのはもちろんのこと、地域の拠点としてさまざまな活動を展開できる施設であるという側面からも、市内全域でサービスを提供できる体制を整えるため、引き続き未設置となっている小学校区（見前，向中野，太田）への整備を進めていきます。

利用児童数の増加などの対応については、児童の安全を確保するとともに、支援が必要な児童への対応を充実させるため、職員（児童厚生員）の適正配置に関する基準に沿った職員の配置を進めていきます。

また、利用児童数が特に多い施設については、周辺地域に放課後児童クラブの設置を促進するなど、中長期的な利用児童数の見込みを踏まえつつ施設の受入定員の増加に向けた方策についても検討していきます。

※「児童の放課後の居場所づくりに関する方針」より抜粋

見前	居場所が必要な児童数が多く受入体制が不足していることから、見前小学校の敷地内に設置することとし、早期に事業に着手することとします。
向中野	盛南地区に公民館施設の整備予定があることから、当該施設との合築を基本に取り組むこととします。
太田	太田小学校の敷地内への設置を基本に、取り組むこととします。

実施施策(3) 障がいのある子どもへの支援の充実

[取組の方向性]

- ① 障がいのある子どもについて、早期の気づき・支援につなげるため、乳幼児総合診査の充実を図るとともに、専門機関との連携を図りながら、保護者が子どもの特性について理解できるよう身近な地域での相談体制の充実に努めます。
- ② 保健、医療、福祉、教育等の各種施策の連携により、幼児期、学齢期等において切れ目のない支援が行われるよう、在宅支援の充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備等、一貫した総合的な取組を推進するとともに、児童発達支援センター*18や発達障がい者支援センター*19との連携を密にし、ワンストップの専門相談窓口の設置を目指して、支援体制の充実に努めます。
- ③ 集団保育が可能な発達支援児で、保育所の利用を希望する子どものために、発達支援保育を行う保育所の体制整備を支援します。
- ④ 発達障がいを含む障がいのある子どもには、障がいの状態に応じて、その子どもの可能性を最大限に伸ばし、その子どもが自立して社会参加するために必要な力を培うため、幼稚園教諭や保育士等の専門性の向上を図るとともに、一人一人の希望に応じた適切な支援を行います。
- ⑤ 特別な教育的支援を要する児童生徒については、障がいの状態に応じて適切な教育支援を行います。

[成果指標]

成果指標		現状値 平成30年度実績	令和6年度 目標値
乳幼児総合診査から療育につながった子どもの割合	→	98.5%	98.5%

[主な取組]

(1) 乳幼児総合診査事業*20

乳児健診や1歳6か月児健康健診、3歳児健康健診により、発達上の心配があり支援が必要な子どもの早期発見に努めます。

乳幼児総合診査において、発達等について課題があると思われる乳幼児を早期療育の視点から総合的に診査し、適切な療育の指導を行うなど関係機関と連携し、支援を行います。

*18 児童発達支援センター（盛岡市立ひまわり学園） … 児童福祉法に基づく、発達の遅れがある子どもの通園施設です。遊びや運動、ことばなど日常生活及び社会生活に必要な発達支援を目的としています。

*19 発達障がい者支援センター（岩手県発達障がい者支援センター（通称 ウィズ）） … 発達障害者支援法に基づき、発達障がい者（児）への支援を総合的に行うことを目的とした専門機関であり、発達障がいのある方、家族、関係機関等に対し、医療機関や地域の相談機関、支援機関と連携し、生活に関するさまざまな相談を行います。

*20 乳幼児総合診査事業（もりっこ健診） … 発育や発達に心配のある就学前の児童に対し、専門の医師や心理相談員などが育児や療育のアドバイスを行い、健やかな成長が遂げられるよう支援する健診です。

図 5 乳幼児総合診査事業（もりっこ健診）

普段の健診とどう違うの？

- 約 2 時間で専門医等の診察がまとめて受けられます

<従事する専門員>
小児科医、小児神経医、整形外科医、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士、心理相談員、保健師、栄養士

どんなことを相談できるの？

- まだ上手に歩けない・・・
- ことばが遅いかな？
- 聞こえは大丈夫かな？
- 落ち着きがなくて物事に集中できない・・・
- お友達とうまく遊べない… etc

お子さんの発育や発達についての色々な心配について

どうすれば受けられるの？

- まずは心配なことをかかりつけ医や保健師に相談しましょう
- 保健師が訪問し、必要事項を確認しながら日程等をご説明します
- 月 1 回土曜日午後盛岡市保健所で実施します（完全予約制）

受けたあとはどうなるの？

- 健診終了後に専門員で療育等について話し合い、後日保健師から結果をご説明します。
- 発達を支援するために、親子教室や専門療育機関などをご紹介します
- 身体のさらに詳しい検査が必要な場合には、専門医療機関をご紹介します

親子教室って何？

- もりっこ健診で勧められたお子さんが参加できる親子の教室です
- 遊びを通してお子さんの発達を促し、お家でのお子さんへの接し方や遊び方等を確認できます（盛岡市保健所で実施）

(2) 障がい児個別支援ファイルの活用

特別な支援を必要とする障がい児等に対し、保健、医療、教育等関連機関との連携により、幼児期、学齢期等のライフステージを通じて切れ目のない支援が行われるための支援ツールである障がい児個別支援ファイル（「てとて」）について、ホームページ等を活用して情報発信を行いながら、利用促進に取り組みます。

(3) 障がい児通所支援施設の機能強化

障がい児通所支援施設（児童発達支援センターひまわり学園）について、「盛岡市公共施設保有最適化・長寿命化計画」に従い民営化を進めます。また、障がいのある子どもを支援する体制を確保するため、児童に特化した相談窓口を設置するとともに、児童発達支援事業所・保育園・幼稚園職員への指導助言などを行えるよう、児童発達支援センターの機能強化への支援を行います。

(4) 発達支援保育事業

発達支援が必要とされる子どもについて、お試し保育^{*21}や発達支援保育入所審査会^{*22}を迅速に行うとともに、保育士を配置する際の支援などによって集団保育を行うことにより、児童の健全な成長を図ります。

また、発達支援保育を行っている保育所に対し、専門的な知識・経験を有する者による巡回指導などの支援や、保育関係機関との協力による研修会を実施します。

(5) 特別支援教育事業

小中学校の通常学級に在籍している、注意欠陥・多動性障がい（ADHD）^{*23}や学習障がい（LD）^{*24}、高機能自閉症^{*25}が認められる児童生徒等に対し、学校への支援員の配置や特別支援教育チーム委員による巡回相談など教育的支援体制の整備を図ります。

*21 お試し保育 … 発達支援保育に先立ち、事前に発達を支援する保育の必要性や集団での保育が可能かどうかを確認するため、保育所で実施する3日程度の保育

*22 発達支援保育入所審査会 … 発達支援が必要とされる子どもについて、保育所への入所の可否その他の事項を審議するための審査会

*23 注意欠陥・多動性障がい（ADHD） … 年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものをいいます。

*24 学習障がい（LD） … 基本的には全般的な知的発達の遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すさまざまな状態を指すものをいいます。

*25 高機能自閉症 … 3歳位までに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいいます。

実施施策(4) 児童虐待の防止

[取組の方向性]

- ① 子ども未来ステーション（子ども家庭総合支援センター及び子育て世代包括支援センター）において、県福祉総合相談センター等関係機関との連携の下、児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応等に取り組むとともに、市要保護児童対策地域協議会の取組の強化や子育て短期支援事業（ショートステイ）、養育支援訪問（家事援助）事業の充実を図ります。
- ② 健康診査や保健指導等の母子保健活動や地域の医療機関との連携、乳児家庭全戸訪問事業の実施などを通じて、妊娠や出産、育児期において、養育支援を必要とする子どもや妊婦がいる家庭の早期把握に努め、適切な支援につなげます。
- ③ 社会的養護の充実に向け、県が主体となって取り組む「里親制度」について、市としても、県及び里親会との連携の下、里親の確保に向けた普及啓発等に取り組みます。
- ④ 国が、中核市における児童相談所の設置に対し、その支援を促進する方針を掲げていることから、国の動向を注視するとともに、中核市長会等との意見交換及び情報共有を図りながら、児童相談所の設置について、検討します。

[成果指標]

成果指標		現状値 平成30年度実績	令和6年度 目標値
継続支援ケース数	↑	203件	230件
家庭訪問等を実施した要支援世帯数（養護相談等を含む）	↑	593件	1,500件

[主な取組]

(1) 子ども未来ステーション（子ども家庭総合センター支援事業）【充実】

子どもやその保護者に寄り添いながら、継続的な相談・支援を行う「子ども家庭総合支援センター」と妊産婦などに対して支援を行う「子育て世代包括支援センター」を子ども未来ステーションと位置づけ、妊娠・出産期から、就学期まで包括的な相談支援を行うワンストップ拠点として、一体的に児童虐待の発生予防と早期対応に取り組めます。

子ども家庭総合支援センターにおいては、市要保護児童対策地域協議会や県福祉総合相談センターなどの関係機関との連携を強化し、情報の共有を図りながら、関係機関が実施する研修への継続的な参加により、職員の専門性の向上に努めます。

また、対応している相談ケースが複雑、困難化してきていることから、職員体制の強化に努めていきます。

(2) 子ども未来ステーション（子育て世代包括支援センター事業）

「子ども家庭総合支援センター」同様、子育て世代の支援を行う「子育て世代包括支援センター」を子ども未来ステーションとして、保健師等が必要なサービスを調整し、妊娠から子育てまでの切れ目のない支援を引き続き実施していきます。

また、相談等を通じ、支援が必要と判断された世帯には、支援プランを策定の上、安心して子育てができるよう支援します。（⇒P.76参照）

(3) 乳児家庭全戸訪問事業

育児の孤立化を防止し、児童虐待の発生予防にも役立つ取組として、生後4か月を迎えるまでの乳児がいる全ての家庭を訪問する乳児家庭全戸訪問事業に取り組みます。

(4) 養育支援訪問（専門的相談援助）事業

養育支援が特に必要であると判断された家庭に対し、保健師等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行い、子育てに関する悩みの解決の手助けをします。

計画期間の量の見込みは、平成30年度の実績（451人）で見込んでおり、今後も保健師等の訪問により適切に対応します。

養育支援訪問事業（専門的相談援助）における必要な量の見込みと実績

（単位：人）

区分		平成30年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
専門的相談援助	延訪問人数	451	451	451	451	451	451

(5) 養育支援訪問（家事援助）事業【拡充】

要保護、要支援家庭のうち、食事や衛生状態に課題を抱える家庭に対して、家事援助サービスを提供することにより、家庭環境の改善を図るとともに、児童虐待の発生予防と早期発見に努めます。

養育支援訪問事業（家事援助）における必要な量の見込みと実績

（単位：人）

区分		平成30年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
家事援助	延訪問人数	-	1,040	1,144	1,248	1,352	1,456

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

保護者が疾病等の理由により家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった場合や保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となり家庭において子どもを養育することが困難となった場合に、児童養護施設等で一時的に養育します。

計画期間の量の見込みは、次表のとおりで、現在、市内5箇所で開催しており、平成30年度（2018年度）の実績はショートステイが128人、トワイライトステイが48人となっています。事業を行う施設は年間を通じて受入れをしており、今後も、現行の体制により対応します。

子育て短期支援事業における必要な量の見込みと実績

○ショートステイ

（単位：人）

区分		平成30年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域	延利用人数	128	148	144	139	135	131

○トワイライトステイ

（単位：人）

区分		平成30年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域	延利用人数	48	48	48	48	48	48

(7) 里親制度の普及啓発

県福祉総合相談センターと連携し、里親相談会を共催するほか、広報等の媒体を活用し、里親制度の周知や、里親の確保に向けた普及啓発等に取り組みます。

(8) 児童相談所設置の検討

中核市長会において、児童虐待の防止に向けて中核市として取り組むべきことや、国・県に対し要望すべきこと等を整理する目的で設定された「児童虐待防止検討プロジェクト」に参加し、当該プロジェクトを通じ必要な情報の収集に努めながら、児童相談所の設置について検討します。

事業名の末尾の【 】の表記は、次のとおりです。

【新規】 第2期計画策定中に、実施を予定している又は実施の検討を行うもの

【拡充】 事業の対象や規模の拡大、追加を行うもの

【充実】 既存事業の手法の見直しによりサービスを向上させるもの

基本目標2 安心して産み、育てられる環境づくり

妊娠、出産、子育てに関する負担や不安、孤立感を軽減し、安心して子どもを産み育てられるとともに、保護者がしっかりと子どもと向き合い、子どもの成長に喜びや生きがいを感じながら子育てを楽しみ、子どもの育ちを支えることができる環境づくりを進めます。

実施施策(1) 母子保健の充実

実施施策(2) 子育て世帯への支援の充実

実施施策(3) 経済的負担軽減対策の充実

実施施策(4) ひとり親家庭等への支援・子どもの貧困対策の充実

実施施策(1) 母子保健の充実

[取組の方向性]

- ① 妊娠・出産・新生児期及び乳幼児期における健康診査や保健指導の充実を進めるとともに、妊娠・出産から育児へと継続的な相談・指導体制の確立を図り、妊産婦の健康確保と子どもが健やかに育つ環境の整備を進めていきます。
- ② 児童虐待の発生予防の観点を含め、育児不安・育児ストレス等、妊娠・出産・育児期に養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、適切な支援につなげるため、産婦健康診査の受診率の向上、乳児家庭全戸訪問事業の実施率向上に努めます。
- ③ 産後において十分な支援が受けられない方などの育児不安の軽減を図り、安心して育児に取り組める環境を整えるために産後ケアの充実を図ります。
- ④ 不妊治療を受ける夫婦に対し、治療費が高額となる特定不妊治療について治療費の一部を助成し経済的負担の軽減を図ります。
- ⑤ 子育て世代包括支援センターを中心に、妊娠、出産、子育てとそれぞれの段階に応じた支援の連携を図り、切れ目のない支援を進めます。
- ⑥ 安心して子どもを産み、健やかに育てるための環境づくりの基盤となる小児医療体制の充実を図ります。
- ⑦ 感染症の発症や拡大を防止するため、予防接種の接種率の向上を図ります。

[成果指標]

成果指標		現状値 平成30年度実績	令和6年度 目標値
妊婦健康診査受診率	→	99.1%	99.1%
3歳児健康診査受診率	↑	90.7%	91.0%
乳児家庭全戸訪問事業における訪問割合	↑	94.2%	100.0%

[主な取組]

(1) 妊婦健康診査事業

妊婦の健康管理の充実と経済的負担の軽減を図るため、市内の産科医療機関等において受診した妊婦健診14回分と子宮がん健診1回分について助成を行います。

計画期間の量の見込みは、次表のとおりであり、平成30年度（2018年度）の実績が利用人数 2,271人、延利用回数27,817回となっていることから、現行の体制により対応します。

妊婦健康診査事業における必要な量の見込みと実績

(単位：人)

区分	平成30年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用人数の量の見込み	2,271	2,109	2,046	1,988	1,933	1,880
延健診回数量の見込み	27,817	25,838	25,056	24,353	23,676	23,025

(2) (再掲) 乳児家庭全戸訪問事業

子育ての孤立化を防ぐために、不安や悩みを聴き、情報を提供するとともに、支援が必要な家庭へ適切なサービスを提供するほか、地域で子どもが健やかに育つための環境整備を図るために、生後4か月の乳児がいる家庭を訪問します。

計画期間の量の見込みは、次表のとおりで、令和6年度（2024年度）の訪問割合 100%を目指します。

乳児家庭全戸訪問事業における必要な量の見込みと確保方策

(単位：人)

区分		平成30年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域	量の見込み	1,968	2,000	1,963	1,926	1,889	1,852
	訪問人数						
確保方策		実施体制：保健師、非常勤助産師、在宅保健師等					
		実施機関：盛岡市（直営）					

(3) 乳幼児健康診査事業

乳幼児の健康の保持増進を図るために健康診査を行い、病気や発育発達及び育児環境上の問題を早期に発見し適切な支援・指導を行います。

また、3歳児健康健診の未受診者について、受診勧奨を行い、受診率の向上を図ります。

□ 乳幼児健康診査の体系

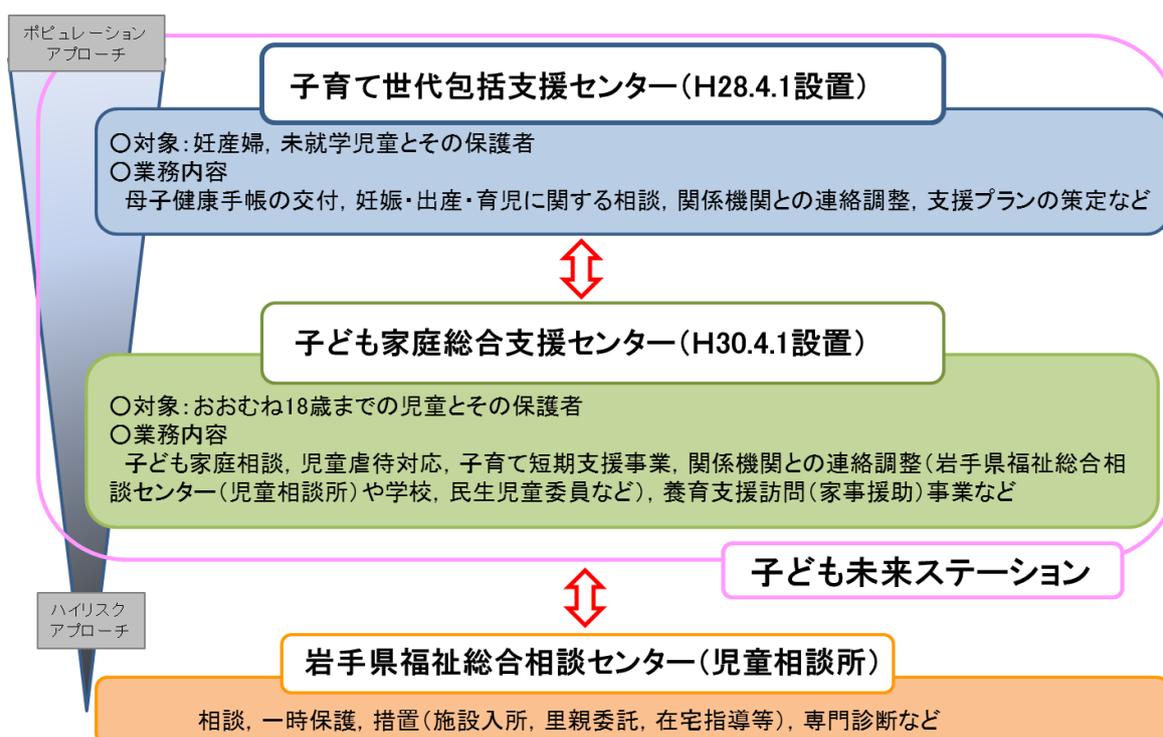


(4) (再掲) 子育て世代包括支援センター事業

子育て世代の支援を行う「子育て世代包括支援センター」をワンストップ拠点として、保健師等が必要なサービスを調整し、妊娠から子育てまでの切れ目のない支援に取り組みます。また、相談等を通じ、支援が必要と判断された世帯には、支援プランを策定の上、安心して子育てができるよう支援を実施します。

さらに、子育て世代包括支援センターにおいて把握した要支援児童及び要保護児童等に対して、切れ目ない支援を提供し、子育て支援施策と母子保健施策との連携、調整を図り、より効果的な支援につなげるため、子ども家庭総合支援センターとともに、子ども未来ステーションとして一体的な支援を実施します。

図 6 子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援センターの連携イメージ



(5) 小児医療の充実

産科・小児医療体制は、安心して子どもを産み、健やかに育てるための環境づくりの基盤となるものであることから、特に初期救急医療である市夜間急患診療所及び在宅当番医制^{*26}の維持、休日夜間における入院治療を必要とする重症患者の医療を確保するため、小児救急輪番制病院の充実に努めます。

(6) 予防接種事業

乳幼児の発病予防のため予防接種法及び結核予防法に基づき、各種予防接種を行います。また、中学生までを対象にインフルエンザ予防接種に係る費用の一部を引き続き助成します。

(7) 食育の推進

発達段階に応じて子どもや保護者に対し、食に関する学習の機会や情報提供を行い、食を通じた豊かな人間性の形成と家族関係づくりを進めます。また、小中学校等においても給食を通じ、食への理解と関心を高める取組を行います。

(8) 産後ケアの充実

平成29年度に行った産後ケアに係るニーズ調査に基づき、産婦健康診査事業や訪問型産後ケア事業を実施します。また、子育ての不安を軽減し、安心して子育てができるようゲイサービス型や宿泊型の実施など、更なる産後ケアの充実に努めます。

(9) 不妊に悩む方への特定治療支援事業

不妊治療を受ける夫婦に対して、治療費が高額となる特定不妊治療及び男性不妊治療の治療費の一部を助成します。また、治療を継続して受ける夫婦に対しては、治療費の一部を上乗せして助成し、経済的負担の軽減を図ります。

*26 在宅当番医制 … 休日の日中における、医科と歯科の初期救急医療を当番医の医療機関で実施する制度

実施施策(2) 子育て世帯への支援の充実

[取組の方向性]

- ① 子育て世帯を取り巻く社会環境は、少子化や共働き世帯の増加、女性の社会進出に伴い大きく変化しています。在宅で子育てをしている家庭も含め、誰もが、より身近な地域で利用できるよう子育て支援拠点の充実を図り、子育ての孤立感の防止、子育てに関する悩みの共有や負担感の軽減など、子育てを楽しいと感ずることができる環境づくりを推進します。
- ② 子どもやその保護者及び妊娠している人が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、子育て家庭に身近な場所で情報の収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うほか、関係機関との連絡調整等を行います。
- ③ さまざまな子育て支援事業の担い手を育成するため、高齢者や育児経験豊かな主婦、子育て支援活動に取り組んでいる人を対象として「子育て支援員」の養成などに取り組みます。

[成果指標]

成果指標		現状値 平成30年度実績	令和6年度 目標値
地域子育て支援拠点の利用者数	↑	70,454人	86,868人
ホームページの閲覧数(もりおか子育てネット)	↑	21,361件	25,200件

[主な取組]

(1) 地域子育て支援拠点事業【拡充】

子どもの健やかな育ちを支援するため、子育て世代の親子が交流できる場の提供や、子育てに関する不安なことや困りごとを身近に相談することができるよう、育児のノウハウを蓄積している保育所等を拠点として、関係機関と連携しながら、地域における総合的な子育て支援体制の充実に努めます。

計画期間の量の見込みは、次表のとおりで、盛南地区を除く市内11施設（地域子育て支援センター（保育所併設）8施設、つどいの広場2施設、もりおか子育て応援プラザma*mall）で事業を実施します。

地域子育て支援拠点が未整備となっている盛南地区については、令和3年度の地域子育て支援拠点の開設を目指します。

また、令和3年度に開設が予定されている（仮称）新盛岡バスセンター内に、つどいの広場にこっこと、とりょう保育園地域子育て支援センターを統合した地域子育て支援拠点を開設することを検討します。

地域子育て支援拠点事業における必要な量の見込みと実績

(単位：人、箇所)

区分		平成30年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①河北地区							
量の見込み	延利用人数		19,466	19,466	19,466	19,466	19,466
確保方策	箇所数	2	3	3	3	3	3
②河南地区							
量の見込み	延利用人数		11,809	11,809	11,809	11,809	11,809
確保方策	箇所数	3	3	2	2	2	2
③厨川地区							
量の見込み	延利用人数		17,632	17,632	17,632	17,632	17,632
確保方策	箇所数	2	2	2	2	2	2
④盛南地区							
量の見込み	延利用人数		18,387	18,387	18,387	18,387	18,387
確保方策	箇所数	0	0	1	1	1	1
⑤都南地区							
量の見込み	延利用人数		17,417	17,417	17,417	17,417	17,417
確保方策	箇所数	2	2	2	2	2	2
⑥玉山地区							
量の見込み	延利用人数		2,157	2,157	2,157	2,157	2,157
確保方策	箇所数	1	1	1	1	1	1
計(市全域)							
量の見込み	延利用人数	70,454	86,868	86,868	86,868	86,868	86,868
確保方策	箇所数	10	11	11	11	11	11

(2) 一時預かり事業

子どもが保育所に入所していない家庭において、子どもの保育が一時的に困難になる場合や保護者の疾病等により緊急に子どもの保育を必要とする場合などに、子どもを一時的に保育所で保育し、保護者の心理的・身体的負担を緩和します。

計画期間の量の見込みは、次表のとおりで、現在、市内21施設で実施しており、年間の受入可能数（約18,270人（3人×21施設×約290日））からみると、量の見込みに対応できる提供体制を確保していることから、現行の体制により対応します。

一時預かり事業における必要な量の見込みと実績

(単位：人)

区分		平成30年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①河北地区	延利用人数	—	1,607	1,528	1,451	1,376	1,301
②河南地区	延利用人数	—	975	927	880	835	790
③厨川地区	延利用人数	—	1,456	1,385	1,315	1,246	1,179
④盛南地区	延利用人数	—	1,518	1,444	1,371	1,300	1,230
⑤都南地区	延利用人数	—	1,438	1,368	1,299	1,231	1,165
⑥玉山地区	延利用人数	—	178	169	161	152	144
計(市全域)	延利用人数	4,465	7,172	6,821	6,477	6,140	5,809

(3) ファミリー・サポート・センター事業

子育て中の保護者が安心して仕事と育児を両立できるよう、児童の預かり等の援助を受けたい人（依頼会員）と援助を行いたい人（提供会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行いながら、地域における育児の相互援助活動を推進し、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりなど多様なニーズへの対応を図ります。

また、同事業の広報・周知を図りながら、課題となっている提供会員の増加に努め、いつでも、安心して利用できるものとなるよう、サービスの質の向上に努めます。

ファミリー・サポート・センター事業における必要な量の見込みと確保方策

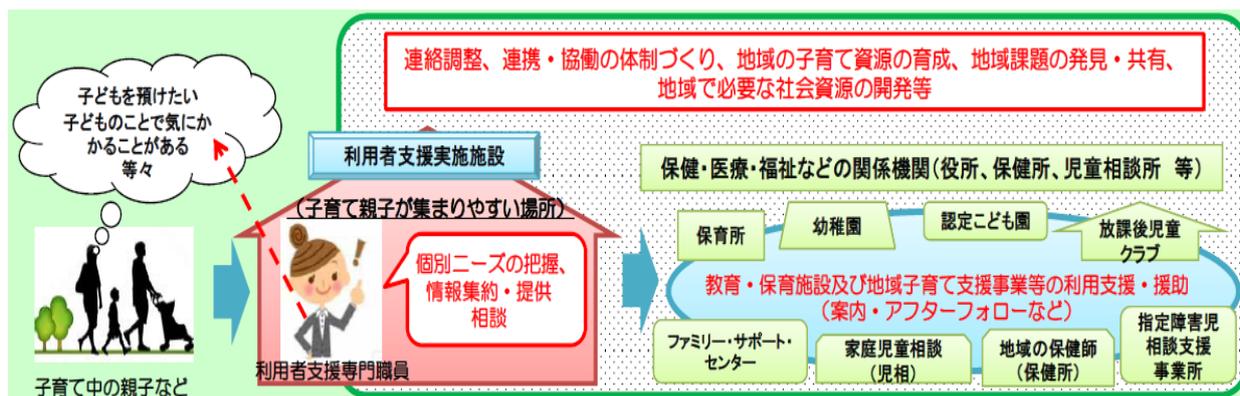
(単位：人)

区分		平成30年度実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域	延利用人数	2,517	2,517	2,517	2,517	2,517	2,517
	就学前児童	1,786	1,786	1,786	1,786	1,786	1,786
	就学児童	695	695	695	695	695	695
	病児・病後児	36	36	36	36	36	36

(4) 利用者支援事業

就学前の子どもの預け先に関する保護者の相談に応じ、認可保育所のほか、一時預かり事業、幼稚園預かり保育など個別のニーズに合った保育サービスの情報を提供し、保育サービスを円滑に利用できるよう支援します。また、家庭のニーズに合った情報を的確に提供できるよう、保育サービスに関する情報の収集を行います。

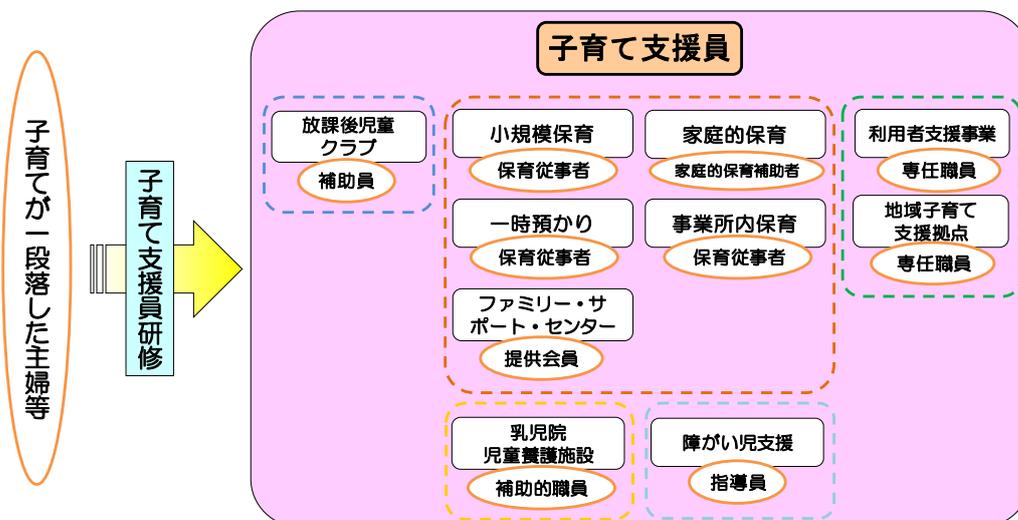
図 7 利用者支援事業のイメージ



(5) 子育て支援員研修事業

小規模保育、家庭的保育、ファミリー・サポート・センター、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点等の事業の拡充に伴い、人材の確保が必要となります。これらの分野で活躍していただくことを目的として、育児経験豊かな主婦等を主な対象に子育て支援分野に従事するための必要な研修を提供し、さまざまな子育て支援分野に従事可能となる「子育て支援員」の育成を図ります。

図 8 子育て支援員のイメージ



(6) 子育て支援情報の周知

育児のポイントから、子育て支援サービス事業や子育てに関する制度など、子どもが生まれてから小学校に入る前までの情報を掲載した「もりおか子育てぶっく」の配布や、乳児家庭全戸訪問時に、地域の子育て支援や出産後に利用できるサービスなどについて情報を提供するなど、さまざまな機会を捉えて、必要な方に必要な情報が届くよう子育て支援情報の周知に努めます。

また、ホームページ「もりおか子育てねっと」についても、子育て世帯のニーズを捉え、必要とされる情報を的確に掲載するとともに、利用者の目線に立った利用しやすいものになるよう努めます。

図 9 盛岡市公式ホームページ内「もりおか子育てねっと」

もりおか子育てねっと

もりおかパパ
モリパパ・
もりおかママ
モリママを応援!!

サイト

ページ番号1002112 更新日 平成30年5月11日 印刷

盛岡市のパパとママを応援します

お知らせ

- [「盛岡市ひとり親世帯の子どもの生活実態に関する調査結果」について](#)
- [移動式赤ちゃんの駅を無料で貸し出します](#)
- [ワーク・ライフ・バランスの推進](#)
- [盛岡市子ども・子育て支援事業計画を策定しました。](#)
- [ベビーシッターなどを利用するときの留意点についてお知らせします。](#)
- [もりパスモバイルサイトを開設しています。](#)
- [「盛岡市子ども未来基金」について](#)

子育てねっと

- もりおか子育て応援パスポート
- 赤ちゃんの駅 DAKKO(だっこ)
- 子育てマップ
- 公立保育園のホームページ

妊娠・出産

- [子ども未来ステーション（子育て世代包括支援センター）](#)
- [妊娠したら](#)

子育て支援・相談

- [【公算期間延長】養育支援訪問（家事援助）事業業務委託の公算型プロポーザルを実施します。](#)

子育てのための手当・助成

- [児童手当](#)
- [児童扶養手当](#)
- [乳幼児栄養食品の支給](#)

実施施策(3) 経済的負担軽減対策の充実

[取組の方向性]

- ① 幼児教育・保育の無償化の実施により、3歳以上の子どもと住民税非課税世帯の3歳未満の子どもの保育所等の保育料が無償となりましたが、無償化の対象とならない子育て世帯が経済的負担を理由に子どもを産み育てることを諦めることがないよう支援に努めます。
- ② 医療費の助成や放課後児童クラブ利用料など子育てにかかる経済的負担を軽減することにより、子育てしやすい環境づくりに努めます。
- ③ 令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い開始された子育てのための施設等利用給付事業について、適正な実施に努めます。
- ④ 幼児等インフルエンザ予防接種助成事業における助成額を引き上げ、子育て世代に係る経済的負担を軽減するとともに、対象者を中学生まで拡大します。

[成果指標]

成果指標		現状値 ※平成30年度実績	令和6年度 目標値
妊産婦医療費給付事業	↑	1,048人	1,200人
乳幼児医療費給付事業	↑	14,758人	16,000人
小学生医療費給付事業	→	12,601人	11,000人
中学生医療費給付事業	↑	5,822人	7,000人

[主な取組]

(1) 保育料等の軽減【新規】

幼児教育・保育の無償化の対象とならない3歳未満の子どもの保育料や実費徴収となった3歳以上の子どもの副食費について、経済的負担を軽減します。

(2) 放課後児童クラブ利用料の軽減【新規】

経済的な理由により、放課後児童クラブへの入所が困難な児童の保護者に対して、利用料等の一部を補助することにより、経済的負担を軽減します。

(3) 子育てのための施設等利用給付事業

施設等利用費の給付について、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ給付方法等の検討を行い、公正かつ適正な給付の確保に取り組みます。また、当該給付の対象となる特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等について、岩手県との連携や情報共有を図り適切に実施していきます。

(4) 医療費給付事業【充実】

妊産婦，乳幼児，小学生及び中学生の医療費の一部を給付し，保護者の経済的負担を軽減します。

「現物給付方式」の導入については，妊産婦及び乳幼児（平成28年8月開始），小学生（令和元年8月開始）の実績を踏まえ，県及び県内市町村と連携して，中学生の現物給付の実施に向けた取り組みを進め，妊娠期からの継続した子育て支援に努めます。

(5) (再掲) 予防接種事業

乳幼児の発病予防のため予防接種法及び結核予防法に基づき，各種予防接種を行います。また，中学生までを対象にインフルエンザ予防接種に係る費用の一部を引き続き助成します。

実施施策(4) ひとり親家庭等への支援・子どもの貧困対策の充実

[取組の方向性]

- ① 子どもの未来応援プランに基づき、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境の整備に努めます。
- ② 児童扶養手当現況届の機会を活用した相談体制やひとり親家庭等を対象にした支援事業の周知について充実を図り、利用を促進します。
- ③ ひとり親家庭等の所得の向上につながるような在宅就業などの就業支援に係る取組について、実施に向けた検討を進めます。

[成果指標]

成果指標		現状値 平成30年度実績	令和6年度 目標値
児童扶養手当現況届時の相談体制の満足度	↑	70.2%	80.6%

[主な取組]

(1) 子どもの貧困対策の充実

子どもの現在及び将来が生まれ育った環境によって左右されることがないように、貧困の状況にある子どもが健やかに育つために必要な環境整備をするとともに、教育の確保、保護者に対する就労支援や経済的支援など、関係機関等と連携しながら、社会全体で子どもの今と未来を応援する取組を推進していきます。

(2) ひとり親家庭等への支援

ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、就業相談・就業情報の提供などの就業支援サービスや、養育費の相談などの生活支援サービスを提供するほか、母子家庭の親及び寡婦を対象とした就業支援講習会を開催するとともに、就業に向けた資格取得等のために講座を受講した場合の講座受講料の一部支給や、新しい働き方である在宅での就業のための講座の開催など、所得の向上につながるよう経済的な支援の充実に努めます。

また、関係機関と連携しながら、児童扶養手当現況届の受付会場に、就労や子どもの学費、親の資格取得等に関する相談窓口を開設し、必要な人に必要な情報が届くよう、相談体制の充実を図っていきます。

(3) 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業【新規】

ひとり親家庭の経済的な自立を支援するため、ひとり親家庭の親及び児童を対象に、高等学校卒業程度認定試験の合格に向けた講座を受講する費用の一部助成を行います。

基本目標3 みんなで子ども・子育てを支える環境づくり

市民や地域、企業、行政などの多様な主体が、子ども・子育て支援について、関心と理解を深め、連携・協働して社会全体で子ども・子育てを支援する環境づくりを進めます。

子育てに対する不安や負担を和らげ、子育ての喜びを感じることができるような環境づくりを進めます。

実施施策(1) 地域における子ども・子育て支援の促進

実施施策(2) 仕事と家庭の両立支援

実施施策(3) 子育てを応援する仕組みづくり

実施施策(1) 地域における子ども・子育て支援の促進

[取組の方向性]

- ① 地域の人に見守られながら子どもが健やかに成長できる社会が形成されるよう、社会全体で子ども・子育て家庭に寄り添い支える意識の醸成を図るとともに、市民、企業、関係団体等がそれぞれの立場と役割に応じて子育て支援の担い手となるよう、子ども食堂や子どもの居場所づくりなどの活動に対し、子ども未来基金を活用して、支援を行います。
- ② 地域の人材を活用して、妊娠期から子育て期における身近な相談や、地域との交流ができる体制をつくることで、子育て世帯の孤立を防ぎ、安心と喜びを感じて子育てができる環境を整備します。
- ③ 子どもの安全を確保し、子どもが事故や事件に巻き込まれないよう、関係機関と連携して見守り体制の整備や安全確保に取り組みます。子どもの遊び場や親子の憩いやふれあいの場として、より安全で魅力ある環境の整備に努めます。

[成果指標]

成果指標		現状値 平成30年度実績	令和6年度 目標値
子ども未来基金応募件数(累計)	↑	115件	290件

[主な取組]

(1) 地域子育てサロン支援事業

地域における福祉に関する支援者として活動している民生委員・児童委員・主任児童委員が中心となり、主に在宅で子育てをしている親子を対象として、地域住民との交流の機会の提供や、子育てに関する悩みの相談など、地域における支え合い・助け合いを目的としたサロン活動を行っています。今後、より多くの地域で子育て家庭を支える取組が進むための支援策として、先行事例の紹介などの情報提供や、関係機関との連携体制の整備を図りながら、サロン活動が展開されるよう働きかけを行います。

(2) 地域ぐるみの学校安全対策事業・子どもの見守り体制整備事業

スクールガードなど地域のボランティアを活用し、地域社会全体で学校安全に取り組む体制を整備し、安全で安心できる環境づくりに取り組みます。

町内会・自治会等の地域団体やボランティア団体、民間事業者等の多様な主体の連携・協働による子どもの見守り体制の整備の必要性について関係機関と協議・検討を進め、その結果に基づき適切に対応し、地域で子どもの安全を守る環境をつくります。

(3) 安全な環境整備の推進

既存の公園においては改築時期を迎えた遊具の点検や更新を実施するほか、新たに整備する公園においては子育て世代にも利用しやすい魅力ある公園作りに取り組みます。また、交通安全と事故防止のため、見通しが良くなるよう公園植栽や街路樹等の選定を継続して行い、子どもの安全の確保に取り組みます。

また、乳幼児を連れた保護者が授乳やおむつ交換で気軽に立ち寄ることができるスペースを提供する公共施設や民間の店舗等を「赤ちゃんの駅 DAKKO」として指定するほか、テント型の「移動式赤ちゃんの駅」の貸出しを促進しながら、更なる普及を図り、乳幼児を連れた保護者が安心して外出できる環境の整備に努めます。

(4) 交通安全教室開催事業

幼稚園、保育所、小中学校等を対象とした交通安全教室を継続して実施し、交通安全に関する知識の普及及び安全に行動できる実践的な力の育成を図ります。

(5) 子ども未来基金事業

子ども未来基金は、市民や地域の活動団体などが、主体的に取り組んでいる子ども・子育て支援の活動を応援することにより、市の未来を担う子どもが、より健やかに成長することができる社会の実現に資するために設置された基金です。

この基金を活用して、市民や企業・団体などが主体的に取り組む子ども・子育て支援の活動に対し補助を行います。

実施施策(2) 仕事と家庭の両立支援

[取組の方向性]

- ① 仕事と子育ての両立を図るため、企業、国、県、関係団体等と連携しながら、さまざまな主体が子育てを応援する意識を高め、男女が共に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」のとれた生活を送ることができるよう取り組みます。
- ② ワーク・ライフ・バランスに取り組む企業の拡大を図るため、関係部局と連携しながら、先進的な取組の周知に努めます。
- ③ 男性を含めた働き方の見直し等について、労働者、事業主、地域住民それぞれの理解や合意形成を促進するために、情報発信や意識啓発を行い、子育て世帯への支援について理解と協力を求めます。

[成果指標]

成果指標		現状値 ※平成30年度実績	令和6年度 目標値
岩手働き方改革推進運動参加企業 ^{*27} 数	↑	90社	150社
待機児童数（1月1日現在）	↓	84人	0人

[主な取組]

(1) ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた意識啓発

男女共同参画情報誌「あの・なはん」の活用や講座等の実施により市民への意識啓発に取り組みます。市内企業の管理職に向けた啓発セミナーや、男性の家事育児参画のための講座等を通じて、ワーク・ライフ・バランス意識の更なる浸透を図り、企業における働き方改革が推進されるよう取り組みます。

妊娠・出産・育児に関する知識の周知を目的とした「もりママ・もりパパ1日コース」を夫婦で参加しやすいよう日曜日に開催し、出産前から男性の育児への理解と参加促進に継続して取り組みます。

(2) ワーク・ライフ・バランス推進事業

企業向けのワーク・ライフ・バランスに関する研修などに引き続き取り組むとともに、企業が相互に取組成果や知見の共有を行うことができる場を創出するなど、企業間ネットワークの形成し、企業による自発的な取組の推進を図ります。

*27 岩手働き方改革推進運動参加企業・・・県内の企業や団体の働き方改革を進めようとする運動「いわて働き方改革推進運動」に参加している企業のこと。「シゴトバクラシバいわて」内の特設ページに掲載し、働き方改革に取り組んでいる企業であることを、就職活動を行う若者や学生を始め広く県民にPRを行っている。具体的・先進的な取組を行っている企業（事業所）については、「いわて働き方改革アワード」で表彰される。

(3) (再掲) 保育所入所希望者全入への取組 (量の確保)

年間を通じて待機児童が生じないよう受入定員の確保に努めるとともに、保育所等を希望している全ての児童の入所を可能にするため、保育所等を利用しやすい環境づくりを目指します。

(4) 表彰制度の実施

ワーク・ライフ・バランスに関して優れた取組を行っている企業に対し表彰を行うことで、企業のワーク・ライフ・バランスに取り組むインセンティブを高め、市内企業の働き方改革の推進を図ります。

(5) 入札参加資格審査における子育て支援に取り組む企業の評価

市営建設工事の入札参加資格審査における地域貢献活動等の加点項目として、一般事業主行動計画の策定を加え、仕事と生活の調和の実現に向けた取組を進めている企業に対して、市が発注する建設工事等への入札参加資格における格付けに反映します。

実施施策(3) 子育てを応援する仕組みづくり

[取組の方向性]

- ① 市民や地域、企業、行政など、多様な主体が社会全体で子どもを育てるという共通認識の下、それぞれが役割に応じながら、全ての子どもと子育て家庭に寄り添い支える環境の整備を推進するため、子ども未来基金を活用し、子ども食堂や子どもの居場所づくりなど、子ども・子育て支援の活動に主体的に取り組む市民や地域活動団体、企業などの取組を促進します。
- ② 県が中心となって運営している「いきいき岩手結婚サポートセンター」との連携や子ども未来基金を活用した市民主体の結婚支援の取組の支援を通じて、市民の結婚の希望が叶えられる取組を推進します。

[成果指標]

成果指標		現状値 平成30年度実績	令和6年度 目標値
もりおか子育て応援パスポート ^{*28} 発行件数(累計)	↑	16,419件	22,419件

[主な取組]

(1) 少子化対策推進事業

結婚、妊娠、出産、子育てと切れ目のない支援の実現に向け、県が中心となって実施している「いきいき岩手結婚サポートセンター」との連携や、子ども未来基金を活用した市民主体の結婚支援の取組を支援しながら、少子化対策に引き続き取り組みます。

(2) (再掲)子ども未来基金事業

子ども未来基金は、市民や地域の活動団体などが、主体的に取り組んでいる子ども・子育て支援の活動を応援することにより、市の未来を担う子どもが、より健やかに成長することができる社会の実現に資するために設置された基金です。

この基金を活用して、市民や企業・団体などが主体的に取り組む子ども・子育て支援の活動に対し補助を行います。

また、子ども未来基金が持続可能なものとなるよう、あらゆる機会を捉えて、企業・団体・個人などに広く周知するとともに、ふるさと納税を活用するなど、より多くの寄附を得る方法を検討していきます。

*28 もりおか子育て応援パスポート・・・子ども（18歳未満の者）を養育している世帯又は母子手帳の交付を受けている妊娠中の者がいる世帯を対象にもりおか子育て応援パスポートを発行。パスポートの提示により市内の協賛店で割引やポイントなどのサービスが受けられる。

(3) もりおか子育て応援パスポート事業

盛岡商工会議所と協働で実施している「もりおか子育て応援パスポート」について、関係機関への働きかけによる協賛店の拡充に引き続き努めるとともに、より利用しやすいものとなるよう、サービスのリニューアルを検討しながら、パスポート発行件数の増加を図ります。

(4) (再掲) 保育料の軽減

幼児教育・保育の無償化の対象とならない3歳未満の子どもの保育料や実費徴収となった3歳以上の子どもの副食費について、経済的負担を軽減します。

3 関連事業一覧

基本目標1 全ての子どもが健やかに育つ環境づくり

実施施策(1) 幼児期の教育・保育の充実【P.49~P.64】

1	通常保育事業 保護者が就労等のため保育を必要とする子どもを保育所・認定こども園等で保育を行う。
2	保育所施設等整備事業 待機児童の解消を図るため、私立保育所等における入所定員を拡大する必要がある、保育所等整備交付金等の活用が可能な施設整備に対する助成を行う。
3	認定こども園の支援 認定こども園の設置認可及び認定や運営についての相談があった際に適切な助言・指導を行う。
4	地域型保育等事業 3歳未満児を対象とした地域型保育事業の設置認可や運営に関する相談があった際に質の高い保育を確保するために適切な助言・指導を行う。
5	保育士の確保 奨学金返還支援補助事業、保育士宿舍借り上げ支援事業、若手保育士処遇改善事業などに取り組むとともに、岩手県保育士・保育所支援センターや指定保育士養成施設等の関係機関と連携を図り、保育の担い手である保育士確保に努める。
6	保育士資格取得支援事業 幼稚園教諭免許状を有する者が、指定養成施設において保育士資格を取得するために要した受講料等の経費の一部を補助する。
7	保育所等定員弾力化推進事業 定員弾力化を実施するために必要な経費に対し、定員充足率に応じて補助金を支出する。また、基準日を4月と1月の年2回とし、年度途中の定員弾力化も推進することとする。
8	延長保育事業 保護者の就労形態の多様化や、通勤時間の延長などに伴い、保育時間の延長を必要とする児童に対して、午後7時まで又は午後8時までの延長保育を実施した園に対し、補助金を交付する。
9	休日保育事業 休日も保護者の仕事等により保育が必要な乳幼児を適切に保育することにより、乳幼児の福祉の向上を図る。
10	病児保育事業(病児対応型) 病気回復期及び病気の回復期に至らない、保育を必要とする児童(小学校に就学している児童まで)を一時的に預かる事業。
11	病児保育事業(体調不良児対応型) 保育所に通所している児童が保育中に発熱するなど体調不良となった場合に、保護者が迎えに来るまでの間、保育所において緊急的な対応及び保健的な対応を図り保育を行う。

	一時預かり事業（幼稚園型）
12	幼稚園に通う児童で教育時間を超える保育の希望があった場合に、一時預かりを行う。
	幼稚園・保育所と小学校の交流
13	保育所・幼稚園と小学校との滑らかな接続を図るため、幼児と児童の交流や教員間の交流を推進するための研修会を行う。
	保育に携わる人材の確保
14	地域型保育事業等に従事する人材を確保するため、必要な基礎研修等を実施する。
	認可外保育施設への指導・助言
15	適切な運営が図られるよう設備及び運営基準について指導するとともに、認可外保育施設への認可移行支援や、地域型保育事業の認可を希望する際は、質の高い保育を確保するために適切な助言・指導を行う。
	<再掲>地域子育て支援拠点事業
	<再掲>利用者支援事業
	<再掲>子育て応援ガイドブック発行事業
	<再掲>子育て支援事業（もりおか子育てねっと）

実施施策(2) 放課後の子どもの居場所づくり【P.65～P.67】

	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ等運営事業）
16	定員超過等により、放課後児童クラブの利用ができない児童が生じた学区については、優先的に放課後児童クラブの整備を推進するとともに、空きを待っている児童については、近隣のクラブの空き状況を情報提供するなど、早期の待機児童解消に努める。
	放課後子供教室推進事業
17	子どもたちが放課後等に、安心・安全な場所で、地域の協力を得て、スポーツや文化活動及び交流活動を行う。
	児童館管理運営事業
18	利用児童の増加が見込まれる施設等については、児童厚生員を増員するなど利用状況に応じた適正配置を図り、児童が安全・安心に過ごせるよう環境整備を進める。
	母親クラブ活動育成事業
19	会員数がおおむね30人以上の母親クラブが、児童館と連携しながら児童の健全育成を目指した活動を行う場合に助成し、活動の促進を図る。
	新たな子どもの居場所づくりの推進
20	新たな子どもの居場所として、子どもの生活習慣の習得・学習支援や食事の提供等を行うことが可能な居場所づくりについても支援する。

実施施策(3) 障がいのある子どもへの支援の充実【P.68~P.70】

21	<p>乳幼児総合診査事業</p> <p>乳幼児健康診査等から発達等について課題があると思われる乳幼児を早期療育の視点から総合的に診査し、適切な療育の指導を行うなど関係機関と連携し就学まで支援を行う。</p>
22	<p>ひまわり学園管理運営事業</p> <p>知的障がい児を保護者のもとから通園させ保護するとともに、日常生活に必要な知識や技能を与え、また、集団生活に適応できるよう指導を行い、障がい児の成長の助長を図る。</p>
23	<p>母子通園事業</p> <p>心身の発達が遅滞傾向にあると思われる乳幼児に対し、早期訓練を行うとともに保護者に対して障がいについての正しい理解と訓練の方法を指導する。</p>
24	<p>障がい児個別支援ファイルの活用</p> <p>保健、医療、教育等関連機関との連携により、幼児期、学齢期等のライフステージを通じて切れ目のない支援が行われるための支援ツールである障がい児個別支援ファイル（「てとて」）について、ホームページ等を活用して情報発信を行いながら、利用促進に取り組む。</p>
25	<p>発達支援保育事業</p> <p>発達支援が必要とされる子どもについて、お試し保育や発達支援保育入所審査会を迅速に行うとともに、職員を配置する際の支援などにより集団保育を行うことにより、児童の健全な成長を図る。</p>
26	<p>特別支援教育事業</p> <p>小中学校における障がいのある児童生徒の望ましい就学の間（特別支援学校・学級、通常の学級）の判断を行う。また、特別支援学級の児童生徒に対しては、特別支援教育就学奨励費の支給を行う。</p>
27	<p>重度心身障がい者医療費給付事業</p> <p>重度心身障がい者（児）に対して医療費の一部を給付し、適正な医療を確保することにより、その健康保持と福祉の増進を図る。</p>
28	<p>中度身体障がい者医療費給付事業</p> <p>中度心身障がい者（児）に対して医療費の一部を給付し、適正な医療を確保することにより、その健康保持と福祉の増進を図る。</p>
29	<p>おもちゃ図書館整備事業</p> <p>ひまわり学園の中に設置しているおもちゃ図書館において、心身障がい児の知能・感覚・運動機能の発達を促す。</p>
30	<p>心身障害児居宅生活支援事業</p> <p>在宅の障がい児及びその保護者に対して、ホームヘルパーの派遣、デイサービス、短期入所の利用に係る居宅生活支援費を支給する。</p>
31	<p>身体障害者居宅生活支援事業</p> <p>障がい児に対し、身体の障がいの部分を補うための補装具に要する費用の支給及び生活の利便を図るための日常生活用具の給付を行う。</p>
32	<p>難聴児補聴器購入費助成事業</p> <p>身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児の補聴器購入費用の一部を助成する。</p>
33	<p>特別障害者手当等給付事業（障害児福祉手当の給付）</p> <p>20歳未満で、日常生活において常時介護が必要な重度の障がいを有する児童に対し、障害児福祉手当を支給する。</p>

34	特別児童扶養手当支給事業
	精神や身体に障がいのある20歳未満の児童を養育している父母又は養育者に対し、特別児童扶養手当を支給する。
35	障がい児相談支援事業
	障がい児の相談支援体制を強化するため、障がい児の一般相談を社会福祉法人等に委託し、実施する。

実施施策(4) 児童虐待の防止【P.71～P.73】

36	児童養育支援活動事業（児童虐待防止ネットワーク）
	児童虐待防止と早期発見に努めること及び養育の悩みの解決支援を図るため、市内の保健・医療・福祉・教育委員会・警察・児童養護施設などの関係機関推薦者で構成する連絡会議を開催し、具体的な虐待や養育の悩み等の事例検討や虐待の情報交換を行う。
37	養育支援訪問事業
	養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行う。
38	養育支援訪問（家事援助）事業
	養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、ヘルパー等がその居宅を訪問し、家事援助サービスを提供することにより、家庭環境の改善を図る。
39	子ども家庭総合支援センター事業
	子どもや保護者に寄り添い、訪問等による継続的な相談・支援を行う拠点を設置し、児童虐待の発生予防と早期発見、早期対応する体制の整備に取り組む。
	<再掲>乳児家庭全戸訪問事業
	<再掲>子育て世代包括支援センター事業

基本目標2 安心して産み、育てられる環境づくり

実施施策(1) 母子保健の充実【P.74~P.77】

40	<p>乳児家庭全戸訪問事業</p> <p>生後4か月の乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐために、不安や悩みを聞き、情報を提供するとともに、支援が必要な家庭は適切なサービスに結びつけ、地域で子どもが健やかに育つための環境整備を図る。</p>
41	<p>妊婦健康診査事業</p> <p>妊婦の健康管理の充実と経済負担の軽減を図るため、妊婦健診14回分と子宮がん健診1回分について助成を行う。</p>
42	<p>乳幼児健康診査事業</p> <p>乳幼児の健康の保持増進を図るために健康診査を行い、病気や発育発達及び育児環境上の問題を早期に発見し適切な支援・指導を行う。</p>
43	<p>子育て世代包括支援センター事業</p> <p>子育て世代の支援を行うワンストップ拠点を整備し、保健師等が必要なサービスをコーディネートし、妊娠から子育てまでの切れ目のない支援を行う。また、相談等を通じ、支援が必要と判断された世帯には、支援プランを策定の上、安心して子育てができるよう支援を行う。</p>
44	<p>母子健康手帳交付及び妊婦相談事業</p> <p>妊娠届出のあった者に対し母子健康手帳を交付し、母子の健康の保持増進を目的に保健指導を行う。母子関連の制度やサービスなどの情報提供を行い保健師が面接を行いながら、妊婦の生活環境や心身の状況を把握し、保健指導が必要な妊婦に対しては家庭訪問などにより継続支援を行う。</p>
45	<p>母親教室（マタニティ）事業</p> <p>初妊婦及びその夫を対象に、妊娠・出産・育児についての知識の普及・啓発と参加者同士が情報を共有したり、仲間づくりができるよう支援する教室を開催する。</p>
46	<p>歯科健康診査事業</p> <p>生涯にわたる歯の健康づくりのために、幼児に対して口腔内診査とむし歯予防のための歯科保健指導、永久歯（第一大臼歯）の保護育成の予防処置を行う。</p>
47	<p>思春期保健（ふれあい体験）事業</p> <p>玉山地域の小中学校で思春期講演会を行うほか、幼児が参加する母子保健事業でのふれあい体験を行う。また、保健所では、高校生を対象にふれあい看護体験を行う。</p>
48	<p>地域における食育推進事業</p> <p>家族の健康づくりを担う20~30代の男女を対象に、次世代の子どもたちの良い食習慣につながるために食生活改善や食育に関する情報提供や教室を広める。また、乳幼児期からの望ましい食習慣の定着を図るため、おおむね4か月児とその保護者を対象に月2回離乳食教室を開催し、食に関する学習の場や情報の提供を行う。</p>
49	<p>職場における食育推進事業</p> <p>女性職員が多い中小企業を対象に、生活習慣病予防のための食育講座を開催する。</p>
50	<p>食生活改善推進員地区活動事業</p> <p>地域の実情に合わせ、町内会や児童センター等、関係機関と連携を図りながら食に関する周知啓発を行う。</p>

51	<p>保育所における食育の取組</p> <p>保育所給食や給食だよりを通して、子どもたちや保護者に正しい食事のあり方や望ましい食習慣など食の大切さを働きかけるとともに、食材に地場産品を積極的に使用し、郷土食等を取り入れながら食文化について理解を深める。</p>
52	<p>小中学校における食育の取組</p> <p>各学校において、授業や給食を通じ、適正な栄養の摂取による健康増進を図るとともに、食生活に対する正しい理解、伝統的な食文化への理解などに取り組み食育を推進する。</p> <p>学校給食においては、健全な食生活を自ら営むことができる知識及び態度を養うため、摂取する食品と健康の保持増進との関連性について指導を行う。</p>
53	<p>小児救急輪番制病院事業</p> <p>休日や夜間における小児重症患者の救急医療を確保するため、小児救急病院が輪番制により診療にあたる。</p>
54	<p>在宅当番医制事業</p> <p>休日の日中における初期救急を確保するため、軽症の救急患者に対して、参加当番医療機関が診療にあたる。</p>
55	<p>夜間急患診療所管理運営事業</p> <p>夜間における初期救急を確保するため、軽い症状の救急患者に対し、年中無休で応急的な診療にあたる。</p>
56	<p>予防接種事業</p> <p>乳幼児の発病予防のため予防接種法及び結核予防法に基づき、各種予防接種を行う。</p>
57	<p>幼児等インフルエンザ予防接種事業</p> <p>生後6月から中学生までを対象に、年度内において13歳未満は2回まで、13歳以上は1回までを限度とし、1回につき2,000円を助成する。</p>
58	<p>産婦健康診査</p> <p>産後うつが発生しやすい時期である産後間もない2週間後、1か月後における産婦健康診査2回分の費用を助成する。</p>
59	<p>産後ケア事業</p> <p>産後、家族等から十分な援助が受けられない産後4か月未満の産婦等の自宅に助産師が訪問し、産婦、新生児に対して、健康状態の確認や育児相談などを実施する。</p>
60	<p>新生児聴覚検査事業</p> <p>原則、生後1か月未満の乳児の新生児聴覚検査の初回検査費用を助成する。</p>
	<p>〈再掲〉地域子育て支援拠点事業</p>
	<p>〈再掲〉乳幼児総合診査事業</p>

実施施策(2) 子育て世帯への支援の充実【P.78~P.82】

	地域子育て支援拠点事業
61	親子の交流の場の提供や子育てに関する相談・援助，子育て情報の提供，講座の実施，子育てサークルへの支援，高校生の育児体験等を行う。
	利用者支援事業
62	子育て家庭の個別ニーズに応じて適切なサービスを選択できるよう，情報集約や相談，利用支援，援助を行う。
	ファミリー・サポート・センター事業
63	地域において会員同士が育児，介護の相互援助を行う。また，通常の子どもの預かりや送迎等のほか病児・病後児の子どもの預かりも行う。
	子育て短期支援事業（ショートステイ）
64	保護者が疾病等の理由により家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった場合に，児童養護施設等で一時的に養育する。
	子育て短期支援事業（トワイライトステイ）
65	保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となり家庭において子どもを養育することが困難となった場合に，児童養護施設等で一時的に養育する。
	一時預かり事業
66	家庭において，児童の保育が断続的に困難になる場合に，その児童を一時的に保育所で保育することで，安心して子育てができる環境を整備し，もって児童の福祉の向上を図る。
	妊産婦・乳幼児相談事業
67	妊産婦や子育て中の親が抱えている悩みや育児不安などを解消するため，具体的な保健指導や適切な情報を提供しながら，安心して出産や育児ができるよう支援する。①専用回線による電話相談「ママの安心テレホン」②定例子育て相談（保健所など市内4か所で実施）③地区子育て相談（地区の要望により実施）
	幼児教育拠点としての取組
68	幼稚園で，育児不安を抱えた保護者の相談窓口の開設や，園庭，施設の開放を行う。
	子育て支援員研修事業
69	さまざまな子育て支援分野に従事可能となる「子育て支援員」を育成するため，研修を行う。
	子育て応援ガイドブック発行事業
70	育児のポイント，子育て支援サービス，子育てに関する制度等の情報を集約したガイドブックを作成する。子育て家庭に配布し，情報提供を行うとともにサービス，制度等の効率的利用を促進する。
	子育て支援事業（もりおか子育てねっと）
71	育児のポイント，子育て支援サービス事業，子育てに関する制度等の情報を掲載したホームページ「もりおか子育てねっと」を開設し，子育て情報の周知に努める。
	中学生医療費給付事業
72	中学生に対して医療費の一部を給付し，適正な医療を確保することにより，その健康保持と福祉の増進を図る。

実施施策(3) 経済的負担軽減対策の充実【P.83~P.84】

	保育料等の軽減
73	幼児教育・保育の無償化の対象とならない3歳未満の子どもの保育料や実費徴収となった3歳以上の子どもの副食費について、経済的負担を軽減する。
	実費徴収に係る補足給付を行う事業
74	新制度に移行していない幼稚園に通う子どものうち、年収360万円未満相当世帯の子どもと、保育料の多子軽減の対象となっている第3子以降の子どもの副食（おかず、おやつ等）の費用を助成する。
	放課後児童クラブ利用料の軽減
75	経済的な理由により、放課後児童クラブへの入所が困難な児童の保護者に対して、利用料等の一部を補助することにより、経済的負担を軽減する。
	乳幼児医療費給付事業
76	乳幼児に対して医療費の一部を給付し、適正な医療を確保することにより、その健康保持と福祉の増進を図る。
	小学生医療費給付事業
77	小学生に対して医療費の一部を給付し、適正な医療を確保することにより、その健康保持と福祉の増進を図る。
	妊産婦医療費給付事業
78	妊産婦に対して医療費の一部を給付し、適正な医療を確保することにより、その健康保持と福祉の増進を図る。
	不妊に悩む方への特定治療支援事業
79	治療費が高額な特定不妊治療費の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図る。
	小児医療費給付事業
80	未熟児養育医療、小児慢性特定疾患医療、育成医療により医療費の一部を助成し、経済的負担の軽減を図る。
	児童手当支給事業
81	子どもを養育している家庭の生活の安定と次代の社会を担う子どもの健全な育成及び資質の向上のため児童手当を支給する。
	要保護・準要保護児童生徒就学援助事業
82	経済的理由によって就学が困難と認められる児童生徒の給食費や修学旅行費などの費用の一部を援助する。
	<再掲>もりおか子育て応援パスポート事業

実施施策(4) ひとり親家庭等への支援の充実【P.85】

83	母子家庭等自立支援教育訓練給付金支給事業 母子家庭や父子家庭の親が就業に向けた資格取得等のために講座を受講した場合に、講座受講料の一部を支給する。
84	母子家庭等就業・自立支援センター事業 母子家庭や父子家庭の親、寡婦を対象に、就業相談や就業情報の提供などの就業支援サービスのほか、養育費の相談など生活支援サービスを提供する。また、母子家庭の親及び寡婦を対象に就業支援講習会を開催する。
85	女性相談事業 さまざまな問題を抱えた女性の相談に対応し、問題解決に向けた適切な指導を行うほか、母子生活支援施設への入所などの保護を行う。
86	母子自立支援員による相談・指導 母子家庭や父子家庭の親、寡婦を対象に、生活等の相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び指導を行う。
87	母子家庭等高等技能訓練促進費支給事業 母子家庭や父子家庭の親が就業に結びつく資格修得のために2年以上修業した場合に、訓練給付金を支給する。
88	母子・父子自立支援プログラム策定事業 母子家庭や父子家庭の親の自立支援に向けたプログラムを策定し、ハローワークと連携して就業に結びつける。
89	ひとり親支援講座事業 もりおか女性センターにおいて、ひとり親を対象に、就業や生活における不安など様々な課題や困難の解消のための講座や情報提供を実施し、社会的・経済的自立を支援する。
90	母子生活支援施設管理運営事業 母子家庭等の母子等を入所させ、保護するとともに、自立の促進のために生活を支援する。
91	母子家庭等日常生活支援事業 母子家庭や父子家庭の親、寡婦が、疾病などの事由により一時的に生活援助や保育サービスが必要な場合に、支援員を派遣する。
92	児童扶養手当支給事業 母子家庭の母等の世帯の経済的安定と自立の促進を図るため、児童扶養手当を支給する。
93	母子父子寡婦福祉資金貸付事業 母子家庭や父子家庭の親や寡婦の自立を図るための資金や子どもの就学（高校・大学・専修学校等）のための資金など、生活の安定と向上及び子どもの健やかな成長を図るため資金の貸し付けを行う。
94	ひとり親家庭等医療費給付事業 ひとり親家庭等に対して医療費の一部を給付し、適正な医療を確保することにより、その健康保持と福祉の増進を図る。
95	保育料等へのみなし寡婦（夫）控除 子育て中のひとり親家庭を支援するため、税法上の寡婦（夫）控除が適用されない未婚のひとり親について、申請に基づき、寡婦（夫）控除のみなし適用を行い、保育料の負担軽減を図る（平成30年9月から国の施策として実施）。

96	生活保護受給者等就労自立促進事業
	生活保護受給者や生活に困窮しているひとり親等に対し相談支援を行うほか、就労・自立の意欲が一定以上ある人には就労支援を行い就職の実現につなげ、生活保護受給者等の生活の安定を図る。
97	子どもの貧困の防止
	子どもの貧困対策実行計画に基づき、子どもの現在及び将来が生まれ育った環境によって左右されることがないように、貧困の状況にある子どもが健やかに育つために必要な環境整備をするとともに、教育の機会の確保、保護者に対する就労支援や経済的支援など、関係機関等と連携しながら、社会全体で子どもの今と未来を応援する取組を推進する。
98	ひとり親等の在宅就業支援事業
	ひとり親世帯の親を対象に、在宅でできるテレワークに係るセミナーの開催や、テレワークに必要な知識・スキルの研修を実施し、研修終了後の業務受注に関する新たな取組を検討する。
99	高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
	ひとり親家庭の経済的な自立を支援するため、ひとり親家庭の親及び児童を対象に、高等学校卒業程度認定試験の合格に向けた講座を受講する費用の一部助成について検討する。
	<再掲>要保護・準要保護児童生徒就学援助事業
	<再掲>家庭相談員活動事業
	<再掲>市営住宅維持管理事務事業

基本目標3 みんなで子ども・子育てを支える環境づくり

実施施策(1) 地域における子ども・子育て支援の促進【P.86~P.87】

	地域子育てサロン支援事業
100	民生委員・児童委員・主任児童委員が中心となり、主に在宅で子育てをしている親子を対象として、地域住民との交流の機会の提供や、子育てに関する悩みの相談など、地域における支え合い・助け合いを目的としたサロン活動を行う。
	民生委員・児童委員・主任児童委員等による妊産婦ワンストップ支援事業
101	民生委員・児童委員・主任児童委員等が、産前・産後や子育てについて、地域における気軽な相談相手となり、必要に応じて行政や関係機関へのつなぎ役となることで切れ目のない支援を行い、子育て世帯の孤立を防ぎ不安を軽減する。
	街路樹等維持管理事業
102	都市公園の遊具のうち改築時期を迎えたものを順次更新し、子どもたちの安全を確保する。
	小学校及び幼稚園遊具保守点検事業
103	盛岡市立小学校及び幼稚園に設置している遊具について、学校職員による日常点検及び専門業者による定期点検を行う。
	赤ちゃんの駅設置事業
104	公共施設や民間、商業施設に乳幼児を連れた保護者が授乳やおむつ交換などで気軽に立ち寄ることができる「赤ちゃんの駅」設置を促進し、親子で安心して外出できる環境を整える。
	公営住宅建設・公営住宅ストック総合改善事業
105	市営住宅の建替えやリフォーム事業において、バリアフリー化を図りながら、子育て世帯を含めた誰もが住みやすい住宅づくりを実施する。
	市営住宅維持管理事業
106	住宅に困窮する所得が一定の基準に満たない方に対し、市営住宅の入居募集を行い、安全で快適な住生活の実現を図る。
	交通安全教室開催事業
107	交通安全に関する知識の普及及び安全に行動できる実践的な力を身につけることを目的として、幼稚園、保育園、小中学校等を対象とした交通安全教室を開催する。
	交通安全施設等整備事業（防護柵）
108	車両の路外や歩道への逸脱防止のための車両防護柵のほか歩行者の路外転落防止のための転落防止柵を設置する。
	交通安全対策事業
109	小中学校の児童生徒に対し、安全な歩行や自転車の乗り方等の指導を行い、交通安全のルールやマナーを遵守する態度を身につける。
	交通指導員活動事業
110	子どもの交通事故防止を目的として、通学（園）時及び町内会・子供会等の行事開催時、並びに交通安全教室等において、交通指導員による交通安全指導を行う。
	街頭巡回活動事業
111	繁華街など、少年非行が行われるおそれがある場所を計画的、継続的に巡回し、少年非行の未然防止と早期発見に努め、適切な指導助言を行う。

	地域ぐるみの学校安全対策事業
112	地域のボランティアを活用し、地域社会全体で学校安全に取り組む体制を整備するとともに、安全で安心できる学校が確立されるよう各種取組を行う。
	少年相談事業
113	多様な悩みを抱える少年や保護者等の相談に対し、個別の指導・助言を行う。
	環境点検活動事業
114	少年を取り巻く地域の環境の実態把握や施設の点検を行い、必要に応じて関係機関や団体、地域との連携を図りながら、非行の未然防止、犯罪や事故に遭わない環境作りを目指す。
	出前！消費者講座事業
115	中学・高校、各 PTA 等に赴き、携帯電話トラブル、悪質商法などの消費者被害防止のための啓発を行い、健全な消費生活が営めるよう支援する。
	保育所地域活動事業
116	保育所において、老人福祉施設等への訪問や地域のお年寄りを招待しての世代間のふれあい活動を行う。また、地域の子どもの交流を通じて異年齢の子ども同士のつながりを深める。
	子育て世帯支援型賃貸住宅改修事業
117	既存の住宅等を改修し、子育て世帯専用の賃貸住宅とする民間事業者等に対して、改修費用の一部を補助する。
	子ども未来基金事業
118	子ども未来基金を活用して、市民・団体などが主体的に取り組む子ども・子育て支援の活動に対し補助を行うほか、取組内容を広く紹介することで、他の団体・個人の参画意欲を喚起するとともに、子ども・子育て支援の取組に対する理解者や協力者を増やし、子育てにやさしいまち盛岡の実現を図る。

実施施策(2) 仕事と家庭の両立支援【P.88～P.89】

	仕事と家庭の両立支援制度の普及活動
119	国など関係機関と連携し、育児休業等両立支援制度の周知を図るため、ホームページ等を通じて普及を図る。
	男女共同参画情報等提供事業
120	男女共同参画情報紙の発行等により、男女共同参画社会意識形成に有益な取組の情報提供を行う。
	<再掲>通常保育事業
	<再掲>認定こども園の支援
	<再掲>延長保育事業
	<再掲>休日保育事業
	<再掲>病児保育事業(病児対応型)
	<再掲>病児保育事業(体調不良児対応型)
	<再掲>一時預かり事業(幼稚園型)
	<再掲>放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ等運営事業)
	<再掲>児童館管理運営事業

実施施策(3) 子育てを応援する仕組みづくり【P.90～P.91】

	少子化対策推進事業
121	少子化の要因分析や先進事例の調査研究，市民フォーラム等の開催による啓発活動の実施など，結婚，妊娠，出産，育児の各段階に対応した施策の方向性を検討のうえ，「まち・ひと・しごと」創生法に基づき市が策定することとしている「地方版総合戦略」に位置付け，切れ目のない支援の実現に向けた総合的な少子化対策に取り組む。
	社会全体で子どもを育てる機運の醸成
122	地域における子ども・子育て支援の取組事例や企業におけるワーク・ライフ・バランスの推進事例等の情報を提供するとともに関係団体等への働きかけを通じた意識啓発を行い，社会の多様な主体が，未来のまちづくりの担い手である子どもを社会全体で育てることの必要性と役割を認識するとともに，社会全体で子育てに取り組む機運の醸成を図る。
	もりおか子育て応援パスポート事業
123	子育て世帯及び妊産婦に対し，協賛店で特典が受けられるパスポートを発行し子育てに係る負担を軽減するとともに，子育て家庭を社会全体で応援する意識の向上に取り組む。
	<再掲>赤ちゃんの駅設置事業
	<再掲>子ども未来基金事業

第5章 計画の評価と推進

1 計画の評価

本計画の実施状況は、毎年度、定期的に盛岡市子ども・子育て会議に報告して把握・点検し、評価された結果をその後の施策の実施や計画の見直し等に反映させていきます。

なお、本計画の内容や進捗状況、本計画の把握・点検の結果については、市ホームページなどで広く市民に周知しながら、分かりやすい情報提供に努めます。

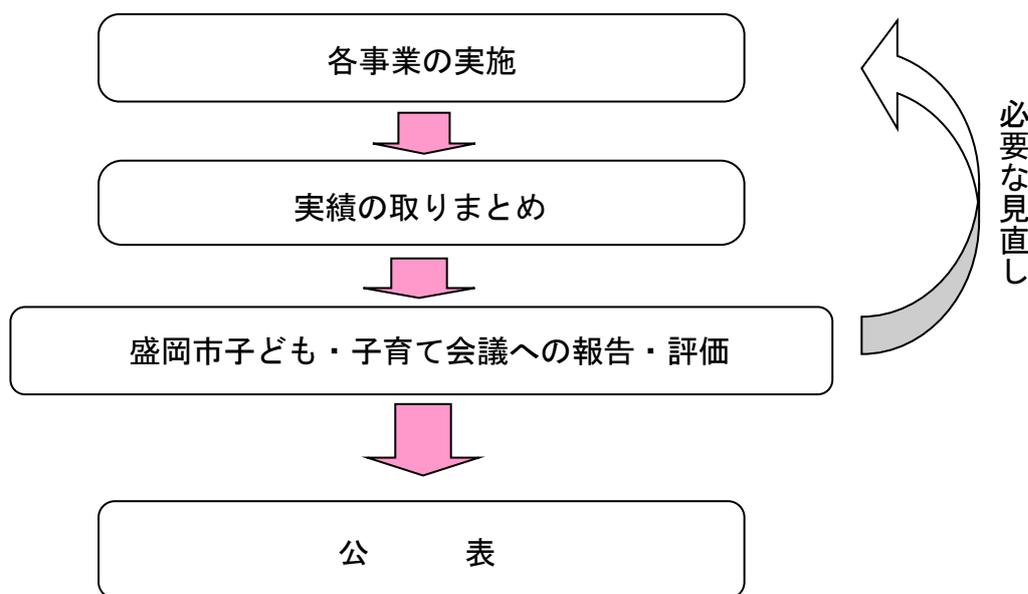
2 計画の推進

子ども・子育て支援及び次世代育成支援対策は、児童福祉や母子保健の分野だけでなく、教育や商工労働、男女共同参画、住宅、道路、公園等のまちづくりなど多様な分野にわたる課題であり、各部署における取組とともに、互いに連携した総合的な取組が必要です。

また、市内の子ども・子育て支援に関わる事業者やボランティア、福祉推進会、民生委員、児童相談所、保健所、教育機関、企業、警察等関係機関との連携をより一層図りながら計画を推進します。

さらに、計画期間中も今後の社会情勢の変化を的確に捉え、新たな課題を把握しながら、柔軟で実効性のある計画の推進に努めます。

〔 計画の評価と推進 〕



※ 計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、計画の見直しを行います。

資料編

1 盛岡市第2期子ども・子育て支援事業計画の策定経過等

平成31年1月22日～2月6日	「子ども・子育てに関するニーズ調査」の実施
令和元年8月8日	第1回盛岡市子ども・子育て会議
令和元年9月26日	第2回盛岡市子ども・子育て会議
令和元年11月28日	第3回盛岡市子ども・子育て会議
令和2年1月15日	第4回盛岡市子ども・子育て会議
	第2期盛岡市子ども・子育て支援事業計画に係る諮問
令和2年2月14日～3月6日	パブリックコメントの実施
令和2年3月30日	第2期盛岡市子ども・子育て支援事業計画に係る答申
令和2年3月31日	市長決裁

2 盛岡市子ども・子育て会議

盛岡市子ども・子育て会議条例

平成25年9月30日条例第38号

改正 平成26年9月30日条例第28号

改正 平成28年12月22日条例第46号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条の規定に基づき、市長の諮問機関として、盛岡市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(組織)

第2条 子ども・子育て会議は、委員20人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し知識経験を有する者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第3条 子ども・子育て会議に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が委嘱する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 子ども・子育て会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子ども・子育て会議は、市長が招集する。

2 子ども・子育て会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 子ども・子育て会議が第3条第1項に規定する特別の事項について議事を開き、議決を行う場合においては、当該特別の事項に係る臨時委員を委員とみなして、前2項の規定を適用する。

(部会)

第6条 子ども・子育て会議に部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会に属する委員の互選とする。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 前条の規定は、部会の会議について準用する。

(子ども・子育て会議の議決の特例)

第7条 子ども・子育て会議は、その定めるところにより、部会の議決をもって子ども・子育て会議の議決とすることができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども未来部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

附 則 (平成26年条例第28号)

この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号)の施行の日から施行する。

附 則 (平成28年条例第46号抄)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

盛岡市子ども・子育て会議委員

	氏 名	所属団体等・役職名
会 長	相 澤 徹	元岩手県立大学理事長（学校法人スコーレ 副理事長）
副会長	古 内 保 之 (前任：相馬 宏)	盛岡市民生児童委員連絡協議会 副会長
委 員	金 濱 誠 己	盛岡市医師会 理事
委 員	坂 本 洋	学校法人内丸学園 理事長
委 員	高 橋 繁 雄	社団法人岩手県私立幼稚園連合会盛岡地区会 会長
委 員	高 橋 学	盛岡市保育所協議会 会長
委 員	橋 本 有 紀	盛岡市学童保育連絡協議会 学童保育支援員
委 員	橋 本 良 隆	盛岡商工会議所 専務理事
委 員	蛭 田 嘉 男	岩手県福祉総合相談センター 児童女性部長
委 員	皆 川 孝 弘	連合岩手盛岡中央地域協議会 副議長
委 員	村 中 ゆり子	盛岡市小学校校長会 副会長（杜陵小学校 校長）
委 員	村 山 美保子	公募委員
委 員	両 川 いずみ	認定 NPO法人いわて子育てネット 副理事長

第2期盛岡市子ども・子育て支援事業計画
《令和2年3月》

発行 盛岡市
編集 盛岡市子ども未来部